

高等専門学校機関別認証評価

自己評価書

令和2年8月

松江工業高等専門学校

- ・自己点検・評価結果欄の各項目のチェック欄で「・・・していない」等にチェック（■）した場合は、自己点検・評価の根拠資料・説明等欄に、
- ・（該当する選択肢にチェック■する。）と記載のある項目は、該当する箇所のみチェックを入れること。選択肢全てにチェックを入れる必要はな
- ・自己点検・評価の根拠資料・説明等欄の記号は次のとおり。

明示している根拠資料については、該当資料名、資料番号を記入すること。資料は、該当箇所がわかるように（行の明示、下線や囲み線を引くなど）して、まとめて自己

◇： 評価書「根拠資料編」として作成すること。資料を、ウェブサイト等で公表している場合には、ウェブサイト公表資料と付した上で、該当資料名、資料番号を記入し、そのリンク先を欄中に貼付すること。

資料等を基に自己点検・評価の項目に係る状況を記述すること。（取組や活動の内容等の客観的事実について具体的に記述し、その状況についての分析結果をその結果を

◆： 導いた理由とともに記述。）記述は、できるだけ簡潔にし、分量は、200字程度を目安とすること。なお、「・・・場合は、」とあるものについては、該当する場合のみ記述すること。また、根拠資料の資料名、資料番号を記入すること。

- ・ 関係法令の略は次のとおり。

(法)学校教育法、(施)学校教育法施行規則、(設)高等専門学校設置基準

I 高等専門学校の現況及び特徴

(1) 現況	
1. 高等専門学校名	松江工業高等専門学校
2. 所在地	島根県松江市西生馬町 1 4 - 4
3. 学科等の構成	準学士課程：機械工学科，電気情報工学科，電子制御工学科，情報工学科，環境・建設工学科 専攻科課程：生産・建設システム工学専攻，電子情報システム工学専攻
4. 認証評価以外の 第三者評価等の状況	特例適用専攻科（専攻名：生産・建設システム工学専攻，電子情報システム工学専攻 ） J A B E E 認定プログラム（専攻名： ） その他（ ）
5. 学生数及び教員数 (評価実施年度の5月1日現在)	学生数：1, 0 8 0 人 教員数：専任教員 6 9 人 助手数：0 人
(2)特徴	
松江工業高等専門学校（以下、「本校」という）は、島根県と松江市の支援により、産業界の要請に応じられる実践的な技術者を養成する島根県における唯一の工学系高等教育機関として、昭和39年4月に設置され、55年が経過している。その間、8,078名の卒業生及び481名の修了生を社会に輩出している。当初は、機械工学科，電気工学科，土木工学科の3学科であったが，昭和44年4月に，制御工学・生産管理・塑性加工学を柱とする生産機械工学科が設置された。その後，社会のニーズに対応するため，昭和62年4月に生産機械工学科を発展的に改組して，メカトロニクス・システム制御を柱とする電子制御工学科を設置，平成4年4月に，情報工学科を新設，平成16年4月に，土木工学科を環境・建設工学科に改称，さらに，平成27年4月に，電気工学科を電気情報工学科に改称して現在に至っている。また，平成14年4月には，生産・建設システム工学専攻と電子情報システム工学専攻の2専攻からなる専攻科が設置された。各専攻は，それぞれ，準学士課程の機械工学科・環境・建設工学科，電気工学科・電子制御工学科・情報工学科が母体となっている。 本校では「学ぶ姿勢，創る意欲，エンジニアとしての意志」を兼ね備えた技術者を最終的な目標として平成14年度に設定し，その下で全学科共通の目標，学科ごとの目標及び専攻科の目標を段階的に設定してカリキュラムを編成している。学生一人一人がその個性・能力・興味に相応しい講義を選択受講して，修得単位を積み上げていく，学年制と単位制を併用したシステムをとっている。1年生では学科の垣根を設けない混成学級とし，上級学年においても他学科と共通の専門科目を数多く用意して幅広い専門知識の修得を可能としている。さらに，学生が取得した様々な資格を「特別学修」として単位認定し，向上心のある学生の取り組みを評価できるようにしている。	

一方、島根県では数少ない工学系高等教育機関として、地元企業や自治体との連携を強化し、産官学共同研究を積極的に進めている。平成13年10月には約100社の地元企業との連携組織「松江テクノフォーラム」を立ち上げ、平成23年10月には一般社団法人化した。令和元年度会員企業は128社となった。また、平成18年12月には島根県、平成27年3月には松江市との間で包括連携・協力に関する協定を結ぶなど、「地域共同テクノセンター」を核とした地域活性化や産業振興、人材育成など地域との連携活動を発展させてきた。

平成27年10月と平成29年3月には、それぞれ島根大学、島根県立大学と包括的連携に関する協定を締結し、教育、研究、地域貢献、産業振興、国際交流において学生及び教職員が相互に協力し、地域社会と国際社会の発展及び人材育成に寄与している。平成27年度に採択された「地(知)の拠点大学による地方創生推進事業(COC+)」を契機に、3校が連携し、地域社会の発展に一層貢献しようとした。本事業の成果が顕著な点が評価され、国からの補助終了後の令和2年度からも島根県の協力により継続することとなった。

本校の「ものづくり教育」の成果は、プログラミングコンテストでの平成22年度文部科学大臣賞受賞、ロボットコンテストでの9年連続全国大会出場などに現われている。また、豊かな人間性を養成する目的で、部活動も重視していて、中国地区高専体育大会や全国高専体育大会では毎年のように好成績を収めている。令和元年度中国地区高専体育大会においては、16競技中団体7競技で優勝した。令和元年度までの中国地区大会優勝は、男子バスケット部は通算43回(26回連続優勝)、男子バレー部は通算17回である。全国高専大会において、令和元年度までの通算優勝回数は、男子バスケットボール部15回、男子バレーボール部10回、女子バレーボール部5回、女子バスケットボール部2回と高専の中でも際立った成績を残している。全国高専大会において、ソフトテニス部は、男子個人戦で通算4回優勝している。また、令和元年の国体で、ボート競技の少年男子シングルスカルにおいて優勝を収めた。(これら部活についての成果は中国地区の高専では群を抜いている。)

国際交流についてもグローバル活動を進めている。平成19年に学術協定を締結したニュージーランドWintecポリテクとは現在、研究協定は締結していないが、継続的に研究交流をすると共に語学研修の場として毎年学生を送っている。近年では、中国地区の他の高専と協力して、オーストラリアも語学研修の場として提供している。トビタテ！留学JAPANの参加を奨励するため、過去の参加者による体験談を含めた説明会を実施している。そのため令和元年度は低学年3名、高学年・専攻科4名が採用された。また、シンガポールテマセクポリテクニクから毎年研修生を受け入れている。令和元年度は4名受け入れた。令和元年度にグローバルエンジニア育成事業の低学年部門に採択され、グローバル教員・事務補佐員を採用して、外国人教員による新たな授業を立ち上げ、カリキュラムに盛り込んだ。また、グローバルコモンズを設け、外国人と触れ合う空間を作り、国際化に対する意識を高めている。海外研修・語学研修の機会を増やすため、交流先も開拓している。その結果、ニュージーランド、オーストラリア、ハワイ、バンコク、台湾、韓国、シンガポール、イギリスが研修先となっている。研究交流・語学研修の場はさらに増え、参加者も大きく増加する予定である。

卒業生・修了生は多くの企業社員や公務員として活躍している。社会からの卒業生の評価は高く、毎年求人数も多く、就職率はほぼ100%である。他大学へ編入した学生や専攻科進学者も修了後、産業界で活躍している。

本校の目的の1つとして、地域貢献があげられる。地域への若者定着と様々な形での地域貢献のため活動している。学生へ地域の魅力を示すために講演会を低学年から実施している。また、地域の企業を知るための交流会を頻繁に実施している。また、県内大学との共同研究で、研究力の向上も図っている。

II 目的

本校は、高等専門学校の「深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成すること（学校教育法第115条第1項）」の目的に沿い、次の教育理念、教育目的および教育目標を定め教育を行っている。

《松江高専教育理念》（準学士課程卒業生および専攻科修了生の将来的目標）「出典 学校要覧p.2」

『創造性と実践的技術力を兼ね備えた国際的エンジニア』

本校は、工学を学ぶ志を持った学生に対し、創造的な「エンジニア」をめざした教育を行う使命を持つ。エンジニアには、地域や世界中の人々と視点を共有し、多角的な視点を確保するための教養、対話力、団結力、協調性が求められる。また、真に創造的であるためには、情報を収集し分析する能力と、技術を駆使して、問題を解決しようとする意欲が不可欠である。さらに世界市民としての倫理観を持つことも必要である。自己の成長とともに、技術の進化や地域・国際社会、地球環境保全に貢献できる「エンジニア」が、われわれの理想である。本校における教育は、このような「創造性と実践的技術力を兼ね備えた国際的エンジニア」をめざすものである。

《教育理念に基づいた松江高専（準学士課程および専攻科）の教育目標》「出典 学校要覧p.3」

『学んで 創れる エンジニア』の育成

ま：教養、対話力、技術の基礎を身に付け、自己を向上させようとする姿勢

つ：さまざまな視点から対象を観察し、新たな形を創りあげようとする意欲

え：世界市民として、社会に貢献し環境を考え、技術の進化に挑戦する意志

この教育目標を基に、準学士課程各学科及び専攻科各専攻において、次のような技術者の育成を目的とする。

I 準学士課程

〈機械工学科教育目的〉「出典 学校要覧p.22」

機械工学分野の理論、知識および技術を身につけ、“ものづくり”の中核分野に貢献できる実践的な技術者の育成を目的とする。

〈電気情報工学科教育目的〉「出典 学校要覧p.24」

電気工学分野の理論、知識および技術を身につけ、電力エネルギー・電子光デバイス・情報通信・コンピュータ分野に貢献できる実践的な技術者の育成を目的とする。

〈電子制御工学科教育目的〉「出典 学校要覧p.26」

電子制御工学分野の理論、知識および技術を身につけ、メカトロニクスやシステム制御などの幅広い分野に貢献できる実践的な技術者の育成を目的とする。

〈情報工学科教育目的〉「出典 学校要覧p.28」

情報工学分野の理論、知識および技術を身につけ、情報化社会の発展に貢献できる実践的な技術者の育成を目的とする。

〈環境・建設工学科教育目的〉「出典 学校要覧p.30」

環境・建設工学分野の理論，知識および技術を身につけ，様々な社会基盤整備分野に貢献できる実践的な技術者の育成を目的とする。

II 専攻科

〈生産・建設システム工学専攻教育目的〉「出典 学校要覧p.39」

機械工学分野又は環境・建設工学分野のより高度な理論，知識および技術を身につけ，当該分野やその境界・融合領域での問題発見・解決能力および創造性を持つ技術者の育成を目的とする。

〈電子情報システム工学専攻教育目的〉「出典 学校要覧p.39」

電気工学分野，電子制御工学分野又は情報工学分野のより高度な理論，知識および技術を身につけ，当該分野やその境界・融合領域での問題発見・解決能力および創造性を持つ技術者の育成を目的とする。

準学士課程各学科及び専攻科各専攻の教育目的を達成するための三つの方針を次のように定める。

松江工業高等専門学校三つの方針（準学士課程）

1. 本科アドミッション・ポリシー（AP）（入学者の受入に関する方針）「出典 学校要覧p.5」

本校では，教育目標に掲げている「学ぶ姿勢」，「創る意欲」，「挑戦する意志」を持った「エンジニア」の養成を目指しています。その目標を達成するための資質を備えた次のような学生の入学を期待しています。

- （1）ものづくりに興味がある人
- （2）数学や理科に興味がある人
- （3）こつこつと物事に取り組める人
- （4）人の話がきちんと聞ける人
- （5）自分から行動を起こせる人
- （6）自分の意見がきちんと言える人

★入学者選抜の基本方針

(I) 推薦選抜

中学校若しくは中学校に相当する学校に在籍する生徒で，次の(1)から(3)のすべてに該当し，学校長から推薦された者を対象とし，推薦書，調査書の評価及び面接等を行い，その結果を総合的に判断します。

- （1）人物が優れていると認められること
- （2）将来エンジニア（技術者）になろうという意志が強く，その適性を備えていると認められること

(3) 在学する学校で本校が指定する一定以上の成績を収めていること

(II) 学力選抜

本校が求める資質と基礎学力を有した学生を選抜するため、調査書の評価及び学力検査を行い、その結果を総合的に判断します。

(III) 編入学選抜

高等学校を卒業した者、又は選抜試験を実施する年度の3月に高等学校を卒業見込みの者、若しくは高等学校卒業者と同等以上の学力があると認められた者を対象とし、面接及び学力検査等を行い、志望する学科の学習に必要な学力、意欲及び適性のある学生を選抜します。

2. 本科ディプロマ・ポリシー (DP) (卒業の認定に関する方針)

(平成30年度以前の入学生向け)

本校では、以下に示す能力・知識を身につけ、学則で定める修業年限以上在籍し、所定の単位を修得した学生に対して卒業を認定します。

なお、下記に定めるすべての能力・知識をDP能力、それぞれの能力・知識につけられた番号(記号及び数字)をDP番号とします。

○全学科共通

- G1. 日本語による記述・理解・発表等の基礎能力がある。
- G2. 日本及び他地域の歴史・文化・社会に関する基礎的な知識がある。
- G3. 外国語による基礎的なコミュニケーション能力がある。
- G4. 自然科学に関する基礎的な知識がある。
- G5. 社会生活のための豊かな見識と、健全な心身をもつ。

○機械工学科

- M1. 機械工学に関する基礎的な専門知識がある。
- M2. モノづくりに必要な基礎的なデザイン能力がある。
- M3. コンピュータを、機械の設計・製作等に役立てる基礎能力がある。
- M4. 実験データを収集・解析・考察できる基礎能力がある。

○電気情報工学科

- E1. 電気・電子機器、コンピュータを扱うための基礎的な専門知識がある。
- E2. 電気・電子機器、コンピュータを作るための専門的な基礎能力がある。
- E3. コンピュータを用い、情報を収集・活用・発信するための基礎能力がある。
- E4. データを収集・解析・評価するための基礎能力がある。

○電子制御工学科

- D1. 電気・電子分野に関する基礎的な知識がある。
- D2. 機械・力学分野に関する基礎的な知識がある。
- D3. 制御・情報分野に関する基礎的な知識がある。
- D4. 各分野の知識を、ものづくりやメカトロニクスに応用する能力がある。
- D5. データを収集・解析・考察できる基礎能力がある。

○情報工学科

- J1. コンピュータをつくるハードウェア技術の基礎的な専門知識がある。
- J2. コンピュータを動かすソフトウェア技術の基礎的な専門知識がある。
- J3. コンピュータをつなぐネットワーク技術の基礎的な専門知識がある。
- J4. データを解析・考察し、説明できる基礎能力がある。
- J5. コンピュータを用いて情報を収集・活用・発信するための基礎能力がある。

○環境・建設工学科

- C1. 構造力学，土質力学，水理学，建設材料学，環境工学に関する基礎的な知識がある。
- C2. 実験や実習を通じて現象の基本構造を解析するための基礎能力がある。
- C3. 設計製図，情報処理，測量に関する基礎的な技術がある。
- C4. 災害を防ぎ，環境を守る技術の基礎的な知識がある。

各学科で設定した教育目的を達成するために、身に付けなければならない知識や育成すべき能力等を整理し、本科の各学科の（旧）教育目標（旧DP）として定めてきた。本科で定めた（旧）教育目標（旧DP）は本校で定めた本科及び専攻科の教育目標の反映度合いが異なるところがあり、本校の教育目標で定義するエンジニア像に対応するような人間像について各学科で検討し、平成30年度に改定を行った。改定後のものは次の通りである。

（令和元年度以降の入学生向け）「出典 学校要覧p.7-p.8」

本校では、以下に示す能力・知識を身につけ、学則で定める修業年限以上在籍し、所定の単位を修得した学生に対して卒業を認定します。

なお、下記に定めるすべての能力・知識をDP能力、それぞれの能力・知識につけられた番号（記号及び数字）をDP番号とします。

○全学科共通

- G1. 日本語による記述・読解・会話の基礎能力がある。
- G2. 歴史・文化・社会に関する基礎知識がある。
- G3. 外国語による記述・読解・会話の基礎能力がある。
- G4. 自然科学に関する基礎知識がある。
- G5. 健全な心身を維持増進するための健康・安全に関する基礎知識と実践能力がある。
- G6. 情報機器やコンピュータネットワークを安全に活用するための基礎能力がある。
- G7. 環境保全や技術の進化に貢献するための基礎知識がある。

○機械工学科

- M1. 機械工学に関する基礎知識がある。
- M2. 機械工学に関する機器を取扱い、データを収集・解析・考察するための基礎能力がある。
- M3. 機械システムをデザインするための基礎能力がある。

○電気情報工学科

- E1. 電気・電子、情報工学に関する基礎知識がある。
- E2. 電気・電子、情報工学に関する機器を取扱い、データを収集・解析・考察するための基礎能力がある。
- E3. 電気情報システムをデザインするための基礎能力がある。

○電子制御工学科

- D1. 電気・電子分野、機械分野、情報分野の基礎知識がある。
- D2. 電子制御工学に関する機器を取扱い、データを収集・解析・考察するための基礎能力がある。
- D3. 電子制御システムをデザインするための基礎能力がある。

○情報工学科

- J1. 情報工学（ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク）に関する基礎知識がある。
- J2. 情報工学に関する機器を取扱い、データを収集・解析・考察するための基礎能力がある。
- J3. 情報システムをデザインするための基礎能力がある。

○環境・建設工学科

- C1. 環境工学，建設工学に関する基礎知識がある。
- C2. 環境工学，建設工学に関する機器を取扱い，データを収集・解析・考察するための基礎能力がある。
- C3. 環境・建設システムをデザインするための基礎能力がある。

教育目標とDP能力との対応		
ま（なんで）	つ（くれる）	え（んじにあ）
DP番号G1～5, M1, E1, D1, J1, C1	DP番号G6, M2, E2, D2, J2, C2	DP番号7, M3, E3, D3, J3, C3

3. 本科カリキュラム・ポリシー（CP）（教育課程の編成及び実施に関する方針）「出典 学校要覧p.9-p.10」

本校では，DP能力を身につけるため，次のような編成方針，実施方針，成績評価基準に基づいた教育を行います。

（1）教育課程の編成方針

- (a) 中学卒業後という早い段階から専門課程の教育を実施する。このため，理論的な基礎とともに低学年から実験・実習を重視した実践的技術教育を実施する。
- (b) 幅広い教養と総合的な判断力を涵養するために，一般教養を含めた体系的な教育課程を編成する。
- (c) 教育課程の編成にあたり，適切な学年での科目配置やレベルを検討し，学年を超えた科目間連携にも配慮した授業内容や授業計画を設計する。
- (d) DP能力を深化させるために，卒業研究など総合的な能力を駆使する科目を実施する。

（2）教育課程の実施方針

- (a) DP能力が教育課程の中でどのように反映されているのかをシラバス，科目系統表等によって学生に明示し，学生が履修計画を立てやすいように配慮する。
- (b) 各科目で到達目標をシラバス上で明確にし，学生が到達すべきレベルを明らかにする。
- (c) 各科目の授業で学生の能動的な参加を促す工夫を行い，予習・復習など授業時間以外の時間を含めた「学び」を实践させる。

（3）成績評価基準

本校では，授業科目の成績評価は各科目のシラバスに基づき以下の方法で行います。

- (a) 成績評価は，定期試験の成績，小テスト，レポート等の提出物，履修状況などを総合して実施する。なお，実験実習，演習等の科目では定期試験を実施せず，履修状況や提出物等により評価することがある。

- (b) 原級留置となった場合、前年度までに履修した科目の単位を認定する。
- (c) 1～3年生までは50点以上の成績をもって単位を認定する。4年生以上にあつては、60点以上の成績を持って単位を認定する。
- (d) 特別学修として認められた資格を取得した場合、及び放送大学等他大学、高専で開設された授業科目の単位を修得した場合、本校の単位として認定することがある。
- (e) 成績評価の客観的な指標として、科目の単位数で重み付けを行った平均点を算出しクラス内での席次を決定する。
- (f) 成績の評語は次表とする。

平成29年度以前入学の学生に対する評語

1～3年生		4～5年生	
100～80点	優	100～80点	優
79～60点	良	79～70点	良
59～50点	可	69～60点	可
49～0点	不可	59～0点	不可

平成30年度以降入学の学生に対する評語

1～3年生		4～5年生	
100～90点	秀	100～90点	秀
89～80点	優	89～80点	優
79～60点	良	79～70点	良
59～50点	可	69～60点	可
49～0点	不可	59～0点	不可

松江工業高等専門学校三つの方針（専攻科）

1. 専攻科アドミッション・ポリシー（AP）（入学者の受入に関する方針）「出典 学校要覧p.6」

科学技術の高度化が進む中、産業界における技術革新と国際化に対応するために、本校専攻科では、「創造性と実践的技術力を兼ね備えた国際的エンジニア」を教育理念として定め、研究開発能力、専門知識、職業倫理、国際性を身につけることを目指しています。その目標を達成するための資質を備えた、「基礎学習能力があり、専門的技術開発に意欲を有する」学生の入学を期待しています。

★入学者選抜の基本方針

(I) 推薦選抜

次の各号に該当し、専門的技術開発への意欲がある者で、在学高等専門学校長（本校の場合は所属する学科の学科長）の推薦を受けた者を面接、学力検査等によって選抜します。

(1) 選抜試験の実施年度の3月に高等専門学校を卒業見込みの者

(2) 学業成績及び人物が優れていると認められる者

(3) 本校に合格した場合、確実に入学する意思がある者

(II) 学力選抜

高等専門学校、短期大学、専修学校に相当する学校を卒業した者、またはそれらの学校で選抜試験を実施する年度の3月に卒業見込みの者、その他高等専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると専攻科が認めた者に対して、面接、学力検査等を行って選抜を行います。

(III) 社会人特別選抜

出願時に社会人の経験を1年以上有する者で、高等専門学校、短期大学、専修学校に相当する学校を卒業した者、またはそれらの学校で選抜試験を実施する年度の3月に卒業見込みの者、その他高等専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると専攻科が認めた者に対して、面接、学力検査等を行って選抜を行います。

(IV) AO特別選抜

技術的な作品や取り組み、あるいは技術的な開発経験を有する者で、高等専門学校、短期大学、専修学校に相当する学校を卒業した者、またはそれらの学校で選抜試験を実施する年度の3月に卒業見込みの者、その他高等専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると専攻科が認めた者に対して、面接、学力検査等を行って選抜を行います。

2. 専攻科ディプロマ・ポリシー（DP）（修了の認定に関する方針）「出典 学校要覧p.8」

専攻科では、以下に示す能力・知識を身につけ、学則で定める修業年限以上在籍し、所定の単位を修得した学生に対して修了を認定します。
なお、下記に定めるすべての能力・知識をDP能力、それぞれの能力・知識につけられた記号（P, S）及び数字をDP番号とします。

○生産・建設システム工学専攻

P1. 機械工学、環境・建設工学いずれかの分野を基礎として、他の分野を融合した境界領域の知識がある。

P2. 技術者としての企画、提案、解決能力がある。

P3. 技術者としてのコミュニケーション能力、倫理観、社会知識がある。

○電子情報システム工学専攻

S1. 電気・電子工学、制御工学、情報工学いずれかの分野を基礎として、他の分野を融合した境界領域の知識がある。

S2. 技術者としての企画、提案、解決能力がある。

S3. 技術者としてのコミュニケーション能力、倫理観、社会知識がある。

3. 専攻科カリキュラム・ポリシー（CP）（教育課程の編成及び実施に関する方針）「出典 学校要覧p.10-p.11」

専攻科では、DP能力を身につけるため、つぎのような編成方針、実施方針、成績評価基準に基づいた教育を行います。

（1）教育課程の編成方針

(a) 研究や演習・実習等において、ものづくりや本科の科目と連携した科目を配置し、本科で得た知見を応用し研究・開発能力を涵養する教育課程を編成する。

(b) 教育課程の編成にあたり、学科を超えた科目間連携にも配慮した授業内容や授業計画を設計する。

(c) DP能力を深化させるために、先進的なエンジニアリングデザイン教育を取り入れ総合的な能力を駆使する科目を実施する。

（2）教育課程の実施方針

(a) DP能力が教育課程の中でどのように反映されているのかをシラバス、科目間連携図等によって学生に明示し、学生が履修計画を立てやすいように配慮する。

(b) 各科目で評価基準をシラバス上で明確にし、学生が到達すべきレベルを明らかにする。

(c) 各科目の授業で学生の能動的な参加を促す工夫を行い、予習・復習など授業時間以外の時間を含めた「学び」を実践させる。

(d) 成績評価を各科目でシラバスに明記した評価基準に沿って公正に行い、その成績評価に用いた成績資料の80%を保管する。

また、その正当性を教員の相互チェックにより確認する。さらに、機関別認証評価などの第三者評価によって客観的に評価を実施する。

(3) 成績評価基準

専攻科では、成績評価は各科目のシラバスに沿った方法で行います。

- (a) 成績評価は、定期試験の成績、小テスト、レポート等の提出物、履修状況などを総合して実施する。
- (b) 実験実習、演習等の科目では定期試験を実施せず、履修状況や提出物等により評価することがある。
- (c) 60点以上の成績をもって単位を認定する。
- (d) 成績評価の客観的な指標として、科目の単位数で重み付けを行った平均点を算出しクラス内での席次を決定する。
- (e) 成績の評語は次表とする。

100～80点	優
79～60点	良
59～50点	可
49～ 0点	不可

Ⅱ 基準ごとの自己評価

基準 1 教育の内部質保証システム

評価の視点			
【重点評価項目】			
1－1 教育活動を中心とした学校の総合的な状況について、学校として定期的に学校教育法第109条第1項に規定される自己点検・評価を行い、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための教育研究活動の改善を継続的に行う仕組み（以下「内部質保証システム」という。）が整備され、機能していること。			
【重点評価項目】			
観点1－1－① 教育活動を中心とした学校の活動の総合的な状況について、学校として定期的に自己点検・評価を実施するための方針、体制等が整備され、点検・評価の基準・項目等が設定されているか。			
【留意点】			
○ 教育の活動を中心とした学校の教育研究活動の総合的な状況についての自己点検・評価の実施方針、実施体制、実施項目を分析するための観点であり、重点評価項目として位置付けている。（改善への取組については1－1－④で分析する。）			
○ 定期的に行うということは、7年以内ごとに実施する大学改革支援・学位授与機構（以下、「機構」という。）の機関別認証評価に対応した自己点検・評価以外に、計画的にモニタリング や自己点検・評価を実施していることについて分析すること。			
「モニタリング」として、教育プログラムの実施者がプログラムの現状について、定量的及び定性的なデータや情報を定期的かつ体系的に把握・追跡し、継続的に情報共有を行う作業をいう。			
○ 実施方針とは、趣旨、実施時期、実施方法、評価結果の外部検証等が定められている学校内の規定を想定している。			
○ 実施体制には、委員会や担当部署のほか、自己点検・評価における責任の所在を明記していること。なお、実施体制の「組織図」等があれば提示すること。			
○ 自己点検・評価の基準・項目には、機構の高等専門学校評価基準を活用することや、必要に応じて独自の評価の項目を設定している場合も想定される。			
○ 実施体制、評価の基準・項目等は、実施方針の中で一体的に策定している場合も想定される。			
関係法令 (法)第109条 (施)第166条 (設)第2条			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学校として定期的に自己点検・評価を実施するための方針を定めているか。 ■ 定めている	◇実施の方針が明示されている規程等		
	資料1-1-1-(1)-01「自己点検・評価実施についてわかる規則（自己点検・評価委員会規則）」		
	資料1-1-1-(1)-02「自己点検・評価実施についてわかる細則（自己点検・評価に関する細則）」		
	資料1-1-1-(1)-03「自己点検・評価実施についてわかる資料（自己点検・評価の実施について）」	本校での定期的な自己点検・評価は、自己点検・評価委員会が実施する。 資料により自己点検・評価を実施するための方針が定められていると判断でき	
(2) (1)の方針において、自己点検・評価の実施体制（委員会等）を整備しているか。 ■ 整備している	◇実施体制等がわかる資料（組織構成図、関連規程等）		
	資料1-1-1-(1)-01「自己点検・評価実施についてわかる規則（自己点検・評価委員会規則）」		再掲
	資料1-1-1-(1)-02「自己点検・評価実施についてわかる細則（自己点検・評価に関する細則）」		再掲
	資料1-1-1-(1)-03「自己点検・評価実施についてわかる資料（自己点検・評価の実施について）」		再掲
	資料1-1-1-(2)-01「自己点検・評価実施体制がわかる図」	自己点検・評価委員会の体制は校長を除く、執行部及び関連する事務組織により構成する。実施内容を資料に示す。	

(3) (1)の方針において、若しくは同方針に基づいて、自己点検・評価の基準・項目等を設定しているか。 ■ 設定している	◇自己点検・評価の基準・項目等がわかる資料（関連規程等）		
	資料1-1-1-(3)-01「自己点検・評価の基準項目がわかる資料（自己点検・評価項目）」		
	資料1-1-1-(3)-02「自己点検・評価の基準項目がわかる資料（自己点検・評価委員会）」	自己点検・評価の基準・項目等には，認証評価の基準・項目の一部を使用している。	
【重点評価項目】 観点１－１－② 内部質保証システムに基づき、根拠となるデータや資料に基づいて自己点検・評価が定期的に行われ、その結果が公表されているか。 【留意点】 ○ 根拠となるデータや資料等とは、教育の状況について自己点検・評価を行うに当たり必要な教育活動に関する基礎的な資料のことで、本評価書の右欄に明示された各種資料を想定している。自己点検・評価に活用できるように体系的に整理しているかを分析すること。より体系的に実施するため、データブック等の策定や、IR（インスティテューショナル・リサーチ）活動として実施している場合も考えられる。 ○ 定期的に行うということは、7年以内ごとに実施する大学改革支援・学位授与機構（以下、「機構」という。）の機関別認証評価に対応した自己点検・評価以外に、計画的にモニタリング や自己点検・評価を実施していることについて分析すること。 「モニタリング」として、教育プログラムの実施者がプログラムの現状について、定量的及び定性的なデータや情報を定期的かつ体系的に把握・追跡し、継続的に情報共有を行う作業をいう。（１－１－①の留意点の再掲。）			
関係法令 （法）第109条 （施）第166条 （設）第2条			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 根拠となるデータや資料等を定期的に収集・蓄積しているか。 ■ 収集・蓄積している	◇収集・蓄積状況がわかる資料		
	資料1-1-2-(1)-01「アンケートや資料等を定期的に収集・蓄積していることがわかる資料（アンケート一覧）」	本科学学生，専攻科学学生，保護者，卒業生，修了生，就職先企業等を対象に定期的にアンケートを行っている。収集されたデータは，それぞれアンケートを実施する担当部署で蓄積し，保管している。	
	◇担当組織、責任体制がわかる資料		
	資料1-1-2-(1)-02「自己点検・評価の実施についてわかる資料（自己点検・評価実施依頼メール）」	担当組織は自己点検・評価委員会（体制は校長を除く，執行部および関連する事務組織により構成する。）が行う。責任体制は，管理運営の副校長を責任者として実施する。	

(2) 自己点検・評価を定期的に行っているか。 ■ 実施している	◇自己点検・評価報告書等、実施状況がわかる資料（何年ごとに実施しているかがわかる資料も含む。）		
	資料1-1-2-(2)-01「自己点検・評価の実施状況がわかる資料（松江高専自己点検・評価書）」		
	資料1-1-2-(2)-02「自己点検・評価の実施状況がわかる資料（松江高専HP）」	http://www2.matsue-ct.jp/jiko/	
	◆何年ごとに実施しているかを明確にしつつ、現在の実施頻度が適切かどうか、データや資料を活用して行われているかについて、資料を基に記述する。		
	本校では、5年ごとに中期目標・中期計画に対する年度計画を用いて自己点検評価を実施していたが、前回の認証評価において、「評価項目・評価基準の設定が不十分、徴取した意見が十分に反映されていない。また評価内容も不十分」との指摘を受けていたため、平成30年度の自己点検・評価より認証評価の評価項目を用いて自己点検・評価を実施することとした。実施周期は認証評価の資料準備も兼ねて認証評価の2年前（7年ごと）に実施することとした。自己点検・評価結果は、外部評価委員会で第三者の評価を受けることとしているが、本校が実施した自己点検・評価の周期に併せて実施するには、時間的に難しいため、毎年テーマを決めて、外部評価委員会を実施し、7年目に全体の自己点検・評価として評価を受けることとした。外部評価委員会で、指摘された改善事項については、実施可能なものから次年度に改善を行う。令和元年度（平成30年度実施分）から、外部評価委員会の改善内容について学内外に発信し、意見をもらうようにしている。本校の自己点検・評価書は、報告書にまとめて公開している。上記の資料は、自己点検・評価書（平成20年、平成25年、平成30年）である。	左記より自己点検・評価を定期的に行っている。	
(3) (2)の結果を公表しているか。 ■ 公表している	◇公表状況がわかる資料（ウェブサイトのアドレスの明示でも可。）		
	資料1-1-2-(2)-02「自己点検・評価の実施状況がわかる資料（松江高専HP）」	http://www2.matsue-ct.jp/jiko/	再掲
		本校の自己点検・評価報告書は、5年ごとに、卒業生・修了生アンケート結果は、毎年、上記HPアドレスに公開している。	

【重点評価項目】

観点 1－1－③ 学校の構成員及び学外関係者の意見の聴取が行われており、それらの結果が自己点検・評価に反映されているか。

【留意点】

○ 学校の構成員及び学外関係者の意見を聴取する方法、内容、実施状況等についての分析を含め、聴取した意見がどのような形で教育の状況に関する自己点検・評価に反映されているか分析すること。

○ 特に学外関係者からの意見聴取は、準備等に時間がかかることが想定されるため、計画的な実施が望まれる。

○ 「第三者評価」とは、評価対象機関とは独立した第三者組織によって選定された評価者・評価項目等によって行われる評価を指す。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 自己点検・評価の実施に際して、次の各者の意見を反映するようになっているか。（該当する選択肢にチェック■する。）	◇各意見聴取の実施状況がわかる資料（実施方法、回数、意見内容の例、アンケート結果集計表等。）		
	資料1-1-3-(1)-01 「データの収集・蓄積状況がわかる資料（授業アンケート）」		
	資料1-1-3-(1)-02 「データの収集・蓄積状況がわかる資料（本科卒業時アンケート）」		
	資料1-1-3-(1)-03 「データの収集・蓄積状況がわかる資料（専攻科修了時アンケート）」		
	資料1-1-3-(1)-04 「データの収集・蓄積状況がわかる資料（卒業生アンケート）」		
	資料1-1-3-(1)-05 「データの収集・蓄積状況がわかる資料（入学者保護者アンケート）」		
	資料1-1-3-(1)-06 「データの収集・蓄積状況がわかる資料（保護者会アンケート）」		
	資料1-1-3-(1)-07 「データの収集・蓄積状況がわかる資料（後援会幹事会）」		
	資料1-1-3-(1)-08 「データの収集・蓄積状況がわかる資料（進路先アンケート）」		
	資料1-1-3-(1)-09 「データの収集・蓄積状況がわかる資料（中学校アンケート）」		
	資料1-1-3-(1)-10 「データの収集・蓄積状況がわかる資料（教職員からの意見聴取）」		
	資料1-1-3-(1)-11 「データの収集・蓄積状況がわかる資料（進学先アンケート）」		
	◇自己点検・評価結果報告書等の該当箇所		
	資料1-1-1-(3)-02 「自己点検・評価の基準項目がわかる資料（自己点検・評価委員会）」	自己点検・評価の実施に際して、学生、教職員、保護者、卒業生、進路先等からの意見聴取を実施し、それぞれの部署において改善を行っていたが、きちんとPDCAサイクルが回っていなかったため、令和2年度に自己点検・評価細則を改正し、意見聴取した結果を改善担当部署に伝え課題を抽出し、改善計画を提出させ、定期的に改善されているか確認することとした。	再掲
	資料1-1-3-(1)-12 「自己点検・評価実施状況がわかる資料（自己点検・評価書）」		

(2) 自己点検・評価の実施において、聴取された意見の評価結果及び他の様々な評価の結果等を踏まえて行っているか。（該当する選択肢にチェック■する。） 【在学生の意見聴取】 ■ 学習環境に関する評価 ■ 学生による授業評価 ■ 学生による教育・学習の達成度に関する評価（進級時等、卒業（修了）前の評価） ■ 学生による満足度評価（進級時等、卒業（修了）前の評価） □ その他 【卒業（修了）時の意見聴取】 ■ 卒業（修了）時の学生による教育・学習の達成度に関する評価 ■ 卒業（修了）時の学生による満足度評価 □ その他 【卒業（修了）後の意見聴取】 ■ 卒業（修了）後の学生による学習成果の効果に関する評価 ■ 卒業（修了）後の就職・進学先等による学生の学習成果の効果に関する評価 □ その他 【外部評価】 ■ 外部有識者の検証 ■ 教育活動に関する第三者評価（機関別認証評価、JABEE等。） ■ 設置計画履行状況調査 □ その他	◇各評価結果等を踏まえて自己点検・評価が行われていることを示す報告書等の該当箇所		
	資料1-1-1-(3)-02「自己点検・評価の基準項目がわかる資料（自己点検・評価委員会）」	本校では、学内外からの意見聴取を行い、即時、対応できる内容については対応している。外部評価委員会[平成30年度（2018年度）]の指摘事項に対する対応として、三つの方針については、今年度中に記載を統一することとしている。女性教員確保については、平成30年4月1日付けで2名採用しており、平成31年4月1付け及び令和2年1月1日付けで各1名を採用した。また、学生のメンタル面の支援として図書館改修の際に保健室・相談室を移転・整備し、サポートの強化を図ることとしている。人的・予算的に、対応が難しい内容については、機構本部等（後援会、同窓会）に予算要求を行い対応している（例：図書館改修等）。	再掲
	資料1-1-3-(2)-01「意見聴取の結果改善が行われていることがわかる資料（自己点検・評価委員会）」		
	資料1-1-3-(2)-02「意見聴取の結果改善が行われていることがわかる資料（外部評価委員会報告書）」		
	資料1-1-3-(2)-03「意見聴取の結果改善が行われていることがわかる資料（女性教員採用）」		
	資料1-1-3-(2)-04「意見聴取の結果改善が行われていることがわかる資料（学生支援体制）」		
	資料1-1-3-(2)-05「意見聴取の結果改善が行われていることがわかる資料（女性教員の宿日直改善）」		
	◆その他の項目をチェックした場合は、当該評価の内容を記述するとともに、上記◇と同様に該当箇所を明示すること。		

【重点評価項目】

観点 1－1－④ 自己点検・評価や第三者評価等の結果を教育の質の改善・向上に結び付けるような組織としての体制が整備され、機能しているか。

【留意点】

○ 改善・向上のための組織体制には、委員会や担当部署のほか、改善・向上の取組のための責任の所在が明確になっていること。組織図等があれば提示すること。

1－1－①－(2)と同じ組織体制を充てる場合であっても、自己点検・評価の実施と改善・向上の取組の両方の役割をそれぞれ明確に規程等で整理できているかを分析すること。

○ 第三者評価等とは、機構が実施する機関別認証評価や、ＪＡＢＥＥ（日本技術者教育認定機構）によるＪＡＢＥＥ認定プログラムの認定、機構が実施する特例適用専攻科の認定等のほか、第三者評価ではない、自己点検・評価の外部有識者による検証を含み、外部者が検証・評価した結果等の全てを想定しており、そこで指摘された改善事項等への対応を事例として想定している。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 自己点検・評価や第三者評価等の結果を教育の質の改善・向上に結び付けるような体制が整備されているか。 ■ 整備されている	◇実施体制がわかる資料（組織相互関連図、関連規程、議事要旨、活動記録等）		
	資料1-1-1-(1)-01「自己点検・評価実施についてわかる規則（自己点検・評価委員会規則）」	自己点検・評価委員会が行う学内外の意見収集を基に、自己点検・評価や第三者評価等の結果を教育の質の改善・向上に結び付ける体制がある。	再掲
	資料1-1-1-(1)-02「自己点検・評価実施についてわかる細則（自己点検・評価に関する細則）」		再掲
	資料1-1-1-(1)-03「自己点検・評価実施についてわかる資料（自己点検・評価の実施について）」		再掲
	資料1-1-4-(1)-01「外部評価実施体制がわかる資料（外部評価規則）」		
	資料1-1-4-(1)-02「外部評価実施体制がわかる資料（外部評価細則）」		
	資料1-1-4-(1)-03「外部評価実施体制がわかる資料（外部評価要項）」		
	資料1-1-4-(1)-04「外部評価実施体制がわかる資料（認証評価細則）」		

(2) 前回の機関別認証評価における評価結果について、「改善を要する点」として指摘された事項への対応をしているか。 ■ 対応している	◇対応状況がわかる資料		
	資料1-1-4-(2)-01「前回の認証評価指摘事項がわかる資料」	前回の機関別認証評価（平成25年度）において、指摘された事項は、以下のとおりである。 指摘：①専攻科のインターンシップ参加者が少ない。②卒業（修了）時に身に付ける学力・資質能力の達成状況の調査方法が不明瞭である。卒業生の「外国語によるコミュニケーションの能力」が低い。情報工学科の「ネットワーク」に関して達成度が低い。③自己点検評価において、聴取した意見が十分に反映されていない。④自己点検・評価に関して、平成18年度までは自己点検・評価報告書としてまとめられていたが、その後は、中期計画の実施状況を「中期計画 評価表」として作成し、活動の実績に対する自己点検・評価としているが、学校の活動の総合的な状況に対する効果的な自己点検・評価の実施という点では、評価項目・評価基準の設定には不十分な点がある。 対応：①評価結果を受け、特別研究指導教員の理解を得て、専攻科生にインターンシップの必要性を説明した。その結果、専攻科のインターンシップ参加者が増加している。②前回平成25年度に認証評価を受審した際には、選択科目が多く、ディプロマ・ポリシー（旧教育目標）に対応する科目を履修しなくても卒業できる状況であったため、一部の選択科目を除きほぼすべての科目を必修科目とし、卒業の認定について従来から設定されている修得累計単位数（合計167単位、一般科目75単位以上、専門科目82単位以上）に加え「全学科共通のディプロマ・ポリシー及び在籍学科のディプロマ・ポリシーの全てについて、それぞれ対応する科目を1単位以上修得した者」という要件を加えた。この改定によってディプロマ・ポリシーを満足するようにした。また、外国語によるコミュニケーション能力及び情報工学科の「ネットワーク」について、学生に到達レベルを明示することにより達成度を判断できるようにした。③及び④機関別認証評価の基準を自己点検・評価に用い意見聴取の意図を明確化し、聴取した意見を関係する委員会等にフィードバックし、改善に十分に反映できるようにした。	
	資料1-1-4-(2)-02「評価結果を受け改善状況がわかる資料（専攻科インターンシップ）」		
	資料1-1-4-(2)-03「評価結果を受け改善状況がわかる資料（達成状況把握）」	学校要覧p.7－p.8, p.32- p.38, 第2条, 第23条	
	資料1-1-4-(2)-04「評価結果を受け改善状況がわかる資料（外国語・ネットワーク）」		
	資料1-1-1-(1)-01「自己点検・評価実施についてわかる規則（自己点検・評価委員会規則）」		再掲
	資料1-1-1-(1)-02「自己点検・評価実施についてわかる細則（自己点検・評価に関する細則）」		再掲
	資料1-1-1-(3)-01「自己点検・評価の基準項目がわかる資料（自己点検・評価項目）」		再掲
	資料1-1-4-(2)-05「評価結果の改善状況を確認していることがわかる資料」		

(3)(2)以外で、実際に、自己点検・評価や第三者評価等の結果に基づいて改善に向けた取組を行っているか。 ■ 改善に向けた取組を行っている	◇自己点検・評価結果報告書や第三者評価等の該当箇所		
	資料1-1-3-(2)-01「意見聴取の結果改善が行われていることがわかる資料（自己点検・評価委員会）」		再掲
	資料1-1-3-(2)-02「意見聴取の結果改善が行われていることがわかる資料（外部評価委員会報告書）」	平成30年度の外部評価委員会の報告（令和元年度）に、本校に対する指摘事項と改善要望が示されている。	再掲
	資料1-1-4-(3)-01「自己点検・評価の結果がわかる資料」		
	◇評価結果を受けた改善の取組がわかる資料		
	資料1-1-3-(2)-03「意見聴取の結果改善が行われていることがわかる資料（女性教員採用）」		再掲
	資料1-1-3-(2)-04「意見聴取の結果改善が行われていることがわかる資料（学生支援体制）」		再掲
	資料1-1-3-(2)-05「意見聴取の結果改善が行われていることがわかる資料（女性教員の宿日直改善）」	実際に、自己点検・評価や第三者評価等の結果に基づいて改善に向けた取組を行っている判断できる。	再掲
1－1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
該当なし			

評価の視点			
1－2 準学士課程、専攻科課程それぞれについて、卒業（修了）の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）（以下「三つの方針」という。）が学校の目的を踏まえて定められていること。			
（準学士課程）			
観点1－2－① 準学士課程の卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。			
【留意点】			
○ ガイドラインとは、下記関係法令に示す平成28年3月31日に決定されたガイドラインのことをいう。			
○ 「卒業の認定に関する方針」（ディプロマ・ポリシー）については、ガイドラインの3ページ上段の基本的な考え方や、同5ページ下半分の三つのポリシー相互の関係、同6ページのディプロマ・ポリシーについて等、ガイドラインの内容を参照の上、適切に定められていることを分析すること。			
○ 教育する立場からみた教えるべき内容ではなく、教育を受ける側（＝学習者＝学生）の立場に立って「何を身に付け、何ができるようになったか」という学習の成果が明確にわかる、具体的な内容となっていることを分析すること。			
○ 学校教育法施行規則第172条の2第1項第1号の規定により学校の目的を、高等専門学校設置基準第3条の規定により学科ごとの目的を、それぞれ定めることが義務付けられており（本評価書のⅡ目的に記載するもの。）、それぞれの目的と卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が、内容的に齟齬がないなど整合性を有していることを分析すること。			
○ 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）の策定の単位は、準学士課程全体で一つのポリシーを定めることや、学科ごとに定めることが考えられるところであり、学校・学科の目的や教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）との整合性を踏まえて、学校ごとに策定単位を明確にすることが求められる。			
関係法令（法）第117条（施）第165条の2（設）第17条第3～6項、第17条の2、第17条の3、第18条、第19条、第20条			
「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) ガイドライン等を踏まえ、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）を定めているか。（該当する選択肢にチェック■する。）	◇策定した卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）		
	資料1-2-1-(1)-01「準学士課程ディプロマ・ポリシーがわかる資料（学校要覧）」	p.7-p.8	
	資料1-2-1-(1)-02「ディプロマ・ポリシーがわかる資料（学務協議会）」	平成18年度に定めた本校のディプロマ・ポリシー（教育目標）と平成30年度に見直しを行った準学士課程のディプロマ・ポリシーを示す。 全学科共通のディプロマ・ポリシー（G1～G7）および各学科のディプロマポリシー（1～3）は、学校全体の教育目標[①学んで（G1～G5，1），②つくれる（G6，2），③エンジニア（G7，3）]に対応している。 平成30年度には、複数あった各学科のディプロマ・ポリシーは、学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力、並びに、養成しようとする人材像等の内容をより明確に示すため整理した。	
□ その他			

(2) 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が、「何ができるようになるか」に力点を置いたものであり、かつ準学士課程全体、各学科の目的（本評価書Ⅱに記載したもの。）と整合性を有しているか。 ■ 整合性を有している				
(3)卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）の中で、学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力、並びに、養成しようとする人材像等の内容を明確に示しているか。 ■ 示している				
	◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。			
観点 1－2－② 準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）が、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を持ち、学校の目的を踏まえて明確に定められているか。 【留意点】 ○ ガイドラインとは、下記関係法令に示す平成28年 3 月31日に決定されたガイドラインのことをいう。 ○ 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）については、ガイドラインの 3 ページ上段の基本的な考え方や、同 5 ページ下半分の三つのポリシー相互の関係、同 6 ページカリキュラム・ポリシーについて等、ガイドラインの内容を参照の上、適切に定められていることを分析すること。 ○ 特に、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は学校教育法施行規則第165条の 2 第 2 項において、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を有して定めることが求められていることから、両ポリシーの内容が整合的であることを分析すること。 ○ 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）の策定の単位は、準学士課程全体又は学科ごとに定めることが想定されるところであり、学校・学科の目的や卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）との整合性を踏まえて、学校ごとに策定単位を明確にすることが求められる。（卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と策定単位が一致していることが原則であると想定されるが、各高等専門学校の判断で策定単位を一致させていないことも想定されることから、整合性を分析する際には、形式的に留まらず内容的整合性を分析することが求められる。） ○ （3）の選択肢のうち、「その他」以外のものについては、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に必ず含むものとして想定している。				
関係法令 （施）第165条の2 （設）第15条、第16条、第17条（第7項）、第17条の2 「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成28年 3 月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）				
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する				
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲	
(1) ガイドライン等を踏まえ、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を定めているか。（該当する選択肢にチェック■する。） ■ 準学士課程全体として定めている □ 学科ごとに定めている □ その他	◇策定した教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー） 資料1-2-2-(1)-01「準学士課程カリキュラム・ポリシーがわかる資料（学校要覧）」	p.9-p.10 本校では、全学科共通のディプロマ・ポリシーと各学科のディプロマ・ポリシーに示した能力を学生に身に付けさせるため、編成方針，実施方針，成績評価基準に基づいたカリキュラム・ポリシーを定めている。		
(2) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）との整合性を有しているか。 ■ 整合性を有している				
	◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。			

(3)教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は、どのような内容を含んでいるか。（該当する選択肢にチェック■する。） ■ どのような教育課程を編成するかを示している ■ どのような教育内容・方法を実施するかを示している ■ 学習成果をどのように評価するかを示している ☐ その他			
	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		

観点１－２－③ 準学士課程の入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。

【留意点】

○ ガイドラインとは、下記関係法令に示す平成28年３月31日に決定されたガイドラインのことをいう。

○ 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）については、ガイドラインの３ページ上段の基本的な考え方や、同５ページ下半分の三つのポリシー相互の関係、同６ページのアドミッション・ポリシーについて等、ガイドラインの内容を参照の上、適切に定められていることを分析すること。

○ 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）の策定の単位は、準学士課程全体で1つのポリシーを定めることが考えられるが、学科ごとに定めることも可能である。

○ 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）には、「入学者選抜の基本方針」と「求める学生像（受け入れる学生に求める学習成果を含む。）」の両方を定めているかを分析すること。なお、受け入れる学生に求める学習成果として、「学力の３要素」に沿った成果の内容が明示されていることを分析すること。

○ 「学力の３要素」とは、１知識・技能、２思考力・判断力・表現力等の能力、３主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度のことである。

関係法令 (法)第57条、第118条 (施)第165条の2

「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成28年３月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1)ガイドライン等を踏まえ、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）を定めているか。（該当する選択肢にチェック■する。） ■ 準学士課程全体として定めている ☐ 学科ごとに定めている ☐ その他	◇策定した入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）		
	資料1-2-3-(1)-01「準学士課程アドミッション・ポリシーがわかる資料（学校要覧）」	p.5	
		準学士課程では、教育理念・教育目標・「人づくり」への思い・教育目的、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを踏まえて学力の3要素を含むアドミッション・ポリシーを策定している。アドミッション・ポリシーには入学者選抜（推薦選抜・学力選抜・編入学選抜）の基本方針定めている。	

(2)入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）は、学校の目的や学科の目的（本評価書Ⅱに記載したもの。）、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえて策定しているか。 ■ 目的・方針等を踏まえて策定している			
(3)入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）には、「入学者選抜の基本方針」を明示しているか。 ■ 明示している			
(4)入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）には、「求める学生像（受け入れる学生に求める学習成果を含む。）」を明示しているか。 ■ 明示している			
(5) 受け入れる学生に求める学習成果には「学力の3要素」に係る内容が含まれているか。 ■ 含まれている			
	◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。		
（専攻科課程） 観点1－2－④ 専攻科課程の修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。 【留意点】 ○ 観点1－2－①の留意点に準ずるものとする。			
関係法令 （法）第119条第2項 （施）第165条の2 （設）第17条第3～6項、第17条の2、第17条の3、第18条、第19条、第20条 「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) ガイドライン等を踏まえ、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）を定めているか。（該当する選択肢にチェック■する。） ☐ 専攻科課程全体として定めている ☒ 専攻ごとに定めている ☐ その他	◇策定した修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）がわかる資料		
	資料1-2-4-(1)-01「専攻科課程ディプロマ・ポリシーがわかる資料（学校要覧）」	p.8	
		専攻科ディプロマ・ポリシーは、2つの専攻（生産・建設システム工学専攻、電子情報システム）について、定めている。	

(3)入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）には、「入学者選抜の基本方針」を明示しているか。 ■ 明示している			
(4)入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）には、「求める学生像（受け入れる学生に求める学習成果を含む。）」を明示しているか。 ■ 明示している			
(5) 受け入れる学生に求める学習成果には「学力の3要素」に係る内容が含まれているか。 ■ 含まれている			
	◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。		
1－2 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
該当なし			

評価の視点			
1－3 学校の目的及び三つの方針が、社会の状況等の変化に応じて適宜見直されていること。			
観点1－3－① 学校の目的及び三つの方針が、社会の状況等の変化に応じて適宜見直されているか。			
【留意点】 ○ (2)の点検の実施については、改組転換といった教育組織の見直しや教育課程の充実（外国語科目の充実や、実務教育科目の充実等。）により、三つの方針の全体若しくはいずれかの見直しを行っていることについて、分析すること。			
関係法令 (法)第109条 (施)第166条 (設)第2条			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学校の目的及び三つの方針について、社会の状況等を把握し、適宜点検する体制となっているか。 ■ なっている	◇点検を行う体制がわかる資料（関連規定等、三つの方針の内容を点検し、必要に応じて見直すことについて定めているもの。）		
	資料1-3-1-(1)-01 「三つの方針の点検を行う体制がわかる資料（教務委員会規則）」	第2条，第3条	
	資料1-3-1-(1)-02 「三つの方針の点検を行う体制がわかる資料（専攻科委員会規則）」	第2条，第3条	
		本科にあっては，教務委員会，専攻科にあっては，専攻科委員会がこの三つの方針を見直す役割である。 教務委員会については，教務委員会規則第2条第1項第九号で定めている。 専攻科委員会については，専攻科委員会規則第2条第1項第八号で定めている	
(2) 学校の目的及び三つの方針について、社会の状況等を把握し、適宜点検しているか。 ■ 点検して、改定している	◇点検の実情に関する資料（実績）		
	資料1-3-1-(2)-01 「三つの方針を点検していることがわかる資料（教務委員会）」	資料は，教育目標，卒業要件（ディプロマ・ポリシー）の改訂について，教務委員会で審議されている記録である。	
	資料1-3-1-(2)-02 「三つの方針を点検していることがわかる資料（専攻科委員会）」	資料は，入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）の検証方法について，専攻科員会で審議されている記録である。	
		社会の状況等を把握し，適宜点検している。改定については，以下のとおりである。 アドミッション・ポリシーについては，基準6で示す。カリキュラム・ポリシー，ディプロマ・ポリシーについては，観点1－2－①に示したとおりである。	
		以上により，学校の目的及び三つの方針について，社会の状況等を把握し，適宜点検している。	

1－3 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
該当なし			
基準 1			
優れた点			
学内組織である自己点検・評価委員会の業務の見直しを行い、内部質保証システムの仕組みを充実させた。これまで毎年行ってきた自己点検・評価結果（認証評価を含む）等を外部評価委員会（審査委員：しまね産業振興財団，島根大学，島根県中学校校長会，同窓会，松江テクノフォーラム等）に報告し，改善すべき点を指摘してもらい，自己点検・評価委員会の指示のもと，当該委員会・WGにおいて対応している。また，その指摘への本校の対応を，内（学生，保護者，教職員）・外（中学校，就職先企業）に公表し，改善を進めている。外部評価委員会報告書はＨＰにて公表している。			
	資料1-1-3-(2)-02 「意見聴取の結果改善が行われていることがわかる資料（外部評価委員会報告書）」	http://www2.matsue-ct.jp/gaibu/H30gaibutaiou.pdf	再掲
改善を要する点			
該当なし			

基準 2 教育組織及び教員・教育支援者等

評価の視点			
2－1 学校の教育に係る基本的な組織構成が、学校の目的に照らして適切なものであること。また、教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。			
観点 2－1－① 学科の構成が、学校の目的に照らして、適切なものとなっているか。			
【留意点】			
○ 準学士課程の目的と卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）において、全ての学科に関係する記述が明確になっていることを分析すること。			
○ 学科ごとの目的が、高等専門学校設置基準の規定に適合しているかどうかとともに、本評価書Ⅱに記載した学校の目的に適合しているかについて分析すること。			
関係法令 (法)第116条 (設)第4条、第4条の2、第5条、第27条の3			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学科の構成が学校の目的（本評価書Ⅱに記載したもの。）及び卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性がとれているか。	◆学校の目的及び卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を有した学科の構成となっていることについて、資料を基に記述する。		
	資料1-2-1-(1)-01 「準学士課程ディプロマ・ポリシーがわかる資料（学校要覧）」	p.7-p.8	再掲
	資料2-1-1-(1)-01 「学科の構成がわかる資料（学則）」	第7条，第7条の2	
	本科のディプロマ・ポリシーは，全学科共通と各学科で設定されている。学科構成は，学校の目的とディプロマ・ポリシーと整合している。		

観点 2－1－② 専攻の構成が、学校の目的に照らして、適切なものとなっているか。 【留意点】 ○ 専攻科課程の目的と修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）において、全ての専攻に関係する記述が明確になっていることを分析すること。 ○ 専攻ごとの目的が、学校教育法の規定に適合しているかどうかについて分析すること。			
関係法令 （法）第119条第 2 項			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 専攻の構成が学校の目的（本評価書Ⅱに記載したもの。）及び修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性がとれているか。 ■ 整合性がとれている	◇本評価書Ⅱに記載したもの以外に専攻科規程等があれば、それがわかる資料		
	資料1-2-4-(1)-01 「専攻科課程ディプロマ・ポリシーがわかる資料（学校要覧）」	p.8	再掲
	資料2-1-2-(1)-01 「専攻科の構成がわかる資料（学則）」	第42条，第42条の2	
	資料2-1-2-(1)-02 「専攻科の構成がわかる資料（専攻科に関する規則）」		
	◆学校の目的及び修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を有した専攻の構成となっていることについて、資料を基に記述する。		
	専攻科の各専攻のディプロマ・ポリシーは，専攻ごとに設定されている。専攻の構成は，学校の目的とディプロマ・ポリシーと整合している。		

観点 2－1－③ 教育活動を有効に展開するための検討・運営体制が整備され、教育活動等に係る重要事項を審議するなどの必要な活動が行われているか。

【留意点】なし。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育活動を有効に展開するための検討・運営体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇教育活動を有効に展開するため必要と考えられる教務・学生支援・入試等の委員会の組織体制がわかる資料（当該事項を審議するための組織の構成図、運営規程等）		
	資料2-1-3-(1)-01 「教育活動の審議する組織体制がわかる資料（組織図）」		
	資料1-3-1-(1)-01 「三つの方針の点検を行う体制がわかる資料（教務委員会規則）」		再掲
	資料1-3-1-(1)-02 「三つの方針の点検を行う体制がわかる資料（専攻科委員会規則）」		再掲
	資料2-1-3-(1)-02 「教育活動を審議する委員会等の規則（学生委員会規則）」	第2条，第3条	
	資料2-1-3-(1)-03 「教育活動を審議する委員会等の担当がわかる資料（入学WG）」	第5条，第6条，第7条	
	資料2-1-3-(1)-04 「教育活動を審議する委員会等の担当がわかる資料（校務分担）」		
		教務・学生支援・入試等の委員会の組織体制を資料2-1-3-(1)-01 教育活動の審議する組織体制がわかる資料（組織図）の組織図に示す。教務を担当する教務委員会，学生支援を担当する学生委員会，入試については，教務委員会に付随する入学WGが教務委員会とともに担当している。教育活動を有効に展開するための検討・運営体制の具体的体制は，校務分担のとおり各教職員が割り当てられている。したがって，教育活動を有効に展開するための検討・運営体制を整備していると判断する。	

(2) (1)の体制の下、必要な活動を行っているか。 ■ 行っている	◇活動が行われている実績がわかる資料（当該事項の審議内容を記した会議の議事要旨等）		
	資料2-1-3-(2)-01 「教育活動を審議する活動が行われていることがわかる資料（教務委員会）」		
	資料2-1-3-(2)-02 「教育活動を審議する活動が行われていることがわかる資料（専攻科委員会）」		
	資料2-1-3-(2)-03 「教育活動を審議する活動が行われていることがわかる資料（学生委員会）」		
	資料1-3-1-(2)-01 「三つの方針を点検していることがわかる資料（教務委員会）」		再掲
	資料2-1-3-(2)-04 「教育活動を審議する活動が行われていることがわかる資料（会議開催一覧）」		
		教育活動を有効に展開するための検討・運営体制の内、カリキュラム、入試、専攻科に係る教務委員会、専攻科委員会及び学生委員会の活動状況の一部を上記の資料により示す。したがって、必要な活動が行われていると判断する。	
2－1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
該当なし			

評価の視点			
2－2 教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていること。			
観点2－2－① 学校の目的を達成するために、準学士課程に必要な一般科目担当教員及び各学科の専門科目担当教員が適切に配置されているか。			
【留意点】			
○ 本評価書Ⅱに記載した学校の目的に沿って編成された教育課程を展開するために、必要な教員が配置されていることを分析すること。 （例1）目的に「国際的コミュニケーション能力を育成する」を掲げている場合、英語担当教員の配置の充実や、ネイティブスピーカーの配置の充実等。 （例2）目的に「実践的技術者を育成する」を掲げている場合、技術資格を有する者や実務経験を有する者を効果的に配置するなど。			
○ (1)(2)に関し、専任教員数には助教の数も含めることができる（助手は除く。）。			
○ (4)(5)については、非常勤講師についても分析すること。			
関係法令 (法)第120条 (設)第6条、第7条、第8条、第9条			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 一般科目担当の専任教員を法令に従い、確保しているか。	◇【別紙様式】高等専門学校現況表		
		法令〔（設）第6条〕から、一般科を担当する専任教員数は、22人以上確保しなければならない。入学定員4～6学級（本校は5学級）14+4×2=22人。現況表より、本校は、一般科（人文：11人、数理：10人）では21人の専任教員である。これは、令和元年度末に定年退職者2名に加えて、急速2名の教員が退職したためである。ただし、今年の9月1日付で一般科の教員が採用される予定である。	
		法令〔（設）第6条〕では、2以上の学科を置くときは、7×学科数+1となる。本校の学科数は5である。したがって、1学科だけ8人で残りの学科で7人以上を確保しなければならない。本校では、現況表のとおり各学科8人以上で専任教員を確保している。	
(2) 専門科目担当の専任教員を法令に従い、確保しているか。		法令〔（設）第8条〕では、専門科目を担当する専任の教授及び准教授の数は、一般科目の専任教員数、専門科目を担当する専任の教授と准教授の合計の1/2以上となっている。専門5学科48人、一般科21人の合計は69人で、内専門科目の教授は22人と准教授15人であり合計が37人、37/58=0.6379であり、1/2を超えているので、教授及び准教授の数を法令に従い確保している	
(3) 専門科目を担当する専任の教授及び准教授の数を法令に従い、確保しているか。			

(4) 適切な専門分野の教員が授業科目を担当しているか。 ■ 担当が適切である	◇【別紙様式】担当教員一覧表等	担当教員一覧表より教員の専門分野と担当授業科目が適切に対応していることがわかる。	
(5) 適切な教員配置について専門分野以外に配慮していることがあるか。（該当する選択肢にチェック■する。） ■ 博士の学位 ■ ネイティブスピーカー（担当する言語を母国語とする） ■ 技術資格 ■ 実務経験（教育機関以外の民間企業等における勤務経験者等） ■ 海外経験 □ その他	◆配慮事項として掲げる博士の学位、ネイティブスピーカー、技術資格、実務経験、海外経験、その他の具体的な内容について、資料を基に記述する。		
	担当教員一覧表からは、学位、技術資格、実務経験がわかる。英語を母国語または準母国語とする教員（ニコラス教員，アラム教員），海外経験（在外研究など）についても，明示されている。		
	◆その他の項目をチェックした場合は、具体的な配慮事項を記述する。		

観点2－2－② 学校の目的を達成するために、専攻科課程に必要な各分野の教育研究能力を有する専攻科担当教員が適切に配置されているか。

- 【留意点】
- 本評価書Ⅱに記載した目的や修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づいて編成された教育課程を展開するために必要な教員が配置されていることを分析すること。

（例）目的に「応用開発型技術者を育成する」を掲げている場合、博士取得者、技術資格を有する者や実務経験を有する者を効果的に配置するなど。

○ 本評価書Ⅰ(1)4.において、特例適用専攻科について記載した場合は、その結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の各項目について、個別の記入は要しない。

関係法令 （法）第119条第2項

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

（根拠理由欄）

本校では、特例適用専攻科の認定を受けており、その際に本観点を満たすことが確認されている。

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 専攻科の授業科目担当教員を適切に確保しているか。	◇【別紙様式】担当教員一覧表等		
(2) 適切な専門分野の教員が授業科目を担当しているか。			
	◆左記について、資料を基に記述する		
(3) 適切な研究実績・研究能力を有する教員が研究指導を担当しているか。	◇適切な研究実績・研究能力を有する教員が研究指導を担当していることがわかる資料		

観点 2－2－③ 学校の目的に応じた教育研究活動の活性化を図るため、教員の年齢構成等への配慮等適切な措置が講じられているか。			
【留意点】なし。			
関係法令 （設）第6条第6項			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教員の配置について、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮しているか。	◇教員の年齢構成がわかる資料（観点 4－3－①の、教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関する根拠資料を流用してもよい。）		
	資料2-2-3-(1)-01 「教員の年齢構成がわかる資料（職員数・年齢別表）」	資料から69人の教員の年齢構成は、46-50歳が15名と多いが、28歳から63歳に分散していることがわかる。教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏るとは言えない。	
	◆配慮の取組について、資料を基に記述する。		
(2) (1)以外に配慮している措置はあるか。（該当する選択肢にチェック■する。）	人事構想委員会で募集する教員の年齢を考慮して、公募を行う。年齢の考慮は、募集する教員の職名（教授、准教授、講師、助教、助手）により行う。このことにより、教員の配置について、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮している。		
	◇左記でチェックした項目について、実施状況がわかる資料		
	資料2-2-3-(2)-01 「教員の配置について配慮していることがわかる資料（教員公募）」	人事構想委員会で募集する教員公募内容を決定する。このとき、考慮すべきことがあれば募集内容に追加する。 女子学生の指導のために、女性教員の比率を増加させる必要があり、採用試験時の業績の評価において同等である場合は女性の採用を優先している。 したがって、教育経歴、実務経験、男女比について考慮している。	
	◆その他の項目をチェックした場合は、具体的な配慮事項を記述する。		

(3) 在職する教員に対して教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るために行っている措置等はあるか。（該当する選択肢にチェック■する。）	◇左記でチェックした項目について、実施状況がわかる資料		
	資料2-2-3-(2)-01 「教員の配置について配慮していることがわかる資料（教員公募）」		再掲
	資料2-2-3-(3)-01 「教育研究水準の維持向上・活性化を図っていることがわかる資料（交流）」		
	資料2-2-3-(3)-02 「教育研究水準の維持向上・活性化を図っていることがわかる資料（校長裁量）」		
	資料2-2-3-(3)-03 「教育研究水準の維持向上・活性化を図っていることがわかる資料（表彰）」		
	資料2-2-3-(3)-04 「教育研究水準の維持向上・活性化を図っていることがわかる資料（任期制）」		
		教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るために行っている措置等として、資料に示した例がある。	
	◆その他の項目をチェックした場合は、内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		
	資料2-2-3-(3)-05 「教育研究水準の維持向上・活性化を図っていることがわかる資料（在外）」		
2－2 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。	在外研究員制度がある。独立行政法人国立高等専門学校機構では、在外研究員制度を定めている。		
該当なし			

評価の視点			
2－3 全教員の教育研究活動に対して、学校による定期的な評価が行われていること。また、教員の採用及び昇格等に当たって、明確な基準や規定が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。			
観点2－3－① 全教員の教育研究活動に対して、学校による定期的な評価が行われており、その結果が活用されているか。			
【留意点】なし。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 全教員（非常勤教員を除く。）に対して校長又はその委任を受けた者による教育上の能力や活動実績に関する評価を定期的に行い、その結果を基に給与・研究費配分への反映や教員組織の見直し等の適切な取組を行う体制を整備している	◇教員評価に係る規程等がわかる資料		
	資料2-3-1-(1)-01 「教員評価がわかる資料（人事構想委員会規則）」	第2条，第6条，第7条 人事構想委員会は，教員選考，教員の昇任について，校長を含む教員人事WGを構成し，これに当たる。	
	資料2-3-1-(1)-02 「教員評価がわかる資料（教員の業務実績に対する評価）」	令和2年5月に校長が「教員の業務実績に対する評価について」を定め今後給与，特別研究費，研究員派遣制度の選定及び各種表彰制度の選定等に利用することとし，教員に周知している。	
	◇給与や研究費配分に活用することとしているか、教員組織の見直し等に活用することとしているかがわかる資料		
	資料2-3-1-(2)-01 「教員評価を実施していることがわかる資料（授業アンケート）」	教員評価として，資料に示した内容を実施している。また，今年度より給与や研究費配分については，「教員の業務実績に対する評価について」に基づき実施する予定である。	
(2) (1)の体制の下、教員評価を実施しているか。			

(3) 把握した評価結果を基に、行っている取組はあるか。（該当する選択肢にチェック■する。） ■ 給与における措置 ■ 研究費配分における措置 ■ 教員組織の見直し ■ 表彰 □ その他			
	資料2-3-1-(1)-02 「教員評価がわかる資料（教員の業務業績に対する評価）」	資料に示すようにその結果を給与、教員組織、教員表彰等に反映する予定である。	再掲
	◆その他の項目をチェックした場合は、内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		
	◆評価結果を具体的にどのように活用しているのか、資料を基に記述する。		
(4) 非常勤教員に対し教員評価を実施しているか。 ■ 実施している	◇教員評価に係る規程等を定めた資料		
	資料2-3-1-(4)-01 「非常勤教員評価について明示されている規則（教務委員会規則）」	第8条 非常勤教員に関しても、授業アンケートを実施する〔教務委員会規則第8条第1項第三号（学生による授業評価に関すること。）に定めている〕	
	資料2-3-1-(4)-02 「非常勤教員評価を実施していることがわかる資料（非常勤講師に対する評価について）」		
	◇実施していることがわかる資料		
	資料2-3-1-(4)-03 「非常勤教員評価を実施していることがわかる資料（授業アンケート）」	従来、非常勤教員については、授業アンケートに基づいて評価していたが、今年度から非常勤教員に対する評価についてにより評価する予定である。この評価を基に、年度当初に継続して非常勤教員を採用するか否かについては、教務主事、専攻科長が使用する。	
	資料2-3-1-(4)-04 「非常勤教員評価を実施していることがわかる資料（非常勤任用）」		

観点2－3－② 教員の採用や昇格等に関する基準や規定が明確に定められ、適切に運用されているか。

【留意点】

○ (3)の◆の自己評価において、採用や昇格等に関する規程が高等専門学校設置基準に適合することについて、採用や昇格に関して教育上の能力を考慮していることについても言及すること。

関係法令 (設)第11～14条

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教員（非常勤教員を除く。）の採用・昇格等に関する基準を法令に従い定めているか。	◇定めている規程がわかる資料（採用・昇格に関する体制、方法、教員の資格、能力や業績に関する基準等が明記されているもの。）		
	資料2-3-2-(1)-01 「教員の採用・昇任等を定めていることがわかる資料（人事構想委員会規則）」	第6条，第7条 人事構想委員会により，校長を含む教員人事WGを構成し，法令〔（設）第11，12，13及び第14条]を考慮した教員昇任基準・指針に従って，教員選考，教員昇任を行う。よって，教員の採用・昇格等に関する基準を法令に従い定めていると判断する。	
	資料2-3-2-(1)-02 「教員選考を定めていることがわかる資料（教員選考手続きについて）」		
	資料2-3-2-(1)-03 「教員昇任を定めていることがわかる資料（教員昇任基準・指針）」		
(2) (1)で定められている基準等では、教育上の能力等を確認する仕組みとなっているか。（該当する選択肢にチェック■する。）	◇実施・確認していることがわかる資料		
	資料2-3-2-(2)-01 「教育上の能力等を確認していることがわかる資料（教員公募）」	人事構想委員会により，校長を含む教員人事WGが構成され，教員公募内容が決定される。教員公募内容については1次選考で書類審査を行う。審査での提出書類は，履歴書，研究業績リスト，高専の教育・研究・学生指導における抱負がある。また，2次選考では，模擬授業を含む面接を実施する。これらから教育上の能力等を確認する。したがって，教育上の能力等を確認する仕組みとなっていると判断する。	
	◆その他の項目をチェックした場合は、内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		

(3) (1)の基準等に基づき、実際の採用・昇格等を行っているか。 ■ 行っている	◆左記について、採用・昇格の実績を踏まえ、資料を基に記述する。		
	資料2-3-2-(3)-01「教員昇任が実際に行われていることがわかる資料（教員昇任審査に係る個人調書作成依頼）」		
	資料2-3-2-(3)-02「教員昇任・採用が実際に行われていることがわかる資料（教員人事WG）」		
	教員昇任審査では、必要な書類として、昇格等に関する基準を満たしているかを判定する書類を提出し、教員人事WGの審査（書類審査・面接）を受ける。 したがって、基準等に基づき、実際の採用・昇格等を行っている判断する。		
(4) 非常勤教員の採用基準等を定めているか。 ■ 定めている	◇非常勤教員の採用基準等の規程がわかる資料		
	資料2-3-2-(4)-01「非常勤講師任用基準等が定められていることがわかる資料（非常勤講師の任用に関する取扱）」	非常勤教員の採用基準は、法令〔（設）第11,12及び第13条〕を基に作成されており（70歳の年齢制限もある）、書類選考により、審査される。したがって、非常勤教員の採用基準等を定めていると判断する。	
2－3 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
特になし			

評価の視点			
2－4　教員の教育能力の向上を図る取組が適切に行われていること。また、教育活動を展開するために必要な教育支援者等が適切に配置され、資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。			
観点2－4－①　授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究（ファカルティ・ディベロップメント）が、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善が図られているか。			
【留意点】なし。			
関係法令　（設）第17条の4			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■　満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学校として、授業の内容及び方法の改善を図るためにファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）を実施する体制を整備しているか。 ■　整備している	◇関係する委員会等の組織関係図、役割と責任が把握できる資料、関連規程		
	資料2-4-1-(1)-01「FDがわかる資料（FD/SD委員会規則）」	学内には、授業の内容及び方法の改善のために、FD/SD委員会を整備している。	
	◇実施体制・実施方針・内容・方法がわかる資料		
	資料2-4-1-(1)-02「FD実施についてわかる資料（FD/SD委員会活動記録）」	FD/SDの実施内容として、新任教員研修、年間の研修プログラム（FD/SDの日講演会、特別公開授業）などがある。したがって、授業の内容及び方法の改善を図るためにFDを実施する体制を整備していると判断する。	
(2) 定期的にFDを実施しているか。 ■　実施している	◇実施状況（参加状況等。）がわかる資料		
	資料2-4-1-(2)-01「FD実施状況がわかる資料（研修一覧）」		
	資料2-4-1-(2)-02「FD実施状況がわかる資料（学内研修会）」		
	資料2-4-1-(2)-03「FD実施状況がわかる資料（教員研修会）」		
	◇FDに関する報告書等の該当箇所等		
	資料2-4-1-(2)-04「FD実施状況がわかる資料（報告書）」		
	資料2-4-1-(2)-05「FD実施状況がわかる資料（新任教員研修会）」		
	資料2-4-1-(2)-06「FD実施状況がわかる資料（特別公開授業）」	実施例として示す。したがって、定期的にFDを実施していると判断する。	

(3) (2)の F D を実施した結果が、改善に結びついているか。 ■ 結びついている	◆ F D の結果、改善に結びついた事例で組織として把握している取組について、資料を基に記述する。		
	資料2-4-1-(3)-01「FDの結果改善に結びついていることがわかる資料（公開授業による改善点）」		
	特別授業として若手の教員が参加し、自己の改善点を見つけ出し、改善に結び付けている。したがって、FDを実施した結果が、改善に結びついていると判断する。		
観点 2－4－② 学校における教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者等が適切に配置されているか。			
【留意点】 ○ 助手を配置している場合には、組織、人数、支援内容等の配置状況がわかる資料を提示すること。			
関係法令 (法)第37条第14項、第60条第6項、第120条第1項第1号、2号、7号 (設)第7条、第10条、第25条第2項			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育支援者等（事務職員、技術職員、図書館職員、助手等。）を法令に従い適切に配置しているか。 ■ 配置している	◇【別紙様式】高等専門学校現況表、教育支援者に関する事務組織図、役割分担がわかる資料		
	資料2-4-2-(1)-01「教育支援者等が適切に配置されていることがわかる資料（組織図）」	事務組織には、総務課と学生課があり、事務部長を管理者として、法令〔（設）第10条〕に従い、58人の事務職員が配置されている。図書館職員には、司書の資格を持つ職員が法令〔（設）第25条第2項〕に従い配置されている。技術職員は、実践教育支援センターを組織し、教育支援の他、実験実習の設備の導入や保守も行っている。 よって、教育支援者等を法令〔（設）第10条〕に従い適切に配置していると判断する。	
	資料2-4-2-(1)-02「教育支援者等が適切に配置されていることがわかる資料（事務組織規則）」		
	資料2-4-2-(1)-03「教育支援者等が適切に配置されていることがわかる資料（事務分掌規則）」		
	資料2-4-2-(1)-04「教育支援者等が適切に配置されていることがわかる資料（実践センター規則）」		
	資料2-4-2-(1)-05「教育支援者等が適切に配置されていることがわかる資料（事務部職員名簿）」		
(2) 図書館に司書等の専門的職員を法令に従い適切に配置しているか。 ■ 配置している	資料2-4-2-(2)-01「図書館に司書が配置されていることがわかる資料（司書資格証明書）」		

観点2－4－③ 教育支援者等に対して、研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。			
【留意点】 ○ スタッフ・ディベロップメント（管理運営等の研修）への取組は観点4－2－⑤で分析するため、ここでは、F Dに関連した教育の質の向上や授業の改善に関する教育支援者に対する取組を分析すること。F Dへの取組の中で教員と教育支援者双方を対象とするものも想定される。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育支援者等（事務職員、技術職員、図書館職員、助手等。）に対して、研修等、その資質の向上を図るための取組を適切に行っているか。 ■ 行っている	◇研修等の実施状況（参加状況等。）の取組がわかる資料		
	資料2-4-3-(1)-01 「教育支援者等の研修等が実施されていることがわかる資料（事務職員研修一覧）」		
	資料2-4-3-(1)-02 「教育支援者等の研修等が実施されていることがわかる資料（技術職員研修一覧）」	p.47-p.48	
	資料2-4-3-(1)-03 「教育支援者等の研修等が実施されていることがわかる資料（技術職員校内研修会）」	p.18-p.19	
	資料2-4-3-(1)-04 「教育支援者等の研修等が実施されていることがわかる資料（図書職員研修一覧）」		
	資料2-4-3-(1)-05 「教育支援者等の研修等が実施されていることがわかる資料（奨励申請・採択状況）」		
	資料2-4-3-(1)-06 「教育支援者等の研修等が実施されていることがわかる資料（技術職員外部資金一覧）」	p.22-p.23	
	資料2-4-3-(1)-07 「教育支援者等の研修等が実施されていることがわかる資料（技術職員支援業務アンケート）」	p.13,p.17	
	資料2-4-3-(1)-08 「教育支援者等の研修等が実施されていることがわかる資料（実践センター規則）」	第3条	
	資料2-4-3-(1)-09 「教育支援者等の表彰状況」		
		教育支援者等（事務職員、技術職員、図書館職員）の研修として、資料の取り組みを実施している。技術職員については、外部資金の獲得なども行い、校内からの支援活動ととして、教育支援（実験・演習などの支援計画及び実施）、製作依頼（教育研究に関する装置・部品等の制作、特殊加工等の受付とその対応）、技術支援（その他技術的な支援（共同研究、学校開放事業、オープンキャンパス、イベント、機械操作指導 等））を行っており、各支援業務についてはアンケートにより振り返りを行っている。したがって、教育支援者等に対して、研修等、その資質の向上を図るための取組を適切に行っていると判断する。	

2－4　特記事項　この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。				
該当なし				

基準 2

優れた点				
（1）本校では，教育・研究活動の支援者である技術職員の組織「実践教育支援センター」（常勤職員12名）を設置している。この組織の業務は，学科とは独立して学生の実験実習，卒業研究や教員の各種研究などを支援したり，教育・研究に関する施設設備を保守・管理したり，多岐にわたっている。また，本校の技術職員には，実務経験者や博士・修士の学位取得者（各2名）も含まれ，教員や学外組織との共同研究，外部資金の獲得など自らも研究活動を精力的に行っている。同センターでは，教育支援（実験・実習における学生指導），製作支援（部品加工，電子回路製作など），技術支援（研究，地域貢献など）を依頼した教員からのアンケート回答による支援内容の評価，学内における技術職員研修会（年1回）の開催，同センター事業報告集（年報）による実績の可視化などに取組んでおり，同センター独自のFD/SD体制を整備している。上記活動の成果として，高専機構が毎年実施している職員表彰において，本校の技術職員は過去 9 年間で5件を受賞し，高い評価を受けている。（全国51高専のうち毎年3件程度が受賞） （2）次代を担う創造的で実践的な技術者を育成するためには組織のダイバーシティ化が不可欠であり，そのための取組みとして，管理職や学科長など、管理的立場の教職員における男女共同参画社会への理解促進のための「管理的立場の教職員を対象とした研修会」や女性教職員を取り巻く環境や現状を把握し、女性が働きやすい職場環境を整備するための「女性教職員と校長との懇談会」、「女性教職員・女子学生比率向上WGの設置」、女性を歓迎し優先する「ポジティブアクションを明記した教員公募」、などを実施している。これらの成果として，過去2年間で採用した教員5名のうち4名が女性となった。				
	資料2-4-3-(1)-05 「教育支援者等の研修等が実施されていることがわかる資料（奨励申請・採択状況）」			再掲
	資料2-4-3-(1)-06 「教育支援者等の研修等が実施されていることがわかる資料（技術職員外部資金一覧）」			再掲
	資料2-4-3-(1)-07 「教育支援者等の研修等が実施されていることがわかる資料（技術職員支援業務アンケート）」			再掲
	資料2-4-3-(1)-09 「教育支援者等の表彰状況」			再掲
	資料1-1-3-(2)-03 「意見聴取の結果改善が行われていることがわかる資料（女性教員採用）」			再掲
改善を要する点				
該当なし				

基準3 学習環境及び学生支援等

評価の視点			
3－1 学校において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、適切な安全・衛生管理の下に有効に活用されていること。また、ＩＣＴ環境が適切に整備されるとともに、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されていること。			
観点3－1－① 学校において編成された教育研究組織の運営及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、適切な安全・衛生管理の下に有効に活用されているか。			
【留意点】			
○ (4)の専用の施設とは、高等専門学校設置基準第23条に規定する施設のことである。			
関係法令 (設)第22条、第23条、第24条、第26条、第27条、第27条の2、(施)第172条の2			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 校地面積を法令に従い適切に確保しているか。 ■ 確保している	◇【別紙様式】高等専門学校現況表	資料より、法令〔（設）第24条〕に定める土地面積は、学生定員×10平方メートルで、1,040×10=10,400平方メートルである。現況表の土地面積は、106,575平方メートルである。したがって、校地面積を法令に従い適切に確保している。	
(2) 校舎面積を法令に従い適切に確保しているか。 ■ 確保している	◇【別紙様式】高等専門学校現況表	法令〔（設）第24条2〕に定める校舎面積は、5学科の場合4794平方メートルである。現況表の校舎面積は、16,018平方メートルである。したがって、校舎面積を法令に従い適切に確保している。	
(3) 運動場を設けているか。 ■ 校舎と同一の敷地内又はその隣接地に設けている	◇設置状況がわかる資料		
	資料3-1-1-(3)-01「運動場が設置されていることがわかる資料（学校要覧）」	p.61 学校要覧p.61に示すとおり、校舎と同一敷地内に運動場が設けられている。	
	◆その他の適当な位置に設けているをチェックした場合は、その設置場所を具体的に記述する。		

(4) 高等専門学校の校舎に専用の施設を法令に従い適切に備えているか。 ■ 備えている	◇設置状況がわかる資料		
	資料3-1-1-(4)-01 「専用の施設が設置されていることがわかる資料(校内配置図)」		
	資料3-1-1-(4)-02 「専用の施設が設置されていることがわかる資料（福利厚生施設、保健室・学生相談室）」	p.58	
		法令〔（設）第23条〕専用の施設とは、一、校長室、教員室、会議室、事務室、二、教室、講義室、演習室、実験実習室、三、図書館、保健室、学生控室である。本校の専用施設は、上記資料から法令に従い適切に備えている。	
(5) 学科の種類に応じ、附属施設を法令に従い適切に整備しているか。（該当する選択肢にチェック■する。） ■ 実験・実習工場 ☐ 練習船 ☐ その他	◇設置状況がわかる資料		
	資料3-1-1-(5)-01 「実習工場が設置されていることがわかる資料（実践教育支援センター学内HP）」		
		法令〔（設）第26条〕に従い、上記資料に示すとおり、実習工場を法令に従い適切に整備している。	
	◆その他の項目をチェックした場合は、その施設を具体的に記述する。		
(6) 自主的学習スペースを設けているか。 ■ 設けている	◇設置状況がわかる資料		
	資料3-1-1-(6)-01 「自主学習スペースが設けられていることがわかる資料（スペースの有効活用取組状況）」	自主学習スペースとして143㎡を有している。	
(7) 教育研究環境の充実を図るため、(3)～(6)以外の施設・設備を設けているか。（該当する選択肢にチェック■する。） ■ 厚生施設 ■ コミュニケーションスペース ☐ その他	◇設置状況がわかる資料		
	資料3-1-1-(7)-01 「厚生施設、コミュニケーションスペースが設置されていることがわかる資料（学校要覧）」	p.58 学校要覧p.58に示すように、福利厚生施設・保健室が設置されている。また、コミュニケーションスペースが校舎棟に設置されている。	
	◆その他の項目をチェックした場合は、その施設を具体的に記述する。		

(8) 施設・設備の安全衛生管理体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇安全衛生管理体制がわかる資料		
	資料3-1-1-(8)-01 「安全衛生管理体制がわかる資料（安全衛生委員会規則）」	第2条	
	資料3-1-1-(8)-02 「安全衛生管理体制がわかる資料（学生委員会規則）」	第2条	
		機構本部職員安全衛生管理規則第13条，本校学校協議会規則第4条第8項に従って，安全衛生委員会の運営が規定されており，労働災害の原因および再発防止対策，安全衛生に関することを担当する。学生委員会は，本校学校協議会規則第4条第8項に従って，学生の安全に関することを業務の一部とする。	
	◇設備使用に関する規定、設備利用の手引き等		
	資料3-1-1-(8)-03 「安全衛生管理体制がわかる資料（安全マニュアル）」		
	資料3-1-1-(8)-04 「安全衛生管理体制がわかる資料（実習工場利用手引き）」		
	資料3-1-1-(8)-05 「安全衛生管理体制がわかる資料（諸施設の課外使用心得）」		
	資料3-1-1-(8)-06 「安全衛生管理体制がわかる資料（体育施設，器具使用心得）」		
(9) (8)の体制が有効に機能しているか。 ■ 機能している		本校では，授業，実験実習時の学生・教職員の安全確保と環境を守るために上記のような安全マニュアルと手引きを作成し活用している。したがって，施設・設備の安全衛生管理体制を整備していると判断する。	
	◆安全(指導)管理に係る講習会等が行われている事例に関する資料を基に記述する。		
	資料3-1-1-(9)-01 「安全衛生管理体制が有効に機能していることがわかる資料（安全衛生委員会）」		
	資料3-1-1-(9)-02 「安全衛生管理体制が有効に機能していることがわかる資料（工場安全講習会）」		
	資料3-1-1-(9)-03 「安全衛生管理体制が有効に機能していることがわかる資料（部活動における緊急対応の方法）」		
	※たとえば，安全衛生委員会はAED講習会，工場安全講習会，学生委員会は部活動時の事故における緊急対応などについて，学内教職員と学生を対象に講習会等を行っている。したがって，安全衛生管理体制が有効に機能している。		
(10) 施設・設備のバリアフリー化への配慮を行っているか。 ■ 行っている	◇施設・設備の整備状況・整備計画等のバリアフリー化への取組を示す資料		
	資料3-1-1-(10)-01「バリアフリー化の整備計画がわかる資料（営繕要求バリアフリー対策予算年度計画）」		
	資料3-1-1-(10)-02 「バリアフリー化の取組状況がわかる資料（障がいのある学生の修学支援に関する調査報告書）」	学内の設備のバリアフリー対策は，機構本部に対して営繕事業として要求し，年次ごとに進めている。上記平成31年度営繕事業要求の予算年度計画は，現在も進められている。資料は，バリアフリー化の工事の進捗状況及び実施例を示している。したがって，施設・設備のバリアフリー化への配慮を行っているとは判断する。	

(11) 整備された教育・生活環境の利用状況や満足度等を学校として把握し改善等を行う体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇体制に関する規程等の資料		
	資料3-1-1-(11)-01「教育施設の状況把握や改善等を行う体制がわかる資料（施設設備委員会規則）」	本校学校協議会規則第4条第8項に従って、施設整備委員会の運営が規定されており、以下の業務を行う。 一 既存施設の使用計画の作成に関すること。二 既存施設の使用状況調査に関すること。三 既存施設の維持管理に関すること。四 その他施設設備に関すること。よって、整備された教育・生活環境の利用状況や満足度等を学校として把握し改善等を行う体制を整備していると判断する。	
(12) (11)の体制において、教育・生活環境の利用状況や満足度等を把握し、改善等を実際に行っているか。 ■ 行っている	◇教育・生活環境の利用状況や満足度等が把握できる資料		
	資料3-1-1-(12)-01「教育施設の状況把握や改善等を実施したことがわかる資料（卒業生・修了生アンケート）」	卒業生アンケート「[34]本校の施設（建物）について」、 「[35]本校の設備（機器等）について」及び修了生アンケート「[15]本校の施設（建物）について」、 「[16]本校の設備（機器等）について」では、満足、ほぼ満足が9割程度であり、満足度は高い。不動産検査表（平成29年度）とりまとめでは、施設利用者（不動産補助監守者）から不具合点が報告されて、対応について検討している。	
	資料3-1-1-(12)-02「教育施設の状況把握や改善等を実施したことがわかる資料（不動産検査結果）」		
	◆左記について、改善を行った事例があれば、その事例の内容がわかる資料を基に記述する。		
	※不動産検査結果（不動産検査表（平成29年度）とりまとめ）の内、予算も考慮し、どの不具合について対応するかを審議していることがわかる。また、卒業生・修了生のアンケート結果により改善する予定である。以上より、教育・生活環境の利用状況や満足度等を把握し、改善等を実際に行っている。		
	資料3-1-1-(12)-03「教育施設の状況把握や改善等を実施したことがわかる資料（施設設備委員会議事録）」		
	資料1-1-3-(2)-01「意見聴取の結果改善が行われていることがわかる資料（自己点検・評価委員会）」		再掲

観点3－1－② 教育内容、方法や学生のニーズに対応したＩＣＴ環境が十分なセキュリティ管理の下に適切に整備され、有効に活用されているか。			
【留意点】 ○ この観点のＩＣＴ環境とは、無線・有線ＬＡＮやパソコン等の活用環境等のネットワークシステムの整備状況（利用可能なエリアの状況も含む。）の概要を想定しており、ネットワークシステムの具体的な方式等については資料として求めている。 ○ この観点では、ハードウェアの側面から捉えたＩＣＴ環境について分析するものとし、ソフトウェアの側面から構築された成績確認や学習相談等に関するシステムの整備については、観点3－2－②で分析すること。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育内容、方法や学生のニーズに対応したＩＣＴ環境を適切に整備しているか。 ■ 整備している	◇ＩＣＴ環境の整備状況がわかる資料（学校内ネットワーク環境の整備状況、授業内外で学生が利用可能なパソコンの台数、情報処理センターの組織規程等。）		
	資料3-1-2-(1)-01 「ICT環境の整備状況がわかる資料（学校要覧）」	p.54	
	資料3-1-2-(1)-02 「ICT環境の整備状況がわかる資料（松江高専統一ネットワーク）」	p.31-p.36	
		資料に示すとおり、本校のネットワークの特長は、高専機構による統一仕様に基づく情報システムを改善し、通信速度の高速化を図った。	
		授業内外で学生が利用可能なパソコンの台数 第1演習室（PC46台）、第2演習室（PC12台）、第3演習室（PC46台）、共通CAD演習室（PC48台）、情報処理演習室（PC48台）（合計200台）、放課後20:00まで開放。	
	資料3-1-2-(1)-03 「ICT環境の整備状況がわかる資料（情報処理センター規則）」	情報処理センターの組織規程 本校学校規則第107号に従って、情報処理センターの運営が規定されている。センターは、本校におけるデジタルメディア等を活用した教育研究及び事務処理を支援し、本校の学生及び職員の学習、調査、研究等のために用意することを方針としている。センターの業務は、以下の通りである。一、センター業務の基本方針に関すること、二、情報セキュリティの策定及び運用に関すること、三、その他の情報処理に関連した事項に関すること。 したがって、教育内容、方法や学生のニーズに対応したICT環境を適切に整備していると判断する。	

(2) I C T 環境のセキュリティ管理体制を適切に整備しているか。 ■ 整備している	◇セキュリティ管理に関する規程等、セキュリティポリシー、セキュリティシス テムの概要、I C T 環境の管理体制及び業務内容、講習会等がわかる資料		
	資料3-1-2-(1)-03 「ICT環境の整備状況がわかる資料（情報処理センター規則）」		再掲
	資料3-1-2-(2)-01 「ICT環境のセキュリティ管理体制が整備されていることがわか る資料（高専機構セキュリティポリシー）」		
	資料3-1-2-(2)-02 「ICT環境のセキュリティ管理体制が整備されていることがわか る資料（情報セキュリティ管理規程）」	セキュリティポリシー	
	資料3-1-2-(2)-03 「ICT環境のセキュリティ管理体制が整備されていることがわか る資料（情報セキュリティ教職員規程）」		
	資料3-1-2-(2)-04 「ICT環境のセキュリティ管理体制が整備されていることがわか る資料（情報セキュリティ学生規程）」	セキュリティ管理に関する規程	
	資料3-1-2-(2)-05 「ICT環境のセキュリティ管理体制が整備されていることがわか る資料（セキュリティ推進規程）」		
	資料3-1-2-(2)-06 「ICT環境のセキュリティ管理体制が整備されていることがわか る資料（情報セキュリティ講習会開催通知）」	セキュリティ管理に関する講習会	
	資料3-1-2-(2)-07 「ICT環境のセキュリティ管理体制が整備されていることがわか る資料（授業開講科目）」	学生に対する情報セキュリティ教育	
		以上より、I C T 環境のセキュリティ管理体制を適切に整備していると判断す る。	
(3) I C T 環境は有効に活用されているか。 ■ 活用されている	◇I C T 環境の利用状況がわかる資料		
	資料3-1-2-(3)-01 「ICT環境の利用状況がわかる資料（情報処理センター時間割 表）」	平成30年後期の例であるが、第1演習室、マルチメディア演習室、情報処理演習 室、共通C A D演習室、第2演習室、第3演習室を利用した授業の時間割を示す。7 つの演習室の内、4つは殆どフルに利用されている。	
	資料3-1-2-(3)-02 「ICT環境の利用状況がわかる資料（WBT科目一覧）」	本校では、ウェブで学生に授業資料・課題の提供及びレポート提出ができる WBT（web-based training）を使用している。令和2年度はコロナウィルスのため遠隔授業の出欠確認にも利用している。資料に本校でのWBTの利用状況を示 す。殆どの授業科目等で利用されている。これまで配布していた資料や課題を電 子ファイルで学生に提供している。また、学生からのレポートなどの提出もWBT を利用して行われている。また、資料の配布や連絡事項について利用できるの で、部活動にも利用されている。	
	資料3-1-2-(3)-03 「ICT環境の利用状況がわかる資料（タブレット貸出予約表）」	タブレット（Nexus7：50台、Acer：50台、合計100台）がマルチメディア演習 室に保管されており、学生に貸し出しが可能となっている。 したがってICT環境は有効に活用されていると判断する。	

(4) (3)について学生や教職員のＩＣＴ環境の利用状況や満足度等を学校として把握し改善等を行う体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇体制に関する規定等の資料		
	資料3-1-2-(1)-03 「ICT環境の整備状況がわかる資料（情報処理センター規則）」		再掲
	資料3-1-2-(4)-01 「ICT環境の利用状況や満足度等を把握・改善を行う体制がわかる資料（卒業生・修了生アンケート）」	卒業・修了時アンケート「[[38][22]本校のネットワーク・ICT環境について」では、満足、ほぼ満足が本科生で約90％，専攻科生で約60％を占める。”頻繁にネットワークが切れる”というコメントもあった。ネットワークについては、常に更新が進められている。	
(5) (4)の体制が機能しているか。 ■ 機能している	◆左記について、改善を行った事例があれば、その事例の内容がわかる資料を基に記述する。		
	資料3-1-2-(5)-01 「ICT環境の改善が行われていることがわかる資料（委員会議事録）」		
	資料3-1-2-(1)-02 「ICT環境の整備状況がわかる資料（松江高専統一ネットワーク）」		再掲
	資料3-1-2-(5)-02 「ICT環境の改善が行われていることがわかる資料（ネットワーク更新に伴うネットワーク停止について）」		
	資料3-1-2-(5)-03 「ICT環境の改善が行われていることがわかる資料（演習室改善例）」		
	※資料は、高専機構統一ネットワークを松江高専で高速化させた資料及び平成30年（2018）年3月10日に行われるネットワーク更新のお知らせである。ネットワークの保守管理には、情報工学科の教員（1名）に対応してもらっている。		

観点3－1－③ 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。			
【留意点】 ○ 教育課程、学科の種類、学年区分に応じて、教育研究上必要となる図書、学術雑誌、視聴覚資料、その他の資料が系統的（学科構成に対応した系統性、学習内容に対応した分野やレベル等の系統性。）に収集、整理されているかについて分析すること。また、活用面について、これらの資料の教職員や学生による利用状況等について分析すること。 ○ 図書等の整備方針、整備状況及び図書館等の開館時間がわかる資料を提示すること。			
関係法令 （設）第25条			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 図書館の設備を法令に従い備えているか。 ■ 備えている	◇整備状況がわかる資料		
	資料3-1-3-(1)-01 「図書館が整備されていることがわかる資料（図書館概要）」	p.53	
	資料3-1-3-(1)-02 「図書館が整備されていることがわかる資料（新図書館の案内）」		
		法令〔（設）第25条〕に従い、図書館が整備されている。令和元年（2019）年9月から更新工事に入っている。学校要覧に示されている図書館は更新前のものである。図書館の設備を法令に従い備えている。更新されるまでの図書館の概略については、資料3-1-3-(3) 図書館の利用状況がわかる資料に示す。	
(2) 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を系統的に収集、整理しているか。 ■ 系統的に収集、整理している	◇整備方針、整備状況（内訳、冊子等のデータ）がわかる資料		
	資料3-1-3-(1)-01 「図書館が整備されていることがわかる資料（図書館概要）」		再掲
	資料3-1-3-(2)-01 「図書館の整備方針、整備状況がわかる資料（図書館運営委員会規則）」	図書館は、学校協議会第4条8項に基づき、図書館運営委員会が運営に当たっている。図書館の業務は以下のとおりである。 一、図書の選定、収集管理に関すること、二、図書館利用に関すること、三、蔵書検索サービスの提供に関すること。したがって、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を系統的に収集、整理していると判断する。	
	資料3-1-3-(2)-02 「図書館の整備方針、整備状況がわかる資料（資料収集方針）」		

(3) (2)の資料は、教職員や学生に有効に活用されているか。 ■ 活用されている	◇図書館等の教職員や学生による利用状況（図書等貸出数、図書館入館者数）がわかる資料		
	資料3-1-3-(1)-02「図書館が整備されていることがわかる資料（新図書館の案内）」		再掲
	資料3-1-3-(3)-01「図書館の利用状況がわかる資料（図書館の主な概要）」	資料は、教職員や学生による利用状況を示すものである。図書館入館者数（延べ人数）は、平成27年から令和元年まで、それぞれ47,267人、45,363人、43,139人、43,486人、18,804人（令和元年度は9月より改修工事のため8月末までのら来館者数）である。図書等貸出数は、平成27年から令和元年まで、それぞれ4,851冊、4,210冊、4,347冊、4,494冊、2,831冊（令和元年度は9月より改修工事のため8月末までのら貸出数）である。雑誌、DVD、CDなども利用されている。文献検索電子ジャーナルも利用されている。したがって、教職員や学生に有効に活用されていると判断する。	
	資料3-1-3-(3)-02「図書館の利用状況がわかる資料（ブックハンティング参加者募集）」		
	資料3-1-3-(3)-03「図書館の利用状況がわかる資料（区分別貸出統計表）」		
	資料3-1-3-(3)-04「図書館の利用状況がわかる資料（雑誌・CD・DVD利用状況）」		
	資料3-1-3-(3)-05「図書館の利用状況がわかる資料（電子ジャーナル利用実績）」		
(4) (2)の資料が有効に活用されるための取組を行っているか。 ■ 行っている	◇図書館等の利用サービスに係る取組（開館時間への配慮、職員等によるガイダンス等）がわかる資料		
	資料3-1-3-(4)-01「図書館の利用サービスがわかる資料（図書館利用の手引き）」	新入生に始業式後、図書館にて図書館利用の手引きを配布し、利用方法等について説明している。図書館利用の手引きには、以下の内容などがある。図書館の図書の貸し出し方法、図書検索方法、利用時間（開館時間への配慮）（平日：8:45～20:00、土曜日：10:00～16:00）。	
	資料3-1-3-(4)-02「図書館の利用サービスがわかる資料（図書館ガイダンス）」	したがって、有効に活用されるための取組を行っている。	
	資料3-1-3-(3)-02「図書館の利用状況がわかる資料（ブックハンティング参加者募集）」		再掲

3－1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。				
該当なし				
評価の視点				
3－2 教育を実施する上での履修指導、学生の自主的学習の相談・助言等の学習支援体制や学生の生活や経済面並びに就職等に関する指導・相談・助言等を行う体制が整備され、機能していること。また、学生の課外活動に対する支援体制等が整備され、機能していること。				
観点3－2－① 履修等に関するガイダンスを実施しているか。				
【留意点】				
○ 入学時や授業登録時等において実施しているガイダンスについて、学校全体に対するものか、学年全体に対するものか、学科・専攻ごとに実施するものか、それぞれの内容が適切なものかについて分析すること。				
○ 図書館、実験・実習工場等の利用に関するガイダンスの実施について分析すること。				
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）				
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。				
■ 満たしていると判断する				
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲	
(1) 教育を実施する上でのガイダンスをどのような対象に対して実施しているか。 (該当する選択肢にチェック■する。)	◇実施状況がわかる資料			
	資料3-2-1-(1)-01 「学生へのガイダンスを実施していることがわかる資料（本科生）」	本科生，専攻科生について，資料に示すように履修等に関するガイダンスを行っている。編入生，留学生，障がいのある学生，社会人学生への対応は，教務委員会，担任，アドバイザーが責任を持って履修等に関するガイダンスを行う。ガイダンスに使用する資料は，一般学生と同一である。ただし，編入生については，平成26年度以降の実績はない。また，社会人学生（専攻科）については，平成15年度以降の実績はない。編入学生及び社会人学生が入学した場合は，アドバイザーがガイダンスを実施することとしている。		
	資料3-2-1-(1)-02 「学生へのガイダンスを実施していることがわかる資料（専攻科生）」			
		◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		

観点3－2－② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握され、学生の自主的学習を進める上での相談・助言等を行う体制が整備され、機能しているか。			
【留意点】 ○ (1)の相談・助言体制については、学生への周知状況（刊行物、プリント、ウェブサイト等の該当箇所。）についても分析すること。 ○ 相談・助言体制やニーズ把握の仕組みが機能しているかを確認するため、それぞれの体制の利用状況や、ニーズを把握するための仕組みについて分析すること。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生の自主的学習を進める上で、どのような相談・助言体制を整備しているか。（該当する選択肢にチェック■する。） ■ 担任制・指導教員制の整備 ■ オフィスアワーの整備 ■ 対面型の相談受付体制の整備 □ 電子メールによる相談受付体制の整備 ■ ICTを活用した成績確認や学習相談等に関するシステムの整備 ■ 資格試験・検定試験等の支援体制の整備 ■ 外国への留学に関する支援体制の整備 □ その他	◇チェックした選択肢に関する状況がわかる資料		
	資料3-2-2-(1)-01 「学生への相談・助言体制が整備されていることがわかる資料（校務分担表）」	担任制・指導教員制の整備	
	資料3-2-2-(1)-02 「学生への相談・助言体制が整備されていることがわかる資料（オフィスアワー案内）」		
	資料3-2-2-(1)-03 「学生への相談・助言体制が整備されていることがわかる資料（アンケート）」	オフィスアワーの整備の例 学生はシラバスをWe b上で確認することができ、すべての科目について授業担当教員は最初の授業時にシラバスを配布し説明を行っている。シラバスが説明されたかどうかは授業アンケートで学期末に学生の立場で確認を行っている。授業アンケートへの回答は次学期の履修登録を行うために必須の条件（卒業生にあたっては成績証明書を発行するための必須の条件）となっており、回答率は100％である。このことから、特定の科目の取り組みではなく、全科目（学校全体）での取り組みになっていることがわかる。	
	資料3-2-2-(1)-04 「学生への相談・助言体制が整備されていることがわかる資料（学習支援室案内）」	対面型の相談受付体制の整備	
	資料3-2-2-(1)-05 「学生への相談・助言体制が整備されていることがわかる資料（電子ポートフォリオ）」	ICTを活用した成績確認や学習相談等に関するシステムの整備	
	資料3-2-2-(1)-06 「学生への相談・助言体制が整備されていることがわかる資料（資格・試験）」	資格試験・検定試験等の支援体制の整備	
	資料3-2-2-(1)-07 「学生への相談・助言体制が整備されていることがわかる資料（留学に関する規則）」	外国への留学に関する支援体制の整備	
	資料3-2-2-(1)-08 「学生への相談・助言体制が整備されていることがわかる資料（国際交流委員会規則）」	第2条	
	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。	担任個別面談により電子ポートフォリオで成績を把握し、学生のニーズを発掘し、学習支援室では個々の学生に適した指導をTAなどにより行う。 したがって、学生の自主的学習を進める上で、相談・助言体制を整備していると判断する。	

(2) (1)は、学生に利用されているか。 ■ 利用されている	◇各種相談助言体制の利用状況（実績・相談対応例等）がわかる資料		
	資料3-2-2-(2)-01 「学習支援室の利用状況がわかる資料（利用状況写真，TA謝金支払い状況）」		
	資料3-2-2-(2)-02 「資格試験・検定試験等の支援状況がわかる資料」		
	資料3-2-2-(2)-03 「留学に関する支援状況がわかる資料」		
	資料3-2-2-(2)-04 「留学に関する支援状況がわかる資料（説明会）」		
		例えば，対面型の相談受付体制として学習支援室がある。したがって，指導・助言体制が学生に利用されていると判断できる。	
(3) 学習支援に関して学生のニーズを把握するための制度があるか。（該当する選択肢にチェック■する。） ■ 担任制・指導教員制の導入 ■ 学生との懇談会 ■ 意見投書箱 □ その他	◇制度がわかる資料		
	資料3-2-2-(1)-01 「学生への相談・助言体制が整備されていることがわかる資料（校務分担表）」		再掲
	資料3-2-2-(3)-01 「学生のニーズを把握するための体制がわかる資料（学級担任のしおり）」		
	資料3-2-2-(3)-02 「学生のニーズを把握するための体制がわかる資料（学生との懇談）」		
	資料3-2-2-(3)-03 「学生のニーズを把握するための体制がわかる資料（意見投書箱）」		
		学習支援に関して学生のニーズを把握していると判断できる。	
	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		
(4) (3)は、有効に機能しているか。 ■ 機能している	◇制度の機能状況がわかる資料		
	資料3-2-2-(3)-02 「学生のニーズを把握するための体制がわかる資料（学生との懇談）」		再掲
	資料3-2-2-(4)-01 「学生のニーズを把握するための体制が機能していることがわかる資料（うえぶ目安箱）」		
	資料3-2-2-(4)-02 「学生のニーズを把握するための体制が機能していることがわかる資料（面談）」		
	資料3-2-2-(4)-03 「学生のニーズを把握するための体制が機能していることがわかる資料（4，5年アドバイザー・学生・保護者との面談記録）」	特別活動シラバスに示すとおり，担任は1～3年生においては，個別面談を行って，学生のニーズを把握する。 前期は，1年生において，6月に保護者面談を実施している。後期は，全学生を対 に10月に保護者面談を行う。 面談（学生，保護者）は，学生個々の生活面（寮生活），学習面等におけるニーズを把握する機会となっている。また，4年生においては，3月上旬に進路決定について三者面談（教員，学生，保護者）を実施している。進路に関する学生のニーズを把握する機会としている。	

観点3-2-③ 特別な支援が必要と考えられる学生への学習支援及び生活支援等を適切に行うことができる体制が整備されており、必要に応じて支援が行われているか。

【留意点】

○ 障害者差別解消法への対応については、学校独自の取組のほか、設置法人が当該学校を対象として対応しているものについても、資料として提示すること。

○ (10)については、必須入力欄ではないことに留意し、該当する取組が行われている場合のみ、「行っている」にチェック■し、右欄にそれに関して記述すること。

関係法令 教育基本法第4条第2項（教育の機会均等） 障害者差別解消法第5条（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）及び第7条（行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）又は第8条（事業者における障害を理由とする差別の禁止）第9条～11条

※障害者差別解消法とは、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）」の略称のこと。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 留学生の学習及び生活に対する支援体制を整備しているか。	◇整備状況がわかる資料		
	資料3-2-3-(1)-01 「留学生の学習及び生活の支援体制がわかる資料（外国人留学生規則）」	学則第55条第3項の規定に基づき、外国人留学生に関する業務を担う。外国人留学生とは、国費外国人留学生，外国政府派遣留学生，第3学年編入者（外国人学生対象）選抜制度に基づく留学生に限定する。留学生の指導教員は，留学生が所属する学科の教員を学科長推薦に基づき，校長が任命する。したがって，留学生の学習及び生活に対する支援体制を整備していると判断できる。	
(2) (1)の体制において、留学生の支援を必要に応じて行っているか。	◇留学生を支援する取組（留学生指導教員の配置、留学生チューターの配置等）がわかる資料		
	資料3-2-3-(2)-01 「留学生を支援する取組がわかる資料（チューター手引き）」	留学生指導教員は前述の（1）のように選任される。留学生指導教員は，留学生チューターを担任と相談の上，留学生の所属するクラスから選出する。資料は，そのチューターの仕事内容について案内している。チューターには，留学生の支援に対して謝金（時給800円）が支給される。	
	◇支援の実施状況がわかる資料		
	資料3-2-3-(2)-02 「留学生を支援する実施状況がわかる資料（学生相談謝金報告）」	上述のチューター制度に対する謝金の支払い状況を示す。 したがって，留学生の支援を必要に応じて行っていると判断できる。	
(3) 編入学生の学習及び生活に対する支援体制を整備しているか。	◇整備状況がわかる資料		
	資料3-2-2-(3)-01 「学生のニーズを把握するための体制がわかる資料（学級担任のしおり）」		再掲
	資料3-2-3-(3)-01 「編入学生の学習及び生活の支援体制がわかる資料（キャリア支援室規則）」	第7条	
		過去5年の編入学生の実績はない。平成26年度が近年の最後の入学になっている。編入学生の学習及び生活に対する支援は，資料に示すとおり，支援体制を整備し，アドバイザー（AD）が編入学生に案内する。	

60

(4) (3)の体制において、編入学生の支援を必要に応じて行っているか。 ■ 行っている	◇編入学生を支援する取組がわかる資料		
		編入学生は、主に工業高校卒業生が編入していた（過去5年の編入学生の実績はない）。	
	◇入学前の指導を行っている場合には、指導スケジュール、指導内容等が記載された資料		
	資料3-2-3-(4)-01 「編入学生に対する入学前の事前指導内容等がわかる資料（予定者への事前指導）」	平成24年入学の編入学生の入学前事前指導の内容は、工業高校と高専では専門の基礎となる数学の学習内容が異なるため数学の入学前指導を行ってきた。	
	資料3-2-3-(4)-02 「編入学生に対する入学前の事前指導内容等がわかる資料（編入学生向け事前指導通知）」		
	資料3-2-3-(4)-03 「編入学生に対する入学前の事前指導内容等がわかる資料（事前補習授業のお知らせ）」		
	資料3-2-3-(4)-04 「編入学生に対する入学前の事前指導内容等がわかる資料（教員向け事前指導通知）」		
		平成24年に入学した編入学生について資料の内容の指導を行っていた。現在は、編入学受験者はあるものの編入学の実績はないため編入学後の補習授業や学習相談等の実績はない。	
	◇入学後に補習授業や学習相談等を行っている場合には、実施状況及びその内容（担当教員、実施科目、対象者別実施回数、使用教材等。）		
		入学後は、アドバイザー及び科目担当教員が学習相談等を行い、必要に応じ補習授業を行うこととしている。具体的には、入学前課題・補習を平成24年度に入学した編入学生に対して一部の科目で入学前補習を実施している。また、入学後についても数学、専門科目で補習を実施している。	
	◇支援の実施状況がわかる資料		
(5) 社会人学生の学習及び生活に対する支援体制を整備しているか。 ■ 整備している		過去の実績より、編入学生の支援を必要に応じて行っていると判断できる。	
	◇整備状況がわかる資料		
	資料1-3-1-(1)-02 「三つの方針の点検を行う体制がわかる資料（専攻科委員会規則）」	専攻科では、社会人特別選抜の制度がある。しかし、専攻科の社会人実績は過去に1名のみで、過去5年の社会人入学生の実績はない。社会人学生の学習及び生活に対する支援体制を整備しているかについては、本科からの専攻科入学生と同様の内容を行っている。	再掲

(6) (5)の体制において、社会人学生の支援を必要に応じて行っているか。 ■ 行っていない	◇社会人学生を支援する取組（情報提供（電子メール、ウェブサイト等。））がわかる資料		
	資料3-2-3-(6)-01「社会人学生を支援する取組がわかる資料（専攻科募集要項）」	専攻科では、社会人特別選抜の制度がある。しかし、専攻科の社会人実績は過去に1名のみで、過去5年の社会人入学生の実績はないため、支援を行っているとは判断しない。	
	◇社会人学生に対する学習相談の制度が把握できる資料（オフィスアワー一覧表、配付プリントの該当箇所等。）		
		専攻科の社会人実績は過去に1名のみで、過去5年の社会人入学生の実績はない。社会人学生に対する学習相談の実績はない。	
	◇支援の実施状況がわかる資料		
	資料3-2-1-(1)-02「学生へのガイダンスを実施していることがわかる資料（専攻科生）」	専攻科の社会人実績は過去に1名のみで、過去5年の社会人入学生の実績はない。社会人学生に対するオリエンテーション・ガイダンスの実績はない。	再掲
(7) 障害のある学生の学習及び生活に対する支援体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇整備状況がわかる資料		
	資料3-2-3-(7)-01「障がいのある学生の学習及び生活の支援体制がわかる資料（個別支援委員会規則）」	第2、第6条 本校学校協議会規則第4条第8項に基づき、個別支援委員会の運営等に関し必要な事項が定められている。個別支援委員会は、障がい、その他の理由のため修学等に大きな問題を有する学生に個別に対応し、本校の教育レベルの向上に資する業務を行う。委員会は、個別支援の必要な学生に対して個別支援WGを構成する。WGは以下の業務を行う。一、個別支援を必要とする学生の修学及び学生生活等の支援計画の立案、二、支援の申し出に基づく個別支援の実施、三、その他の個別支援の実施に関し必要と認めること。	
	資料3-2-3-(7)-02「障がいのある学生の学習及び生活の支援体制がわかる資料（個別支援委員会規則の運用に関する取扱要領）」	したがって、障がいのある学生の学習及び生活に対する支援体制を整備していると判断できる。	

(8) (7)の体制において、障害のある学生の支援を必要に応じて行っているか。 ■ 行っている	◇障害のある学生を支援する取組（ノートテーカー、チューターの配置）がわかる資料		
	資料3-2-3-(7)-01 「障がいのある学生の学習及び生活の支援体制がわかる資料（個別支援委員会規則）」	本校の個別支援教育の体制を資料に示す。上肢下肢に障がいのある学生が入学した際には、支援員を雇用し支援を行った。本科生では、チューターは配置しない。	再掲
	資料3-2-3-(8)-01 「障がいのある学生を支援する取組がわかる資料（個別支援体制図）」		
	資料3-2-3-(8)-02 「障がいのある学生を支援する取組がわかる資料（調査報告書）」		
	◇支援の実施状況がわかる資料		
	資料3-2-3-(8)-03 「障がいのある学生を支援する取組がわかる資料（個別支援計画）」	2019年度は、個別支援WGが17名の学生に支援を行った。上記資料はWGと委員会の活動の記録である。 したがって、障がいのある学生の支援を必要に応じて行っていると判断できる。	
	資料3-2-3-(8)-04 「障がいのある学生を支援する取組がわかる資料（個別支援委員会議事要旨）」		
	資料3-2-3-(8)-05 「障がいのある学生を支援する取組がわかる資料（紛争防止、解決等事例集の公表）」		
(9) 障害者差別解消法第5条及び第7条又は第8条（第9条、第10条、第11条の関係条項も含む。）に対応しているか。 ■ 対応している	◇対応状況がわかる資料		
	資料3-2-3-(9)-01 「障がい者差別解消法に対応していることがわかる資料（障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領）」		
	資料3-2-3-(9)-02 「障がい者差別解消法に対応していることがわかる資料（HPでの周知）」	http://www.matsue-ct.jp/m/index.php/mainmenu-juniour-students/mainmenu-disabled-student-support	
		機構本部より、障がい者差別解消法第5条及び第7条又は第8条の対応が指示されている（平成28年3月）。本校の障がい者支援体制を説明するとともに、障がい者差別解消法第5条及び第7条又は第8条に対応していることをHPで公開している。 障がい者の診断が出ていない学生を含め、発達障がい（精神も含め）、内部障がい（目や耳、臓器など）、身体障がいすべてを入れると、H27：37人、H28：47人、H29：62人、H30：71人、R01：81人が該当する。 したがって、障がい者差別解消法第5及び7条又は第8条（第9,10及び11条の関係条項も含む。）に対応している。	

(10) 上記以外の特別な支援を行っているか。 ■ 行っている	◆左記について、該当する取組があれば、資料を基に記述する。		
	資料3-2-3-(10)-01 「障がいのある学生への支援に資する取組がわかる資料（学生相談研究会の案内）」	障がい者への研修	
	資料3-2-3-(10)-02 「障がいのある学生への支援に資する取組がわかる資料（教育のまなざし）」	障がい者への対応に資する参考資料	
	資料3-2-3-(10)-03 「障がいのある学生への支援に資する取組がわかる資料（授業開講科目）」	保健体育の授業の中で、6週目には、障がい者の疑似体験を行う授業も行われている。	
	障がい者支援のため、研修会への参加や、教職員に障がい者に接する時のマニュアルを作成している。また、学生は、授業の中で障がい者の疑似体験を行っている。	したがって、特別な支援に資する取組を行っている。	
観点 3－2－④ 学生の生活や経済面に係わる指導・相談・助言等を行う体制が整備され、機能しているか。			
【留意点】なし。			
関係法令 （法）第12条 学校保健安全法第8条、第13条			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生の生活や経済面における指導・相談・助言等の体制に関し、どのように整備しているか。（該当する選択肢にチェック■する。）	◇それぞれの体制の整備状況がわかる資料（生活指導の体制、指導内容、組織図、関連規程、委員会等。）		
■ 学生相談室	資料3-2-4-(1)-01 「学生の生活や経済面における指導等の体制がわかる資料（学生相談室規則）」	第3条 学生相談室は次の業務を行う。一、学生の修学等に関する相談、二、学生の悩みごとに関する相談、三、セクシャル・ハラスメントに関する相談、四、その他学生相談に関する助言と指導。	
■ 保健センター	資料3-2-4-(1)-02 「学生の生活や経済面における指導等の体制がわかる資料（事務分掌）」	第10条	
	資料3-2-4-(1)-03 「学生の生活や経済面における指導等の体制がわかる資料（HPへの周知）」	http://www.matsue-ct.jp/m/index.php/mainmenu-internal-students/mainmenu-sickbay	
■ 相談員やカウンセラーの配置	資料3-2-4-(1)-04 「学生の生活や経済面における指導等の体制がわかる資料（学生相談室のお知らせHP）」	http://www.matsue-ct.jp/m/index.php/mainmenu-internal-students/mainmenu-student-counseling-room	
■ ハラスメント等の相談体制	資料3-2-4-(1)-05 「学生の生活や経済面における指導等の体制がわかる資料（ハラスメント対策委員会規則）」	第2条、第3条	
	資料3-2-4-(1)-06 「学生の生活や経済面における指導等の体制がわかる資料（人権窓口に関する内規）」		
■ 学生に対する相談の案内等	資料3-2-4-(1)-07 「学生の生活や経済面における指導等の体制がわかる資料（学生相談室の案内）」	相談員やカウンセラーの配置、ハラスメント等の相談体制、学生に対する相談の案内等	
	資料3-2-4-(1)-08 「学生の生活や経済面における指導等の体制がわかる資料（学生相談室からのお知らせ）」		
■ 奨学金	資料3-2-4-(1)-09 「学生の生活や経済面における指導等の体制がわかる資料（HPによる周知）」	http://www.matsue-ct.jp/m/index.php/mainmenu-internal-students/mainmenu-entrancefeefree	
■ 授業料減免	資料3-2-4-(1)-10 「学生の生活や経済面における指導等の体制がわかる資料（学生委員会規則）」	第2条	
■ 特待生	資料3-2-4-(1)-11 「学生の生活や経済面における指導等の体制がわかる資料（卓越した学生に対する授業料免除）」		
■ 緊急時の貸与等の制度	資料3-2-4-(1)-12 「学生の生活や経済面における指導等の体制がわかる資料（学生への周知資料）」		
	資料3-2-4-(1)-13 「学生の生活や経済面における指導等の体制がわかる資料（学校協議会議題）」		
	資料3-2-4-(1)-14 「学生の生活や経済面における指導等の体制がわかる資料（災害に伴う緊急採用等周知）」		
□ その他		上記より学生の生活や経済面における指導・相談・助言等の体制が整備されている。	
	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		

(2) 健康診断及び健康相談・保健指導を定期的に実施しているか。 ■ 実施している	◇各取組の実施状況がわかる資料		
	資料3-2-4-(2)-01 「健康診断及び健康相談等を定期的に実施していることがわかる資料（健康診断）」		
	資料3-2-4-(2)-02 「健康診断及び健康相談等を定期的に実施していることがわかる資料（学校医執務記録）」		
	資料3-2-4-(2)-03 「健康診断及び健康相談等を定期的に実施していることがわかる資料（学生相談室カレンダー）」		
	資料3-2-4-(2)-04 「健康診断及び健康相談等を定期的に実施していることがわかる資料（ソーシャルワーカーのご案内）」		
	資料3-2-4-(2)-05 「健康診断及び健康相談等を定期的に実施していることがわかる資料（行事予定表）」		
		健康診断は、年度当初に学校行事として実施している。 健康相談・保健指導も定期的に実施している。	
(3) (2)以外で、(1)の体制に基づいた学生の生活や経済面における指導・相談・助言等の活動が実際に学生に利用されているか。 ■ 利用されている	◇相談実績（相談・対応例）、各体制に係る委員会等の実施状況がわかる資料		
	資料3-2-4-(3)-01 「学生への生活や経済面における指導等の実績がわかる資料（学生相談件数）」	平成29年4月から平成30年3月までの学生相談の件数は、延べ件数：432件（実数：166件，教職員：40件，保護者：34件）であった。	
	資料3-2-4-(3)-02 「学生への生活や経済面における指導等の実績がわかる資料（保健室利用状況）」	令和元年度の保健室の利用件数：延べ1295件であった。	
	◇奨学金等の利用状況がわかる資料		
	資料3-2-4-(3)-03 「奨学金等の利用状況がわかる資料（授業料免除選考資料）」	2019年度前期授業料免除者：59人，後期授業料免除者：57人	
	資料3-2-4-(3)-04 「奨学金等の利用状況がわかる資料（日本学生支援機構奨学生名簿）」	令和元年度日本学生支援機構奨学生：合計74名	
	資料3-2-4-(3)-05 「奨学金等の利用状況がわかる資料（緊急奨学金）」	平成29年度緊急奨学金継続承認者：2名	
		上記より学生の生活や経済面における指導・相談・助言等の活動が実際に学生に利用されている。	
観点3－2－⑤ 就職や進学等の進路指導を含め、キャリア教育の体制が整備され、機能しているか。			
【留意点】			
○ 資格試験や検定試験のための補習授業や学習相談を行っている場合には、担当教員、受講者数、実施科目、対象者別実施回数、使用教材、配布プリント等、概要がわかる資料を根拠資料として提示すること。また、資格試験・検定試験の受験者数、合格者数等の実績から機能しているかを分析すること。			
○ 資格取得による単位修得の認定を行っている場合には、関連規程、単位認定実績等を根拠資料として提示すること。			
○ 外国留学に関する手続きの支援、単位認定、交流協定の締結等を行っている場合には、内容が把握できる資料や関連規程、留学実績等を根拠資料として提示すること。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			

(3) (2)の取組が機能しているか。 ■ 機能している	◇それぞれの取組の（活用）実態がわかる資料		
	資料3-2-5-(2)-01 「キャリア教育の取組状況がわかる資料（説明会・講演会等の実施）」		再掲
	資料3-2-5-(2)-02 「キャリア教育の取組状況がわかる資料（業界・企業研究セミナーの実施）」		再掲
	資料3-2-5-(3)-01 「キャリア教育の取組が機能していることがわかる資料（卒業生・修了生アンケート）」	卒業時・修了時のアンケートで、求人・進学情報の開示について満足度を調査した。本科生は、満足：46％、ほぼ満足：39％と満足が85％で、専攻科生は、満足：54％、ほぼ満足：42％と満足が96％で取組の一部について機能していることがわかる。また、就職希望と進学希望の学生について、ほぼ100％進路が決定できているので、取組が機能していると判断する。	
	資料3-2-5-(3)-02 「キャリア教育の取組が機能していることがわかる資料（留学状況）」	トビタテ！留学JAPAN参加状況：平成28年：3人，平成29年：1人，平成30年：2人，平成31年：1人，令和元年：5人）	
	資料3-2-5-(3)-03 「キャリア教育の取組が機能していることがわかる資料（特別学修単位取得状況）」	特別学修単位取得者数：令和元年度延べ231名	
観点3－2－⑥ 学生の部活動、サークル活動、自治会活動等の課外活動に対する支援体制が整備され、適切な責任体制の下に機能しているか。			
【留意点】なし。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生の課外活動に対する支援体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇課外活動に関する規程、組織図、施設の整備状況がわかる資料		
	資料3-2-6-(1)-01 「学生の課外活動の支援体制がわかる資料（学生委員会規則）」	第2条 学校協議会規則第4条第8項に基づき、学生委員会の業務が規定されている。その中に、一、学生の生活指導及び福利厚生に関すること、二、学生会の指導に関すること、などがある。	
	資料3-2-6-(1)-02 「学生の課外活動の支援体制がわかる資料（学生準則）」	第21条-第27条、第30条	
	資料3-2-6-(1)-03 「学生の課外活動の支援体制がわかる資料（学生会準則）」	第5条、6条、第8条 学生会準則の第5条には、各局、各部・同好会を置くことが定められている。また、第8条には、各専門委員会及び各部に指導教員を置くことが定められている。	
	資料3-2-6-(1)-04 「学生の課外活動の支援体制がわかる資料（学生会会則）」	第20条	
	資料3-2-6-(1)-05 「学生の課外活動の支援体制がわかる資料（学生会組織図）」		
	資料3-2-6-(1)-06 「学生の課外活動の支援体制がわかる資料（課外活動について）」	学生ガイドには、各部・同好会とその活動状況（主な活動場所、主な活動実績）が紹介されている。文化系：文芸部、写真部、吹奏楽部など13団体、体育系：陸上競技部、柔道部、剣道部など20団体、コンテスト関係：高専ロボコン、デザコンなど7団体。	
	資料3-2-6-(1)-07 「学生の課外活動の支援体制がわかる資料（福利施設使用内規）」	各部・同好会の合宿には、福利施設、合宿研修施設が利用されている。合宿時には、顧問教員が協力して当直等を行う。	
	資料3-2-6-(1)-08 「学生の課外活動の支援体制がわかる資料（合宿研修施設使用内規）」		
	資料3-2-6-(1)-09 「学生の課外活動の支援体制がわかる資料（共用車運用管理内規）」		
	資料3-2-6-(1)-10 「学生の課外活動の支援体制がわかる資料（課外活動に係るマイクロバス等使用申し合せ）」		
		上記より学生の課外活動に対する支援体制を整備している。	

(2) (1)の体制において、責任の所在が明確になっているか。 ■ なっている	◇(1)の体制において、責任の所在がわかる資料		
	資料3-2-6-(2)-01 「学生の課外活動における責任の所在がわかる資料（学生会細則）」	第27条，第37条 学生会細則第27条2項には，各部・同好会に顧問教員を1名以上置くことが定められており，平成31年度学生会顧問教員名簿はそのリストである。顧問教員が責任者であり，活動については顧問の了承を得て行われる。活動計画等の書類提出も義務付けられている。学生支援顧問教員不在の各部・同好会は活動が禁止されている（学生会細則第37条2項）。したがって，責任の所在が明確になっていると判断できる。	
	資料3-2-6-(2)-02 「学生の課外活動における責任の所在がわかる資料（学生会顧問教員名簿）」		
(3) 学校としての支援活動の内容からみて、(1)の体制が機能しているか。 ■ 機能している	◇課外活動に対する支援活動の内容がわかる資料		
	資料3-2-6-(3)-01 「学生の課外活動に対する支援活動の内容がわかる資料（課外活動引率・外部コーチ）」	学生の課外活動において，大会や行事に参加する場合，教員が引率することとしている。また，技術指導のために外部コーチを採用できる場合がある。	
	資料3-2-6-(3)-02 「学生の課外活動に対する支援活動の内容がわかる資料(外部コーチ)」		
		したがって，課外活動に対する支援体制が機能していると判断できる。	
観点3－2－⑦ 学生寮が整備されている場合には、学生の生活及び勉学の場として有効に機能しているか。 【留意点】なし。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生寮を整備しているか。 ■ 整備している	◇整備状況がわかる資料		
	資料3-2-7-(1)-01 「学生寮の整備状況がわかる資料（学校要覧）」	p.52	
	資料3-2-7-(1)-02 「学生寮の整備状況がわかる資料（在籍寮生数表）」	本校には，通学が困難な学生のために，直野寮（なおのりょう）と呼ばれる学生寮が本校敷地内に整備してある。直野寮は7棟の建物から構成されており，1号館は女子寮，2号館から7号館が男子寮となっている。入寮定員は，1号館：64人，2～7号館：374人である。令和2年度の入寮生は，男子：333人，女子：51人，留学生：男子：7人，女子：0人，合計391人である。	

(2) 生活の場として整備しているか。 ■ 整備している	◇生活支援の内容がわかる資料（談話室、補食室等の整備状況等。）		
	資料3-2-7-(2)-01「学生寮の生活支援の内容がわかる資料（直野寮生活のしおり）」	生活の場として、直野寮には、各棟に補食室や談話室が整備されている。直野寮生活のしおりには、直野寮で生活する上で必要な事項やルールが記載されている。	
(3) 勉学の場として整備しているか。 ■ 整備している	◇学習支援の内容がわかる資料（自習室の整備状況、自習時間の設定状況等の整備面での工夫等。）		
	資料3-2-7-(3)-01「学生寮の学習支援の内容がわかる資料（直野寮パンフレット）」	20：00～22：00は自習時間としている。当直教員は、放送設備を用いて、この時間に自習を促している。	
	資料3-2-7-(3)-02「学生寮の学習支援の内容がわかる資料（当直教員用業務スケジュール表）」		
	資料3-2-7-(3)-03「学生寮の学習支援の内容がわかる資料（直野塾実施について）」	直野塾は、居室での自学自習の他に、3号館ホールに集まり、希望がある学生に他の寮生が学習指導を行う場である。上記より勉学の場として整備している。	
(4) (2)(3)について、有効に機能しているか。 ■ 機能している	◇入寮状況がわかる資料		
	資料3-2-7-(1)-02「学生寮の整備状況がわかる資料（在籍寮生数表）」		再掲
	資料3-2-7-(4)-01「学生寮の支援体制が機能していることがわかる資料（外部評価委員会説明資料）」	本校の自己点検・評価委員会の業務の外部評価委員会での寮務主事からの報告である。寮生の自宅の分布、女子寮生の年推移、寮生の日課時限、寮生の学習時間、留学生寮生などの報告がなされている。	
	◇勉学の場としての活用実績がわかる資料		
	資料3-2-7-(3)-01「学生寮の学習支援の内容がわかる資料（直野寮パンフレット）」		再掲
	資料3-2-7-(4)-02「学生寮の支援体制が機能していることがわかる資料（直野寮週番日誌学生用）」		
		したがって、生活の場、勉学の場として有効に機能していると判断できる。	
(5) 管理・運営体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇学生寮の管理規程等の資料		
	資料3-2-7-(5)-01「学生寮の管理規定等がわかる資料（寮務委員会規則）」	学校協議会規則第4条第8項に基づき、寮務委員会の業務が規定されている。その業務内容は以下の通りである。一、寮の施設、設備およびその使用に関すること、二、入寮および退寮に関すること、三、寮の防災安全に関すること、四、寮の保健衛生に関すること、五、寮食堂に関すること、六、寮生の生活指導及び福利厚生に関すること、七、寮生会の指導に関すること、八、寄宿料の免除に関すること。 教職員の寄宿舎日直勤務は、以下のことを目的としている。一、寄宿舎における学生の学習・生活の指導および緊急時の対応を行うこと、二、寄宿舎の建物管理および緊急時の対応を行うこと。	
	資料3-2-7-(5)-02「学生寮の管理規定等がわかる資料（寄宿舎宿日直規則）」		
	資料3-2-7-(5)-03「学生寮の管理規定等がわかる資料（寮宿日直割当表）」	教職員の寄宿舎日直勤務の例	
	資料3-2-7-(5)-04「学生寮の管理規定等がわかる資料（寮務関係者緊急時等連絡網）」	寄宿舎日直勤務の緊急時の対応 これらから、管理・運営体制を整備していると考えている。	

3－2 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
該当なし			

基準 3

優れた点			
障がいのある学生の学習及び生活の支援体制として個別支援委員会があり、本校の障がい者支援に大きな成果を上げている。障がい、その他の理由のため修学等に大きな問題を有する学生に個別に対応し、本校の教育レベルの向上に資する業務を行う。個別の支援が必要な学生に対して教職員からなる個別支援WGが構成される。さらに今年改修した図書館には機能的な保健室・学生相談室を設けており、本校の強みの一つである充実した学生への支援体制を強化することにより様々な問題に対応できる。			
	資料3-2-3-(7)-01 「障がいのある学生の学習及び生活の支援体制がわかる資料（個別支援委員会規則）」		再掲
	資料3-2-3-(8)-01 「障がいのある学生を支援する取組がわかる資料（個別支援体制図）」		再掲
	資料3-2-3-(8)-03 「障がいのある学生を支援する取組がわかる資料（個別支援計画）」		再掲
	資料3-2-3-(8)-04 「障がいのある学生を支援する取組がわかる資料（個別支援委員会議事要旨）」		再掲
	資料1-1-3-(2)-04 「意見聴取の結果改善が行われていることがわかる資料（学生支援体制）」		再掲
改善を要する点			
障がいのある学生の学習及び生活の支援体制として、個別の支援が必要な学生に対して教職員からなる個別支援WGが構成されるが、その構成員となる教職員への負担は大きい。そこで、外部から多数のカウンセラーやインターカーなどを雇用するなどにより、担当教員の負担軽減が望まれる。			

基準 4 財務基盤及び管理運営

評価の視点			
4－1 学校の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有しており、活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。また、学校の財務に係る監査等が適正に実施されていること。			
観点 4－1－① 学校の目的に沿った教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有しているか。			
【留意点】			
○ 学校の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できるよう校地、校舎等の資産を保有しているか、経常的な収入が確保できているか、債務超過や支出超過の状態がある場合、運営上問題とならないものか等の状況について分析すること。			
関係法令 (設)第27条の2			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 過去 5 年間の貸借対照表等による財務状態は適切な状況となっているか。 ■ なっている	◇過去 5 年間の貸借対照表等の財務諸表		
	資料4-1-1-(1)-01 「過去5年間の財務状況がわかる資料(貸借対照表)」	過去5年間の貸借対照表等による財務状態は適切な状況となっている	
	資料4-1-1-(1)-02 「過去5年間の財務状況がわかる資料(損益計算書)」		
	◇長期未払金、長期借入金がある場合は、その内容を確認できる資料		
	資料4-1-1-(1)-03 「長期未払金の内容がわかる資料(高速カラープリンター)」	長期未払金（リース物件が該当する）は資料に示すとおりである。 長期借入金はない。	
	資料4-1-1-(1)-04 「長期未払金の内容がわかる資料（ネットワーク・LAN）」		
	◇臨時利益又は臨時損失が計上されている場合は、その内容が確認できる資料		
	資料4-1-1-(1)-05 「臨時損失・臨時利益がわかる資料」	臨時利益（過年度の収入及び車両売り払いなど）は資料に示すとおりである。 臨時損失（固定資産の除却など）は資料に示すとおりである。 過去5年間の貸借対照表，損益計算書により財務状態は適切な状況となっていると判断できる。	
(2) 校地、校舎等の資産を保有しているか。 ■ 保有している	◇その内容を確認できる資料		
	資料4-1-1-(2)-01 「校地、校舎等の資産を保有していることがわかる資料」	p.60-p.61	

(3) 過去 5 年間に於いて運営費交付金、授業料、入学料、検定料等の経常的な収入を確保しているか。 ■ 確保している	◇過去 5 年間の運営費交付金、授業料、入学料、検定料等の収入状況		
	資料4-1-1-(3)-01 「過去5年間の経常的な収益があることがわかる資料（経常的収入受入状況）」	過去5年間に於いて運営費交付金、授業料、入学料、検定料等の経常的な収入を確保していると判断できる。	
	◆確保できない年があった場合は、実状を踏まえて、資料を基に記述する。		
(4) 過去 5 年間の収支状況に於いて支出超過となっていないか。 ■ 支出超過となっていない	◇過去 5 年間の資金収支計算書及び消費収支計算書		
	資料4-1-1-(1)-02 「過去5年間の財務状況がわかる資料（損益計算書）」	過去5年間の収支状況に於いて支出超過となっていない。	再掲
		資料により、過去5年間の収支状況に於いて支出超過となっていない。	
	◆支出超過となった年があった場合は、実状を踏まえて、資料を基に記述する。		
観点 4－1－② 学校の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。 【留意点】なし。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 収支に係る方針、計画等を策定しているか。 ■ 策定している	◇収支に係る方針や計画策定に関する予算関連規程等		
	資料4-1-2-(1)-01 「予算関連規程等がわかる資料（予算委員会規則）」	第2条 予算委員会は、校長が定める予算編成方針（方針、計画等）に基づき、年度当初予算配分案の作成を行う。	
	◇予算配分や収支に係る方針、計画等がわかる資料		
	資料4-1-2-(1)-02 「予算配分等の方針、計画がわかる資料(2019年度予算配分方針について)」	予算委員会の規則にしたがって、校長が定める予算編成方針（令和元（2019）年度予算配分方針）が策定され、学校協議会で令和元（2019）年度学内予算配分案が了承される。	
	資料4-1-2-(1)-03 「予算配分等の方針、計画がわかる資料(学校協議会議事概要)」	したがって、収支に係る方針、計画等を策定していると判断できる。	

(2) (1)を関係者（教職員等）へ明示しているか。 ■ 明示している	◇予算の関係者（教職員等）への明示状況を把握できる資料		
	資料4-1-2-(2)-01 「予算の関係者への明示状況がわかる資料（周知メール）」	予算配分書は、学内情報ページにより学内に開示され、関係者（教職員等）へ明示されている。	
	資料4-1-2-(2)-02 「予算の関係者への明示状況がわかる資料（学内HP）」		

観点４－１－③ 学校の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む）に対しての資源配分を、学校として適切に行う体制を整備し、行っているか。

【留意点】

○ 予算配分の方針が定められ、その方針に則り実際の予算配分が行われているか、プロセス（手続きの流れ）の適切性も含めて分析すること。

○ 予算の配分状況と、その実績（執行状況）を対比させて分析すること。

○ 校長裁量経費等の重点配分経費の配分基準等の策定状況（手続き、経路、決定機関等。）についても併せて分析すること。

関係法令 （設）第27条の2

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学校の目的を達成するために、教育研究活動に対して適切な資源配分を決定する際、明確なプロセスに基づいて行っているか。 ■ 行っている	◇予算配分実績(教育経費、研究経費、施設設備費の配分実績)		
	資料4-1-3-(1)-01 「予算配分実績がわかる資料（予算配分書）」	予算配分書には、前年度の予算配分の増減も示し、方針の変更がわかるようにしている。その増減等の理由については、備考に示されている。	
	◇校長裁量経費等の重点配分経費を設定している場合は、その資源配分が把握できる資料		
	資料4-1-3-(1)-02 「校長裁量経費で重点配分していることがわかる資料(シーズ発掘型公募)」	本校の研究水準の維持向上（研究の促進と競争的資金の獲得）のため校長裁量経費（シーズ発掘，シーズ発掘奨励）が教員（技術職員を含む）へ配分される。	
	資料4-1-3-(1)-03 「校長裁量経費で重点配分していることがわかる資料(シーズ発掘型奨励公募)」		
	◇予算関連規程等		
	資料4-1-2-(1)-01 「予算関連規程等がわかる資料（予算委員会規則）」	予算委員会は、校長が定める予算編成方針（方針，計画等）に基づき，年度当初予算配分案を作成する。	再掲
	◇予算配分に係る審議状況がわかる資料（議事録等）		
	資料4-1-2-(1)-03 「予算配分等の方針，計画がわかる資料(学校協議会議事概要)」	校長が定める予算編成方針に基づき予算委員会で配分案を作成し，その後，予算配分案は予算委員会で審議され，学校協議会において決定される。	再掲
	資料4-1-3-(1)-04 「予算配分に係る審議状況がわかる資料(予算委員会議事概要)」		
	◇施設・設備の整備計画の全体像がわかる資料（学内全体のマスタープラン等。）		
	資料4-1-3-(1)-05 「施設・整備の整備計画の全体像がわかる資料(キャンパスマスタープラン)」		
	資料4-1-3-(1)-06 「施設・整備の整備計画の全体像がわかる資料(設備等一覧)」	学校の目的を達成するために，教育研究活動に対して適切な資源配分を決定する際，明確なプロセスに基づいて行っていると判断できる。	
(2) 資源配分が、4－1－②の収支に係る方針、計画と整合性を有しているか。 ■ 整合性がある	◆資源配分と収支に係る方針、計画との整合性、執行状況との対応について、資料を基に記述する。その際、資源配分の決定プロセスの整合性についても言及する。		
	資料4-1-2-(1)-01 「予算関連規程等がわかる資料（予算委員会規則）」		再掲
	資料4-1-2-(1)-02 「予算配分等の方針，計画がわかる資料(2019年度予算配分方針について)」		再掲
	資料4-1-2-(1)-03 「予算配分等の方針，計画がわかる資料(学校協議会議事概要)」		再掲
	資料4-1-3-(1)-01 「予算配分実績がわかる資料（予算配分書）」		再掲
	予算配分方針に基づき予算委員会で予算配分案を作成し，学校協議会の議を経て予算配分を行っている。予算配分書は教職員にメールで周知するとともに財務系のホームページにて掲載している。よって，資源配分が収支に係る方針，計画と整合性を有していると判断できる。		

(3) 資源配分の内容について、関係者（教職員等）に明示しているか。 ■ 明示している	◇予算の関係者（教職員等）への明示状況を把握できる資料		
	資料4-1-2-(2)-01 「予算の関係者への明示状況がわかる資料(周知メール)」	予算配分書は、学校協議会で審議され了承された後、HPにより学内に周知される。	再掲
	資料4-1-2-(2)-02 「予算の関係者への明示状況がわかる資料(学内HP)」		再掲
観点4－1－④ 学校を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。また、財務に係る監査等が適正に行われているか。 【留意点】 ○ 設置者の説明責任を果たすという観点から、財務書類の公表状況について分析すること。 ○ 会計監査の実施状況についても分析すること。			
関係法令 独立行政法人通則法第38条、第39条 私立学校法第47条 私立学校振興助成法第14条 その他財務諸表に関する各種法令等 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令第12条 その他情報公開に関する法令等、それぞれの設置形態別に定められた法令 私立学校法第37条第3項 私立学校振興助成法第14条第3項 地方自治法第199条 その他会計監査等に関する各種法令等			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 設置者は、法令等に基づき、財務諸表等を作成・公表しているか。 ■ 作成・公表している	◇作成・公表状況がわかる資料		
	資料4-1-4-(1)-01 「財務諸表等が公表されていることがわかる資料」	https://www.kosenk.go.jp/about/release/index.html#zaimu_shohyo	
		財務諸表等を作成・公表している。	
(2) 財務に係る監査等を実施しているか。 ■ 実施している	◇学内会計監査規程（科学研究費助成事業等の外部資金に関する監査規程も含む。）		
	資料4-1-4-(2)-01 「学内の会計監査規定がわかる資料」	財務に係る監査を実施している。	
	◇外部監査、学内監査の監査報告書、国立高等専門学校の場合は、国立高等専門学校間の相互監査報告書		
	資料4-1-4-(2)-02 「高専機構本部の監査報告がわかる資料」		
	資料4-1-4-(2)-03 「学内の会計監査が行われていることがわかる資料」		
	資料4-1-4-(2)-04 「相互監査報告がわかる資料」	財務に係る監査を厳重に実施している。	
4－1 特記事項 この評価の観点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
該当なし			

評価の視点			
4－2 学校の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。また、外部の資源を積極的に活用していること。			
観点4－2－① 管理運営の諸規程が整備され、各種委員会及び事務組織が適切に役割を分担し、効果的に活動しているか。			
【留意点】 ○ 観点2－1－③の教育に係る組織等を除き、管理運営に係る体制について、分析すること。 ○ 組織図については、観点2－1－③の教育に係る組織等を含む、学校全体の教育研究及び管理運営全体がわかるものの提示が望ましい。 ○ 議事録又は議事要旨等については、過去1年分提示すること。 ○ 役割分担が適切であるとは、各種委員会及び事務組織等がそれぞれの役割分担において責任を有しつつ協力して円滑な管理運営の実現に資する状況にあることを想定している。			
関係法令 (法)第120条第3項 (施)第175条 (設)第10条			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 管理運営体制に関する規程等を整備しているか。	◇管理運営に関する諸規程、整備状況がわかる資料		
	資料4-2-1-(1)-01「管理運営に関する諸規程、整備状況がわかる資料（運営組織規則）」	機構本部事務局の組織等に関する規則第5条第4項，松江高専学則第11条にしたがって学校運営規則が制定されている。学校運営に関わる以下の役職などが規定されている。 校長，教員，副校長，校長補佐，校長特別補佐，教務主事補，学生主事補，寮務主事補，学科長，専攻科長，副専攻科長，学内組織（地域共同テクノセンター，情報処理センター，実践教育支援センター，学生相談室），学級担任，アドバイザー，学年主任，顧問教員（課外活動），各委員会（学校協議会他）	
(2) 委員会等の体制を整備しているか。	◇諸規程、整備状況がわかる資料（組織図等）		
	資料4-2-1-(2)-01「管理運営に関する諸規程、整備状況がわかる資料（協議会規則）」	第1条～第3条	
	資料4-2-1-(2)-02「管理運営に関する諸規程、整備状況がわかる資料（組織図）」	p.17	
		運営組織規則に従って，委員会，センター等の体制が整備されている。	

(3) 校長、主事等の役割分担が明確になっているか。 ■ なっている	◇役割分担がわかる資料		
	資料4-2-1-(3)-01 「校長，主事等の役割分担のわかる資料（運営組織規則）」	第2条、第4条～第7条	
	資料4-2-1-(3)-02 「校長，主事等の役割分担のわかる資料（学則）」	第9条 運営組織規則第2条，学則第9条では，それぞれ校長，副校長（管理運営担当），教務主事（教育担当の副校長），学生主事，寮務主事の役割分担が示されている。	
(4) 事務組織の体制を規程等に基づき整備しているか。 ■ 整備している	◇規程等、整備状況がわかる資料		
	資料4-2-1-(4)-01 「事務組織の体制についてわかる資料」	機構本部の事務局の組織に関する規則第10条，松江高専学則第8条に基づき，事務組織を置く。事務組織は，以下のようにになっている。 事務部に総務課（総務係，人事・労務係，企画係）と会計室（財務係，契約係，環境・施設係）および学生課（教務係，学生受入係，学生支援係，図書係，寮務係）が置かれている。	
(5) 教員と事務職員等とが適切な役割分担の下、必要な連携体制を確保しているか。 ■ 確保している	◇規定等、教員と事務職員が構成員として構成されている会議体がわかる資料		
	資料4-2-1-(2)-01 「管理運営に関する諸規程，整備状況がわかる資料（協議会規則）」		再掲
	資料4-2-1-(5)-01 「教員と事務職員の役割分担がわかる資料（校務分担表）」	校務分担表には，教員と共に事務職員（役職）が記載され，教員と事務職員の連携体制が確保されている。	
(6) (1)～(5)の体制の下、効果的な活動を行っているか。 ■ 行っている	◇活動状況がわかる資料（会議の開催回数、議事要旨等。）		
	資料4-2-1-(6)-01 「学校組織の活動内容（会議内容）等がわかる資料（学校協議会一覧）」	本校の最上位の決定機関である学校協議会について，開催数と内容がわかる資料を示す。学校協議会で本校の最重要事項が審議・決定される。したがって，効果的な活動を行っている判断できる。	
	資料4-2-1-(6)-02 「学校組織の活動内容（会議内容）等がわかる資料（学校協議会議事概要）」		

観点4-2-② 危機管理を含む安全管理体制が整備されているか。

【留意点】なし。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学校として、責任の所在を明確にした危機管理を含む安全管理体制を整備しているか。	◇規程等、整備状況がわかる資料		
	資料4-2-2-(1)-01 「安全管理体制の規程等、整備状況がわかる資料（危機管理）」	本校の危機管理を含む安全管理体制を示す。	
	資料4-2-2-(1)-02 「安全管理体制の規程等、整備状況がわかる資料（防火・防災）」		
(2) 危機管理マニュアル等を整備しているか。	◇危機管理マニュアル等の資料		
	資料4-2-2-(2)-01 「危機管理マニュアル等が整備されていることがわかる資料」	危機管理対象に対する危機管理マニュアルと緊急連絡網等を示す。	
(3) (1)(2)に基づき、定期的に訓練を行うなど、危機に備えた活動を行っているか。	◇訓練や講習会等の実施状況がわかる資料		
	資料4-2-2-(3)-01 「危機管理に関する訓練や講習会等の実施状況がわかる資料（テーブル訓練）」	定期的に訓練を行うなど、危機に備えた活動を行っている。	
	資料4-2-2-(3)-02 「危機管理に関する訓練や講習会等の実施状況がわかる資料(防災訓練の実施)」		

観点4-2-③ 外部資金を積極的に受入れる取組を行っているか。

【留意点】

○ 過去5年間の外部資金について、明確な獲得方策（獲得のための取組。）を有するか、十分な獲得実績があるか等について、分析すること。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 外部の財務資源（科学研究費助成事業による外部資金、受託研究、共同研究、受託試験、奨学寄附金、同窓会等からの寄付金等）を積極的に受入れる取組を行っているか。 ■ 行っている	◇過去5年間の科学研究費助成事業による外部資金、受託研究、共同研究、受託試験、奨学寄附金、同窓会等からの寄付金等、外部の財務資源の受入れへの取組及び受入実績に関する資料		
	資料4-2-3-(1)-01 「外部資金の受け入れ状況がわかる資料（科研費説明会）」		
	資料4-2-3-(1)-02 「外部資金の受け入れ状況がわかる資料」	上記の資料は、2014年から2019年までの本校の科研費、共同研究、受託研究、受託事業、奨学寄附金等の受入実績を示す。資料より、外部資源を積極的に受入れる取組を行っていると判断できる。	
(2) 公的研究費を適正に管理するシステムが整備されているか。 ■ 整備されている	◇管理体制がわかる資料（規程等）		
	資料4-2-3-(2)-01 「公的研究費を適正に管理する体制がわかる資料（不正防止に関する方針等）」	高専機構では公的研究費の不正防止のため規則が制定されており、本校でもその規則に基づき公的研究費の執行を行っている。 公的研究費を適正に管理するシステムが整備されている。	
観点4－2－④ 外部の教育資源を積極的に活用しているか。			
【留意点】 ○ 高等専門学校の教育研究の基盤としての、地域や同窓会等を中心とする外部教育資源、又は退職技術者を含む企業人等の教育研究的資源の活用について分析すること。 ○ 「社会とともに次世代の技術者を育成する」協働教育の理念を実践する活動例について分析すること。 ○ 財務的資源については、観点4－2－③で分析し、ここでは教育資源、研究的資源について分析すること。 ○ 提示する資料の例としては、次のものを想定している。（全ての取組を求めているものではない。） - 高等教育機関の間で締結している学生・教員交流等、外部の機関の持つ教育力の活用例の資料（協定等を含む。） - 産学連携関係の共同研究や共同教育の実施例の資料 - 地域や同窓会等の有識者や経験者による授業、実習、課外活動等の指導支援に関する資料 - 地域にある教育設備（図書館、博物館等。）、体育施設の利用及び支援がわかる資料 - 地域の催事等を含む地域社会との交流体験実施例の資料			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 外部の教育・研究資源を活用しているか。 ■ 活用している	◇活用状況がわかる資料		
	資料4-2-4-(1)-01 「外部の教育資源を活用していることがわかる資料(島根大学協定書)」	本校が外部の教育・研究資源を活用している事例を示している。	
	資料4-2-4-(1)-02 「外部の教育資源を活用していることがわかる資料(島根県立大学協定書)」		
	資料4-2-4-(1)-03 「外部の教育資源を活用していることがわかる資料(広島大学大学院協定書)」		
	資料4-2-4-(1)-04 「外部の教育資源を活用していることがわかる資料(開講科目)」		
	資料3-2-6-(3)-02 「学生の課外活動に対する支援活動の内容がわかる資料(外部コーチ)」		再掲
観点４－２－⑤ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上を図るための取組（スタッフ・ディベロップメント）が組織的に行われているか。 【留意点】 ○ ファカルティ・ディベロップメントに関連した教育の質の向上や授業の改善に関する教育支援者に対する取組は観点２－４－③で分析するため、ここでは、スタッフ・ディベロップメント（以下「SD」という。）への取組を分析すること。 ○ SDとは、事務職員等のほか、教授等の教員や校長等の執行部に対し、教育研究活動等の効果的な運営を図るため、必要な知識及び技能を習得させ、その能力及び資質を向上させるための研修（管理運営等の研修）のことをいう。			
関係法令 （設）第10条の2			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) SD等を実施しているか。 ■ 実施している	◇規程等の資料		
	資料2-4-1-(1)-01 「FDがわかる資料 (FD/SD委員会規則)」	本校では、SDについてもFD/SD委員会が担当している。	再掲
	◇実施状況（参加状況等）がわかる資料		
	資料2-4-3-(1)-01 「教育支援者等の研修等が実施されていることがわかる資料 (事務職員研修一覧)」	令和元年度の本校に係る研修を示す。本資料により、SD等を実施していることがわかる。	再掲

4－2 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
昨年度末より新型コロナウイルスに対応するため、定期的（毎週）に危機管理会議を開催し、さまざまな対応を行っている。また、近年、全国で災害等の発生が多発しており、防災体制を強化するために、安全衛生委員会のWGとして防火・防災対策WGを設置していたが、防火・防災対策委員会として単独の委員会に格上げし防災対応を行うこととした。			
	資料4-2-2-(1)-01「安全管理体制の規程等、整備状況がわかる資料（危機管理）」		再掲
	資料4-2-2-(1)-02「安全管理体制の規程等、整備状況がわかる資料（防火・防災）」		再掲
	資料4-2-2-特-01「安全管理が機能していることがわかる資料（危機管理会議議要旨）」		
	資料4-2-2-特-02「安全管理が機能していることがわかる資料（防火・防災対策委員会議事要旨）」		
評価の視点			
4－3 学校の教育研究活動等の状況やその活動の成果に関する情報を広く社会に提供していること。			
観点4－3－① 学校における教育研究活動等の状況についての情報（学校教育法施行規則第172条の2に規定される事項を含む。）が公表されているか。			
【留意点】			
○ 高等専門学校の教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報を、わかりやすい表現やアクセスしやすい手段を用いて、社会に発信しているか分析すること。			
関係法令 （施）第172条の2、（施）第165条の2、学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の施行について（通知）22文科高第236号平成22年6月16日			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育情報を法令に従い適切に公表しているか。（該当する選択肢にチェック■する。） ■ 高等専門学校の教育上の目的及び学校教育法施行規則第165条の2第1項の規定により定める方針 ■ 教育研究上の基本組織 ■ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績 ■ 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況 ■ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画 ■ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準 ■ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境 ■ 授業料、入学料その他の高等専門学校が徴収する費用 ■ 高等専門学校が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援	◇刊行物の該当箇所がわかる資料		
	資料4-3-1-(1)-01 「教育研究活動等の状況や成果が公表されていることがわかる資料(HP3つの方針)」	http://www.matsue-ct.jp/m/index.php/mainmenu-information/mainmenu-info-education/mainmenu-info-three-policy	
	資料4-3-1-(1)-02 「教育研究活動等の状況や成果が公表されていることがわかる資料(HP公表)」	http://www2.matsue-ct.ac.jp/kyoikujoho/	
	◇【別紙様式】ウェブサイト掲載項目チェック表	関係するWebサイトを示す。	

4－3 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。

該当なし			

基準 4

優れた点			
該当なし			
改善を要する点			
学校の教育研究活動等の状況やその活動の成果に関する情報を広く社会に提供するために、アニュアルレポート、Webページ等を作成しているが、日本語版のみで、海外への発信はできておらず、広報委員会、外国語担当教員、外国人教員らが協力することで、この点の改善が望まれる。			

基準 5 準学士課程の教育課程・教育方法

評価の視点			
5－1 準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準等が適切であること。			
観点 5－1－① 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、授業科目が学年ごとに適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。			
【留意点】 ○ 観点 1－2－②の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえた授業科目の配置となっているか分析すること。			
関係法令 （設）第15条、第16条、第17条、第17条の2			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえて、適切な授業科目を体系的に配置しているか。 ■ 配置している	◇カリキュラム一覧表、授業科目系統図等の授業科目配置状況がわかる資料		
	資料5-1-1-(1)-01 「授業科目配置状況がわかる資料（カリキュラム一覧表）」	p.32-p.38	
	資料5-1-1-(1)-02 「授業科目配置状況がわかる資料（授業科目系統表）」	p.7-p.11 各科目に学科共通・学科のディプロマ・ポリシーに定めた能力（学科共通：G1～7，各学科：1～3）の割り当てが示され，かつ，学年配置がわかる資料となっている。カリキュラム・ポリシーは，ディプロマ・ポリシーに定めた能力を身につけるために，どのような教育課程を編成・実施するかの方針であるので，本校のカリキュラムは，明示したカリキュラム・ポリシーを踏まえた，体系的な授業科目となっている。 したがって，本校では，教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえて，適切な授業科目を体系的に配置していると判断する。	

(2) 一般教育の充実に配慮しているか。 ■ 配慮している	◇配慮していることがわかる資料		
	資料5-1-1-(2)-01 「一般教育の充実に配慮していることがわかる資料（人文・数理科学科HP）」	http://www.matsue-ct.jp/gs/index.php/ja/mainmenu-introduction	
	資料5-1-1-(1)-01 「授業科目配置状況がわかる資料（カリキュラム一覧表）」		再掲
	資料5-1-1-(1)-02 「授業科目配置状況がわかる資料（授業科目系統表）」	高専のカリキュラムは、以下のことを考慮し、構成されている（人文数理HPより）。 ・一般科目と専門科目が「クサビ型」の構造となっている。 ・3年修了時までに、高等学校と同程度の国語・社会・数学・理科・保健体育・外国語（英語）の教育が必要になる。 ・専門技術を身に付けるために必要となる数学，物理，化学などを，専門科目を学ぶ際支障にならないように，学年配置する。 ・英語については，大学受験ではなく，高専生が社会で使える英語を教える。 したがって，本校では，一般教育の充実に配慮していると判断する。	再掲
(3) 進級に関する規定を整備しているか。 ■ 整備している	◇進級に関する規定の整備状況がわかる資料		
	資料5-1-1-(3)-01 「進級に関する規程を整備していることがわかる資料」	学業成績評価並びに課程修了及び卒業の認定等に関する規則第14条 各学年における課程修了の認定は，教務委員会の義を経て校長が行う。一，第1学年から第3学年においては，特別活動の出席状況が良好であり（授業時間数の3分の2以上の出席）であり，かつ履修状況が良好な者，二，各学科の該当学年までの修得累計単位数が次の表に定める単位数以上であること，第1学年（29単位），第2学年（61単位），第3学年（95単位），第4学年（130単位），（一部省略）三，認定年度において3ヶ月以上の停学を受けていないこととある。 したがって，本校では，進級に関する規定を整備していると判断する。	
(4) 1年間の授業を行う期間を定期試験等の期間を含め、35週確保しているか。 ■ 確保している	◇35週が確保されている状況が確認できる資料（学年暦等。）		
	資料5-1-1-(4)-01 「1年間の授業を35週確保していることがわかる資料」	本資料は，令和元年度の行事予定表である。前期の行事予定には，各月の授業日に曜日と数値が記入してある（月1～月16など）。各科目において，半期に16回の授業（1週の定期試験を含む）を確保していることがわかる。後期も同様に16週の授業日が確保されている。授業日としては，年間32週分が確実に（授業と定期試験のために）確保されている。その他，授業日以外に，入学式，新入生オリエンテーション，再試験，学園祭（高専祭），卒研発表，研修等の学校行事が3週間分ある。年間の授業と学校行事を行う期間，定期試験等の期間を含め35週確保している。	

(5) 特別活動を90単位時間以上実施しているか。 ■ 実施している	◇特別活動の実施状況がわかる資料（学年暦等。）		
	資料5-1-1-(5)-01 「特別活動が90単位時間以上実施していることがわかる資料（学則）」	第13条 学則第13条 第1学年から第3学年において、特別活動の履修が課程修了において義務付けられている。特別活動の授業は30回が確保されている。 したがって、本校では、第1学年から第3学年において90単位時間の特別活動の時間を確保している。特別活動の内容は、上記のシラバスに示すとおりである（担任講話、高専祭、担任面談、奉仕活動、講演会、学年集会など）。	
	資料5-1-1-(5)-02 「特別活動の実施状況がわかる資料（シラバス）」		
観点5－1－② 教育課程の編成及び授業科目の内容について、学生の多様なニーズ、学術の発展の動向、社会からの要請等が配慮されているか。 【留意点】 ○ 例えば、国際的に活躍できる技術者の養成が目的に含まれる場合には、外国語の伝達と読解の基礎能力育成について分析するなど、目的や卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に照らして授業科目の内容の工夫を行っているか分析すること。 ○ この観点では教育課程の編成について分析するものであり、正規の教育課程とは別に実施しているもの（例えば、補習や補講等。）は、この観点の対象ではないことに留意すること。			
関係法令 （設）第19条、第20条			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生の多様なニーズ、学術の発展の動向、社会からの要請等を踏まえ、教育課程における具体的な配慮としてどのようなことを行っているか。（該当する選択肢にチェック■する。） ■ 他学科の授業科目の履修を認定 ■ インターンシップによる単位認定 ■ 正規の教育課程に関わる補充教育の実施 □ 専攻科課程教育との連携 ■ 外国語の基礎能力（聞く、話す、読む、書く）の育成 ■ 資格取得に関する教育 ■ 他の高等教育機関との単位互換制度 ■ 個別の授業科目内での工夫 ■ 最先端の技術に関する教育 □ その他	◇チェックした配慮項目に関して、実施状況がわかる資料 資料5-1-2-(1)-01 「教育課程における配慮がわかる資料（他学科授業科目を履修）」	他学科の授業科目の履修の認定の例	
	資料5-1-2-(1)-02 「教育課程における配慮がわかる資料（インターンシップ）」		
	資料5-1-2-(1)-03 「教育課程における配慮がわかる資料（補充授業）」	正規の教育課程に関わる補充教育の実施の例	
	資料5-1-2-(1)-04 「教育課程における配慮がわかる資料（外国語の基礎力）」	外国語の基礎能力（聞く、話す、読む、書く）の育成の例	
	資料5-1-2-(1)-05 「教育課程における配慮がわかる資料（資格取得）」	資格取得に関する教育の例	
	資料3-2-2-(1)-06 「学生への相談・助言体制が整備されていることがわかる資料（資格・試験）」		再掲
	資料5-1-2-(1)-06 「教育課程における配慮がわかる資料（単位互換）」	他の教育機関との単位互換制度の実施例	
	資料5-1-2-(1)-07 「教育課程における配慮がわかる資料（個別の授業）」	個別の授業科目内での工夫	
	資料5-1-2-(1)-08 「教育課程における配慮がわかる資料（最先端）」	最先端の技術に関する教育の例として、外部講師による先端技術の講演等を実施している。	
		資料は、学生の多様なニーズ、学術の発展の動向、社会からの要請等を踏まえ、本校が実施している具体的な配慮を示している。	
◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。			

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 創造力を育む教育方法の工夫を行っているか。 ■ 行っている	◇創造力を育む教育方法の工夫がわかる資料（P B L型の授業や創造型の演習の実施等）		
	資料5-1-3-(1)-01 「創造力を育む授業がわかる資料（創造演習）」	本資料は、創造力を育む教育方法の工夫を行っていると考えられる授業科目等である。	
	資料5-1-3-(1)-02 「創造力を育む授業がわかる資料（電気情報創造演習3）」		
	資料5-1-3-(1)-03 「創造力を育む授業がわかる資料（創造設計製作II）」		
	資料5-1-3-(1)-04 「創造力を育む授業がわかる資料（情報工学創造演習1）」		
	資料5-1-3-(1)-05 「創造力を育む授業がわかる資料（環境・建設工学創造演習）」		
	◇実施状況がわかる資料		
	資料5-1-3-(1)-06 「創造力を育む授業の結果がわかる資料（各種コンテストに関する松江高専HP記事）」		
	◆工夫を行った結果、学生が創造力を発揮し、あげた成果や効果があれば具体的に、資料を基に記述する。		
(2) 実践力を育む教育方法の工夫を行っているか。 ■ 行っている	◇実践力を育む教育方法の具体的な工夫がわかる資料（インターンシップの実施等。）		
	資料5-1-3-(2)-01 「実践力を育む教育がわかる資料（校外実習）」	インターンシップ実施の例	
	資料5-1-3-(2)-02 「実践力を育む教育がわかる資料（電気情報工学基礎実験1）」	実験は、通常レポート作成により評価するが、それだけでなく、今後の実験を行う上で必要となる測定器の操作など実技試験も行っている。	
	◇実施状況がわかる資料		
	資料5-1-3-(2)-03 「実践力を育む教育がわかる資料（インターンシップ）」		
	◆工夫を行った結果、学生が実践力を発揮し、あげた成果や効果があれば具体的に、資料を基に記述する。		
	企業での仕事に、工学基礎実験での教育が役立っている。つまり、本校の教育内容は、実践力を育む教育方法のひとつとなっている。		
5－1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
本校では、３年生の選択科目で「実践工学英語」を行っている。この授業の最大の特徴は、P B Lを取り入れている点で、「英語を教える」というより、課題を解決する中で「英語を使用する」機会を増やすことを目指している。具体例とし、SDGsの基本概念を学んだ後、小さなSDGsプロジェクトごとにグループ活動を実施し、成果物(装置・アンケート調査結果)を英語でプレゼンを行った。			
		資料5-1-3-特-01 「国際対応力を育む教育方法の工夫がわかる資料」	

評価の視点			
5－2 準学士課程の教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。			
観点5－2－① 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導上の工夫がなされているか。			
【留意点】 なし。			
関係法令 （設）第17条の2			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に照らして、講義、演習、実験、実習等の適切な授業形態が採用されているか。 ■ 採用されている	◇授業形態の開講状況（バランスを含む。）がわかる資料		
	資料5-2-1-(1)-01 「授業形態の開講状況がわかる資料（授業形態別単位一覧表）」	各学科の授業形態について、示されている。	
	◆授業形態のバランスが適切であることについて、資料を基に記述する。		
	各学科の開設単位の講義、演習、実験実習の割合は上記の資料のとおりである。 ・機械工学科（開設単位110単位、講義：78％、演習：3％、実験実習：19％） ・電気情報工学科（開設単位126単位、講義：75％、演習：8％、実験実習：17％） ・電子制御工学科（開設単位111単位、講義：80％、演習：1％、実験実習：19％） ・情報工学科（開設単位110単位、講義：71％、演習：6％、実験実習：23％） ・環境・建設工学科（開設単位118単位、講義：63％、演習：2％、実験実習：36％） 講義、演習、実験実習はカリキュラム・ポリシーに基づき配置されており、講義、演習、実験、実習等の適切な授業形態が採用されていると判断する。 環境・建設工学科の実験実習の割合が突出しているが、通常の実験実習に加えて測量実習が加わるためである。		

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえて適切に設定された項目に基づきシラバスを作成しているか。（該当する選択肢にチェック■する。） ■ 授業科目名 ■ 単位数 ■ 授業形態 ■ 対象学年 ■ 担当教員名 ■ 教育目標等との関係 ■ 達成目標 ■ 教育方法 ■ 教育内容（1 授業時間ごとに記載） ■ 成績評価方法・基準 ■ 事前に行う準備学習 ■ 高等専門学校設置基準第17条第3項の規定に基づく授業科目か、4項の規定 ■ 教科書・参考文献 □ その他	◇シラバスの作成要領や具体例等の左記内容がわかる資料		
	資料5-2-2-(1)-01 「シラバスが適切に作成されていることがわかる資料（シラバスの書き方）」	授業合同WGが策定した「平成31年度シラバスの書き方について」より，教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえて設定された項目に基づきシラバスを作成する。	
	資料5-2-2-(1)-02 「シラバスが適切に作成されていることがわかる資料（シラバス作成例）」		
	資料5-2-2-(1)-03 「シラバスが適切に作成されていることがわかる資料（シラバス例）」		
	◆その他の項目にチェックした場合は、具体的な内容（項目）を記述する。		
(2) 教員及び学生のシラバスの活用状況を把握し、その把握した状況を基に改善を行っているか。 ■ 改善を行っている	◇活用状況がわかる資料		
	資料3-2-2-(1)-03 「学生への相談・助言体制が整備されていることがわかる資料（アンケート）」	学生はシラバスをWe b上で確認することができ，また授業担当教員が最初の授業時にシラバス配布し説明を行っている。シラバスの活用度については、既に説明している通り全授業について学期終了後に学生を対象とした授業アンケートと卒業時アンケートの両面から調査を実施している。授業アンケートでは，⑥「シラバス等を通じて科目の内容やその科目を学ぶ目的（意義）がきちんと説明されていた」⑦「シラバス等を通じて科目の成績評価や単位認定の方法がきちんと説明されてその内容を理解できた」について「学生の視点から」それぞれ5段階評価を行っている。とくに⑦はシラバスの説明を受けたあとの内容の理解度を問うているため，学生の活用度をある程度反映しているものとする。なお，Webシステムを活用した授業アンケートに回答しないと次学期の履修登録ができないことから，回答率はほぼ100％となっている。	再掲
	◆改善を行った事例があれば、改善内容について、資料を基に記述する。		
	シラバスの利用状況は授業アンケートから把握している。授業アンケートにはその他シラバスに関係する項目（授業内容はシラバスの内容と一致していた。試験問題の難易度は適切だった。）があり，それに対応することでシラバスの利用状況について改善を行っている。		

(3) 設置基準第17条第3項の30単位時間授業では 1 単位当たり30時間を確保しているか。 ■ 確保している	◇状況が確認できる資料（学年暦、時間割等。）		
	資料5-1-1-(4)-01 「1年間の授業を35週確保していることがわかる資料」	学校行事予定の前期の行事予定に、各月の授業日に曜日と数値が記入してある（月1～月16など）。各科目において、半期に16回の授業（1 週の定期試験を含む）を確保していることがわかる。後期も同様に16週の授業日が確保されている。授業日としては、年間32週分が確実に（授業と定期試験のために）確保されている。	再掲
	資料5-2-2-(3)-01 「1単位当たり30時間を確保していることがわかる資料（学則）」	第13条の2	
	資料5-2-2-(3)-02 「1単位当たり30時間を確保していることがわかる資料（時間割）」		
	資料5-2-2-(3)-03 「1単位当たり30時間を確保していることがわかる資料（日課時限表）」	したがって、本校では、 1 単位当たり30時間を確保していると判断する。	
(4) (3)の30単位時間授業では、 1 単位時間を50分としているか。 ■ 1 単位時間＝50分で規定、45分で運用	◆1 単位時間を50分以外で運用している場合は、標準50分に相当する教育内容を確保していることについて、学校の現状を踏まえ、資料を基に記述する。		
	資料5-2-2-(3)-02 「1単位当たり30時間を確保していることがわかる資料（時間割）」		再掲
	資料5-2-2-(3)-03 「1単位当たり30時間を確保していることがわかる資料（日課時限表）」		再掲
	後期時間割（教員別）・日課時限表に示したとおり、本校では、90分授業（連続した2単位時間）×15週＝30単位時間として、運用している。90分授業を 2 単位時間とする根拠として、点呼、課題回収、復習の授業、導入の授業、総括の時間を省略できることから、50分授業と連続しないで2回実施する場合と90分授業を 1 回する場合を比較すると同等以上の効果がある。		
(5) 1 単位の履修時間が授業時間以外の学修と合わせて45時間である授業科目を配置している場合には、授業科目ごとのシラバス、あるいはシラバス集、履修要項等に、1 単位の履修時間は授業時間以外の学修等を合わせて45時間であることを明示しているか。 ■ 明示している	◇シラバス集、履修要項等の明示状況がわかる資料		
	資料5-2-2-(3)-03 「1単位当たり30時間を確保していることがわかる資料（日課時限表）」	本校では、授業科目ごとのシラバスに、 1 単位の履修時間は授業時間以外の学修等を合わせて45時間であることを明示している。	再掲

(6) (5)の履修時間の実質化のための対策としてどのような方策を講じているか。 (該当する選択肢にチェック■する。) ■ 授業外学習の必要性の周知 ■ 事前学習の徹底 ■ 事後展開学習の徹底 ■ 授業外学習の時間の把握 ☐ その他	◇チェックした方策の具体的な内容がわかる資料		
	資料5-2-2-(6)-01 「履修時間の実質化のための対策がわかる資料（学習単位）」	学生に配布している学生ガイドブックでは、学修単位の説明（授業外学習の必要性の周知）がなされている。	
	資料3-1-2-(3)-02 「ICT環境の利用状況がわかる資料（WBT科目一覧）」	シラバスには、通常の「履修単位」と「学修単位」のそれぞれの区別が明確になっている。また、シラバス内では授業時間以外で必要となる学習時間を明示しており、平均的な事前・事後学習時間については授業アンケートでも把握するようにしている。特に、学修単位においては事前学習・事後学習時間を授業ごとに把握するようにしており、不足する場合、過多となっている場合に事前・事後学習課題の量を調節するようになっている。課題の出題頻度、提出状況は成績評価資料としてエビデンスを残すようにしており、成績評価に必要となる80％以上の資料が保管されている。一方で、本校ではWebを活用したLMS（学習マネジメントシステム）も導入しており、一部の科目では学生に授業資料・課題の提供及びレポート提出ができ、提出状況も視覚的に確認できるようになっている。	再掲
	資料5-2-2-(6)-02 「履修時間の実質化のための対策がわかる資料（授業アンケート）」		
	資料5-2-2-(6)-03 「履修時間の実質化のための対策がわかる資料（出席簿）」	授業ごとに各学生に出席簿と一緒に自学自習時間を記載させ、受講学生の授業外学習の時間を把握している。学生の自己申告であるが、自学自習時間を把握している。学生が規定の自学自習時間を満たさない場合には、対処を考える必要がある。	
		したがって、本校では、履修時間の実質化のための対策を行っている と判断する。	
◆その他の項目にチェックした場合は、具体的な内容を記述する。			

5－2 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。

該当なし			

評価の視点

5－3 準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）並びに卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、成績評価・単位認定及び卒業認定が適切に行われており、有効なものとなっていること。

観点5－3－① 成績評価・単位認定基準が、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、成績評価・単位認定が適切に実施されているか。

【留意点】なし。

関係法令（設）第17条の3

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 成績評価や単位認定に関する基準を、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、策定しているか。 ■ 策定している	◇成績評価や単位認定に関する規程等の該当箇所		
	資料5-3-1-(1)-01 「成績評価・単位認定がわかる資料（規則）」	第4条-第8条 学業成績評価並びに課程修了及び卒業認定の規則第4～8条において、授業科目の評価と単位認定の要件を規定している。科目ごとにディプロマ・ポリシーを割り当ててカリキュラムを構成しており、科目の成績評価と単位認定により、この科目に割り当てたディプロマ・ポリシーを達成したとこととしている。この規定は、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき策定されていると判断する。	
(2) 成績評価や単位認定に関する基準に基づき、各授業科目の単位認定等を行っているか。 ■ 行っている	◇成績評価の組織内でのチェック等、成績評価が適切に実施されていることがわかる資料		
	資料5-3-1-(2)-01 「成績評価が適切に行われていることがわかる資料（進級・卒業認定会議）」	教務委員会（進級・卒業認定会議）において、成績評価を行っている。 したがって、本校では、成績評価や単位認定に関する基準に基づき、各授業科目の単位認定等を行っているとは判断する。	
(3) 1単位の履修時間が授業時間以外の学修と合わせて45時間である授業科目を配置している場合、授業時間以外の学修についての評価がシラバス記載どおりに行われていることを学校として把握しているか。 ■ 把握している	◇学校として把握していることがわかる資料		
	資料5-3-1-(3)-01 「評価がシラバス記載どおり行われていることがわかる資料（成績資料収集要領）」	成績資料収集チェックリストの項目10にあるように、学修単位の場合には、学生の自学自習時間を記録することになっている。そのデータは、成績資料一斉点検により、教員相互に点検される。学校として把握していることがわかる。	
	資料5-3-1-(3)-02 「評価がシラバス記載どおり行われていることがわかる資料（成績資料一斉点検）」		
	資料5-3-1-(3)-03 「評価がシラバス記載どおり行われていることがわかる資料（成績資料収集チェックリスト）」		
(4) 成績評価や単位認定に関する基準を学生に周知しているか。 ■ 周知している	◇周知を図る取組の内容（学生の手引きへの掲載、ウェブサイトでの明示等。）がわかる資料		
	資料5-3-1-(1)-01 「成績評価・単位認定がわかる資料（規則）」	学生に配布する学生ガイドブックにより、周知している。	再掲

(5) (4)について、学生の認知状況を学校として把握しているか。 ■ 把握している	◇認知状況がわかる資料		
	資料5-3-1-(5)-01 「学生の認知状況を把握している資料（アンケート）」	卒業時のアンケート「[7]成績評価方法，単位認定基準，卒業認定基準は把握できたか」について， 1：十分に理解できた（132/188）， 2：ある程度理解できた（54/188）， 3：理解できていなかった（2/188）と周知ができていることがわかる。	
	資料5-3-1-(5)-02 「学生の認知状況を把握している資料（電子ポートフォリオ）」	実際には，学生は電子ポートフォリオにより，自分が何単位取得しているか，あと専門科目と一般科目をどれだけ取らないといけないかをインターネット上で確認できるシステムを有していることが大きい。	
		したがって，本校では，学生の認知状況を学校として把握していると判断する。	
(6) 追試、再試の成績評価方法を定めているか。 ■ 定めている	◇追試、再試の成績評価の規程等がわかる資料		
	資料5-3-1-(6)-01 「追試、再試の成績評価の規程等がわかる資料（規則）」	第5条，第11条-第12条の2 学業成績評価並びに課程修了及び卒業認定の規則第5，11，12，12条の2において，追試験，再試験及び再評価試験を規定している。追試験，再試験，再評価試験の実施方法は実施要項で定めている。	
	資料5-3-1-(6)-02 「追試、再試の成績評価の規程等がわかる資料（実施要項）」		
(7) 成績評価結果に関する学生からの意見申立の機会があるか。 ■ ある	◇成績評価結果に関する学生からの意見申立の機会の規程等がわかる資料		
	資料5-3-1-(7)-01 「成績評価結果に関する学生からの意見申立の機会の規程等がわかる資料（申し合わせ事項）」	教員には，「学業成績評価並びに課程修了及び卒業の認定等に関する規則の実施に係る申し合わせ事項」により周知している。周知状況の確認は，授業アンケートにより，「⑧定期試験が返却され，採点に対する疑義を受け付ける機会が確保されていた」との質問がある。アンケートはWeb入力であるので，確保されていない場合は，教務委員会（授業合同WG）で担当教員が把握される。なお，来年度より，学生ガイドブックにも記載し周知する予定である。実験実習，卒業研究においても，異議申し立てが規定されている。したがって，成績評価結果に関する学生からの意見申立の機会があると判断する。	
	資料5-3-1-(7)-02 「成績評価結果に関する学生からの意見申立の機会の規程等がわかる資料（学生アンケート）」		
	資料5-3-1-(7)-03 「成績評価結果に関する学生からの意見申立の機会の規程等がわかる資料（実験実習・卒研要項）」		

(8) 成績評価等の客観性、厳格性を担保するため、どのような組織的な措置を行っているか。（該当する選択肢にチェック■する。） ■ 成績評価の妥当性の事後チェック ■ 答案の返却 ■ 模範解答や採点基準の提示 □ G P A の進級判定への利用 □ 成績分布のガイドラインの設定 ■ 複数年次にわたり同じ試験問題が繰り返されていないことのチェック ■ 試験問題のレベルが適切であることのチェック □ その他			
	資料5-3-1-(3)-01「評価がシラバス記載どおり行われていることがわかる資料（成績資料収集要領）」		再掲
	資料5-3-1-(3)-02「評価がシラバス記載どおり行われていることがわかる資料（成績資料一斉点検）」		再掲
	資料5-3-1-(3)-03「評価がシラバス記載どおり行われてことがわかる資料（成績資料収集チェックリスト）」		再掲
	資料5-3-1-(8)-01「成績評価等の客観性、厳格性を担保していることがわかる資料（試験問題レベル）」		
	資料5-3-1-(8)-02「成績評価等の客観性、厳格性を担保していることがわかる資料（授業アンケート）」		
	◆実施状況や成績分布を踏まえて、成績評価や単位認定における基準の客観性・厳格性を担保するための措置が、有効に機能しているかどうかについて、資料を基に記述する。		
	成績評価の記録は、科目ごとに成績資料収集要領に従って収集される。要領に従うと、少なくとも成績評価の80％以上の根拠資料が収集される。また、そのデータは成績資料一斉点検により、教員が相互に点検する。成績評価の組織内でのチェック等、成績評価が適切に実施されていることがわかる。点検は学科内で行われ、成績評価の妥当性の事後チェック、模範解答や採点基準の提示チェックが行われる。複数年次にわたり同じ試験問題が繰り返されていないことなどのチェックは、成績資料収集チェックリストにより教員に確認している。試験問題のレベルが適切かどうかのチェックは、授業アンケートの中で授業内容の設定と学業成績について（申し合わせ）の中で、1～3年生については「学業成績が平均65点から70点になることを目指して試験問題を作成する」、4, 5年生については「学業成績が平均70点から75点になることを目指して試験問題を作成する」としており、不合格者の割合を10％以下にする、という目標が定められている。中間試験実施後、学期成績確定後に教員連絡会を実施し、各クラス単位で成績のレビューを実施している。不合格者が多すぎる場合（試験問題等のレベルが高すぎる場合）は教務主事、教員連絡会参加教員によって「レベルを見直すよう」指示を出すようにしている。		
	したがって、本校では、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置を行っていると判断する。		
	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		

観点 5－3－② 卒業認定基準が、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、卒業認定が適切に実施されているか。			
【留意点】 なし。			
関係法令 （法）第117条 （設）第17条第3～6項、第17条の2、第17条の3、第18条、第19条、第20条			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学則等に、修業年限を5年（商船に関する学科は5年6月。）と定めているか。 ■ 定めている	◇学則等の該当箇所がわかる資料		
	資料5-3-2-(1)-01 「修業年限を定めていることがわかる資料（学則）」	第2条 学則第2条 修業年限は、5年とすると明示されている。学生ガイドブックは学生に配布されている。	
(2) 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、卒業認定基準を定めているか。 ■ 定めている	◇定めている該当規程や卒業認定基準		
	資料5-3-2-(2)-01 「卒業認定基準を定めていることがわかる資料（規則）」	第23条 各科目には、ディプロマ・ポリシーに定めた目標が割り当てられており、学業成績評価並びに課程修了及び卒業認定の規則第23条において定める卒業認定基準を満たすことで、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）を達成したとしている。卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、卒業認定基準を定めていることになる。	
(3) 卒業認定基準に基づき、卒業認定しているか。 ■ 認定している	◇関係する委員会等の会議資料		
	資料5-3-2-(3)-01 「卒業認定基準に基づき卒業認定していることがわかる資料（進級・卒業認定会議）」	卒業の認定は、卒業認定基準として定めた項目がわかる5年生の成績を教務委員会が判定し、行う。認定に関する教務委員会は、基本的に教員についてのみ公開で行われる。	
		したがって、本校では、卒業認定基準に基づき、卒業認定していると判断する。	

(4) 卒業認定基準を学生に周知しているか。 ■ 周知している	◇周知を図る取組の内容（学生の手引きへの掲載、ウェブサイトでの明示等。）がわかる資料		
	資料5-3-1-(1)-01「成績評価・単位認定がわかる資料（規則）」	規則については、学生ハンドブック p.87- p.90に明記されており，学生に配布することにより，全学生に対して周知している。	再掲
(5) (4)について、学生の認知状況を学校として把握しているか。 ■ 把握している	◇学生の認知状況を把握していることがわかる資料		
	資料5-3-1-(5)-01「学生の認知状況を把握している資料（アンケート）」	卒業時のアンケート「[7]成績評価方法，単位認定基準，卒業認定基準は把握できたか」について，１：十分に理解できた（132/188），２：ある程度理解できた（54/188），３：理解できていなかった（2/188）と周知ができていることがわかる。	再掲
	資料5-3-1-(5)-02「学生の認知状況を把握している資料（電子ポートフォリオ）」	実際には，学生は電子ポートフォリオにより，自分があと何単位取得しないと卒業できないかをインターネット上で確認できるシステムを有していることが大きい。 したがって，本校では，学生の認知状況を学校として把握していると判断する。	再掲

5－3 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。

該当なし			

基準 5

優れた点			
該当なし			
改善を要する点			
該当なし			

基準 6 準学士課程の学生の受入れ

評価の視点			
6－1 入学者の選抜が、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な方法で実施され、機能していること。また、実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。			
観点 6－1－① 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な入学者選抜方法が採用されており、実際の学生の受入れが適切に実施されているか。			
【留意点】			
○ 合否判定基準については、提示できるものがあれば、提示すること。自己評価書での提示が不可能な場合は、訪問調査時に提示すること。			
関係法令 （設）第3条の2			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）、特に入学者選抜の基本方針に沿った入学者選抜方法（学生募集の方針、選抜区分（学力選抜、推薦選抜等。）、面接内容、配点・出題方針等。）となっているか。 ■ なっている	◇入学者選抜要項、面接要領、合否判定基準、入学試験実施状況等がわかる資料		
	資料6-1-1-(1)-01 「入学者選抜方法がわかる資料（学生募集要項）」	入学者選抜方法（学生募集の方針、選抜区分（学力選抜、推薦選抜等）、面接内容、配点・出題方針等）を資料に示す。	
	資料6-1-1-(1)-02 「入学者選抜の面接要領がわかる資料」	準学士課程アドミッション・ポリシーには、推薦選抜、学力選抜、編入選抜について、入学者選抜の基本方針を示している。	
	資料6-1-1-(1)-03 「入学者選抜に係る合否判定基準がわかる資料」	推薦入試では、(1)人物が優れていると認められること、(2)将来エンジニアになろうという意思が強く、その適正を備えていること、(3)在学する学校で本校が指定する一定以上の成績を収めていること、のすべてに該当し、学校長から推薦された者を対象とし、推薦書、調査書の評価および面接等を行い、その結果を総合的に評価する。	
	資料6-1-1-(1)-04 「入学試験の実施状況がわかる資料」	学力入試では、本校が求める資質と基礎学力を有した学生を選抜するため、調査書の評価及び学力検査を行い、その結果を総合的に判断する。	
	資料6-1-1-(1)-05 「編入学生選抜方法がわかる資料（学生募集要項）」	編入学選抜では、面接及び学力検査等を行い、志望する学科の学習に必要な学力、意欲及び適正のある学生を選抜する。	
	資料6-1-1-(1)-06 「編入学者選抜の面接要領がわかる資料」	したがって、本校では、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）及び入学者選抜の基本方針に沿った入学者選抜方法となっていると判断する。	
	資料6-1-1-(1)-07 「編入学者選抜に係る合否判定基準がわかる資料」		
	資料6-1-1-(1)-08 「編入学者選抜試験の実施状況がわかる資料」		

観点6－1－② 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生を実際に受入れているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

【留意点】なし。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 検証及び検証結果を改善に役立てる体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇検証の体制に関する資料		
	資料6-1-2-(1)-01 「APに沿った学生受入れについての検証等を実施する整備体制がわかる資料（教務委員会規則）」	第2条，第6条 準学士課程の入学者選抜については，教務委員会が担当する。教務委員会は，委員会を適切に運営するため，入試に関しては入学WGを置く。入学WGの業務の一つに，準学士課程の入学者選抜の方法の改善に関することが含まれる。	
		したがって，本校では，検証及び検証結果を改善に役立てる体制を整備していると判断する。	
	◇改善に役立てる体制に関する資料		
	資料6-1-2-(1)-01 「APに沿った学生受入れについての検証等を実施する整備体制がわかる資料（教務委員会規則）」		再掲
	資料2-1-3-(1)-03 「教育活動を審議する委員会等の担当がわかる資料（入学WG）」	入学WGは，入学試験を受けた学生の試験成績と分析を行っている。	再掲
(2) (1)の体制の下、実際に入学した学生が、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿っているかどうかの検証を行っているか。 ■ 行っている	◇検証を行っていることがわかる資料		
	資料6-1-2-(2)-01 「APに沿った入学選抜の実施について検証を行ったことがわかる資料(入学WG議事要旨)」	今年度より，入学WGにおいてアドミッション・ポリシーに沿った入試が行われているか検証する。	
	資料6-1-2-(2)-02 「APに沿った入学選抜の実施について検証を行ったことがわかる資料(入試分析)」		

(3) (2)の検証の結果を入学者選抜の改善に役立てているか。 ■ 改善に役立てている	◆検証の結果に基づいた具体的な改善の実施状況を踏まえて、検証の結果を改善に役立てている状況について、資料を基に記述する。																				
	資料6-1-2-(3)-01 「入学者選抜の改善内容がわかる資料(入学WG議事要旨) 」																				
	資料6-1-2-(3)-02 「入学者選抜の改善内容がわかる資料(入学者選抜に関する提案書)」																				
	資料6-1-2-(3)-03 「入学者選抜の改善内容がわかる資料(教務委員会議事要旨) 」																				
	入学試験受験者の中学校での評点と学力試験の成績との関係などを調査し、推薦選抜および改善点などを教務委員会へ提案している。	したがって、本校では、検証結果を入学者選抜の改善に役立てていると判断する。																			
観点6－1－③ 実入学者数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況になっていないか。また、その場合には、入学者選抜方法を改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。 【留意点】 ○ (2)の体制の整備は、必ずしもこの取組に特化した組織を整備することを求めているのではなく、既存の委員会で対応することとしている場合には、当該委員会に関する規定の所掌において定員と実入学者数との関係の把握と必要な改善のための取組が明示されていることを分析すること。 ○ (3)の入学定員に対する入学者数は、大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準に照らして、分析すること。																					
関係法令 (設)第4条の2、第5条第2項 大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準（平成15年3月31日文部科学省告示第45号）																					
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する																					
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲																		
(1) 学生定員を学科ごとに1学級当たり40人を標準として、学則で定めているか。 ■ 定めている	◇学則の該当箇所																				
	資料6-1-3-(1)-01 「学生定員を学則にて定めていることがわかる資料（学則）」	学則第7条に定めている。 学科数および入学定員は、次のとおりとする。 <table><thead><tr><th>学科</th><th>学級数</th><th>入学定員</th></tr></thead><tbody><tr><td>機械工学科</td><td>1</td><td>40人</td></tr><tr><td>電気情報工学科</td><td>1</td><td>40人</td></tr><tr><td>電子制御工学科</td><td>1</td><td>40人</td></tr><tr><td>情報工学科</td><td>1</td><td>40人</td></tr><tr><td>環境・建設工学科</td><td>1</td><td>40人</td></tr></tbody></table>	学科	学級数	入学定員	機械工学科	1	40人	電気情報工学科	1	40人	電子制御工学科	1	40人	情報工学科	1	40人	環境・建設工学科	1	40人	
	学科	学級数	入学定員																		
	機械工学科	1	40人																		
	電気情報工学科	1	40人																		
	電子制御工学科	1	40人																		
情報工学科	1	40人																			
環境・建設工学科	1	40人																			

(2) 学科ごとの入学定員と実入学者数との関係を把握し、改善を図るための体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇体制の整備に係る規程等がわかる資料		
	資料6-1-2-(1)-01「APに沿った学生受入れについての検証等を実施する整備体制がわかる資料（教務委員会規則）」	入学WGは、学科別の志願者数と倍率(平成31年度)の中で、各学科の入学者数と受験者数との関係を調査している。学科によっては定員を1~2名程度上回る入学者がいる場合がある。平成31年度は環境・建設工学科で41人の入学者があった。他学科はいずれも40人の入学者であった。	再掲
	資料6-1-2-(2)-01「APに沿った入学選抜の実施について検証を行ったことがわかる資料(入学WG議事要旨)」		再掲
	資料6-1-2-(2)-02「APに沿った入学選抜の実施について検証を行ったことがわかる資料(入試分析)」	したがって、本校では、学科ごとの入学定員と実入学者数との関係を把握し、改善を図るための体制を整備していると判断する。	再掲
(3) 過去5年間の学科ごとの入学定員に対する実入学者数が適正であるか。 ■ 適正である	◇【別紙様式】平均入学定員充足率計算表		
		入学定員に対する入学者数の割合は、過去5年で最大でも1.07であり、入学定員に対する実入学者数が適正である。	
(4) 過去5年間で、実入学者数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況にあった場合は、改善の取組を行っているか。 ■ 過去5年間で大幅に超過、大幅に不足していないので、該当しない	◆大幅に超過、又は大幅に不足している状況にあった場合には、該当する学科について、実入学者数の改善に資する取組や教育環境等の改善により教育等に支障が生じないように取った対応等、実際に行った事例がわかる資料を基に記述する。		
		(3)の資料からわかるように、過去5年間で、実入学者数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況にあった場合はない。	

6－1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
該当なし			

基準 6

優れた点			
該当なし			
改善を要する点			
該当なし			

基準 7 準学士課程の学習・教育の成果

評価の視点			
7－1 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に照らして、学習・教育の成果が認められること。			
観点 7－1－① 成績評価・卒業認定の結果から判断して、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育の成果が認められるか。			
【留意点】			
○ 学生の成績（卒業時のG P A値等。）や原級留置の状況、単位修得率（登録授業単位数に対する修得単位数の率。）等、成果を総合的に分析すること。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力について、成績評価・卒業認定の結果から学習・教育の成果を把握・評価するための体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇体制の整備状況がわかる資料		
	資料7-1-1-(1)-01 「DPについて学習・教育の成果を把握・評価する体制がわかる資料(教務委員会規則)」	第2条～第4条	
	資料7-1-1-(1)-02 「DPについて学習・教育の成果を把握・評価する体制がわかる資料(自己点検・評価委員会規則)」	第2条	
(2) 学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力について、成績評価・卒業認定の結果から学習・教育の成果を把握・評価しているか。 ■ 把握・評価している	◇成績評価・卒業認定等に関するデータ・資料		
	資料7-1-1-(2)-01 「成績評価・卒業認定に関する資料（教務委員会議事要旨）」	厳格に評価している結果，5年生においても，卒業認定がなされない学生がいる。	

(3) (2)の結果から学習・教育の成果が認められるか。 ■ 認められる	◇把握・評価の実施状況がわかる資料		
	資料7-1-1-(2)-02 「成績評価・卒業認定に関する資料（留年率）」	5年生の留年率は過去5年間の平均値として、3.1%である。	
	資料7-1-1-(2)-03 「成績評価・卒業認定に関する資料（卒業率）」		
	◆左記(2)及び上記の資料を踏まえて、学習・教育の成果が認められることについて、資料を基に記述する。 上記の資料及び観点7-1-②（アンケート結果）に記載してあることから、本校では、学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力について、成績評価・卒業認定の結果から学習・教育の成果を評価している。かつ、5年生の留年率は3.1%と低い水準で維持されている。また、この5年間の平均卒業率は85.5%であり、ここでは示していないが平成26年度入学は91.8%以上、平成27年度入学は86.5%以上となることがわかっている（留年した学生がまだ卒業していないため確定値ではなく暫定値である）。平成24年度以降ではこれまでに平均の85.5%を上回ることが確実であり、本校の教育改善活動が着実に成果を上げていることが学習・教育の成果として現れているものと考えられる。したがって、学習・教育の成果が認められる。		
観点7－1－② 達成状況に関する学生・卒業生・進路先関係者等からの意見の聴取の結果から判断して、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育の成果が認められるか。 【留意点】 ○ (1)の体制の整備が、観点7－1－①と同じ体制で実施されている場合には、観点7－1－①と同じ資料となる。 ○ (2)(3)(4)は、観点1－1－③で分析している種々の評価結果の一部と同一のものであるため、内容の整合性に留意して分析すること。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力について、学生・卒業生・進路先関係者等からの意見聴取の結果に基づいて学習・教育の成果を把握・評価するた ■ 整備している	◇体制の整備状況がわかる資料		
	資料7-1-1-(1)-01 「DPについて学習・教育の成果を把握・評価する体制がわかる資料(教務委員会規則)」		再掲
	資料7-1-1-(1)-02 「DPについて学習・教育の成果を把握・評価する体制がわかる資料(自己点検・評価委員会規則)」	自己点検・評価委員会では、学生が卒業・修了時に身に付ける学力、資質・能力について、学生・修了生・進路先関係者等からの意見聴取（アンケート）を行っている。 したがって、本校では、上記のアンケートを行うことで、学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力について、学生・卒業生・進路先関係者等からの意見聴取の結果に基づいた学習・教育の成果を把握・評価するための体制を整備していると判断する。	再掲

(2) 学生が卒業時に身に付けた学力、資質・能力について、卒業時の学生に対する意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価を行っているか。 ■ 行っている	◇意見聴取の結果に関するデータ・資料		
	資料1-1-3-(1)-02「データの収集・蓄積状況がわかる資料（本科卒業時アンケート）」		再掲
(3) 学生が卒業時に身に付けた学力、資質・能力について、卒業生（卒業後5年程度経った者）に対する意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価を行っているか。 ■ 行っている	◇把握・評価の実施状況がわかる資料		
	資料1-1-3-(1)-04「データの収集・蓄積状況がわかる資料（卒業生アンケート）」		再掲
	資料1-1-1-(3)-02「自己点検・評価の基準項目がわかる資料（自己点検・評価委員会）」		再掲
	資料1-1-3-(2)-01「意見聴取の結果改善が行われていることがわかる資料（自己点検・評価委員会）」		再掲
(4) 学生が卒業時に身に付けた学力、資質・能力について、進路先関係者等に対する意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価を行っているか。 ■ 行っている	◆左記(2)～(4)及び上記の資料を踏まえて、学習・教育の成果が認められることについて、資料を基に記述する。		
	資料1-1-3-(1)-08「データの収集・蓄積状況がわかる資料（進路先アンケート）」	例えば、本校卒業生・修了生の仕事に対する平均的な評価（83社）から、非常に満足（49社）、満足（30社）、普通（4社）、不満（0社）、非常に不満（0社）などが得られている。また、教育目標に対する満足度も調査している。「外国語による基礎的なコミュニケーション能力がある」では、回答65社、非常に満足（7社）、満足（9社）、普通（47社）、不満（2社）、非常に不満（0社）など	再掲
	資料1-1-3-(1)-11「データの収集・蓄積状況がわかる資料（進学先アンケート）」		再掲
	自己点検・評価委員会は、学生が卒業時に身に付けた学力、資質・能力について、卒業時、卒業後、進路先等にアンケートを行い、学習・教育の成果が認められるか把握・評価を行っている。アンケート結果、学習・教育の成果が認められる。		

(5) (2)～(4)の評価結果から学習・教育の成果が認められるか。 ■ 認められる			
	資料7-1-2-(5)-01「学習・教育の成果を把握・評価していることがわかる資料（自己点検・評価委員会）」	自己点検・評価委員会の分析結果は、公開され、各委員会等にフィードバックされる。	
	資料7-1-2-(5)-02「学習・教育の成果を把握・評価していることがわかる資料（技術士第一次試験結果）」		
	◆左記(2)～(4)及び上記の資料を踏まえて、学習・教育の成果が認められることについて、資料を基に記述する。		
	卒業時アンケート、卒業生アンケート、就職先企業アンケートの結果からは、卒業時に学生は、学科共通のディプロマ・ポリシー（G1～G7）および各学科のディプロマ・ポリシー（1～3）についてのアンケートがある。それらすべてについては、達成したとほぼ達成したの結果が殆どを占める。 就職先企業からのアンケート結果からは、本校卒業生・修了生の仕事に対する平均的な評価（83社）から、非常に満足（49社）、満足（30社）、普通（4社）、不満（0社）、非常に不満（0社）などが得られている。また、教育目標に対する満足度も調査している。これらの結果を考慮すると、(2)～(4)の評価結果から学習・教育の成果が認められると考えられると判断できる。しかし、学科共通のディプロマ・ポリシー（G1～G7）および各学科のディプロマ・ポリシー（1～3）についてのアンケートには、他のディプロマ・ポリシーに比べて満足度が低いものもある。	したがって、本校では、上記のアンケート結果（評価結果）により、学習・教育の成果が認められると判断する。	

観点 7－1－③ 就職や進学といった卒業後の進路の状況等の実績から判断して、学習・教育の成果が認められるか。

【留意点】なし。

関係法令 （法）第122条 （施）第178条

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学校として把握している最近5年間の就職率及び進学率から判断して、学習・教育の成果が認められるか。 ■ 認められる	◇【別紙様式】卒業生進路実績表	資料より、就職率・進学率はほぼ100％であり、学校として把握している最近5年間の就職率及び進学率から判断して、学習・教育の成果が認められる。	

(2) 学校として把握している就職先や進学先は、各学科の養成しようとする人材像に適したものとなっているか。 ■ なっている			
	◆就職率・進学率や就職先等から、養成しようとする人材像にかなった成果が得られているかどうかについて、資料を基に記述する。		
	進学先は専攻科又は大学工学部が占めている。 就職先では、製造業やサービス業などエンジニアとしての仕事についている場合がほとんどを占めている。したがって、学校として把握している就職先や進学先は、各学科の養成しようとする人材像に適したものとなっている。		

7－1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。

該当なし			

基準 7

優れた点			
最近5年間に於いて、本校学生が就職率および進学率はともにほぼ100%である。また、本校学生が就職先での仕事に対する満足度評価（83社）は、非常に満足（49社）、満足（30社）、普通（4社）、不満（0社）、非常に不満（0社）などが得られており、本校学生に対する就職先の評価は高い。さらに、本校学生の能力に対する外部評価結果の一例として、令和元年度技術士第一次試験の結果を見ると、受験者全体の申込者数に基づく合格率30.9%に対して、同基準による本校学生の合格率は70%（合格者数30）とかなり高い。上記の事実により、本校における学習・教育の成果が認められる。			
	◇【別紙様式】卒業生進路実績表		
	資料1-1-3-(1)-08 「データの収集・蓄積状況がわかる資料（進路先アンケート）」		再掲
	資料7-1-2-(5)-02 「学習・教育の成果を把握・評価していることがわかる資料（技術士第一次試験結果）」		再掲
改善を要する点			
該当なし			

基準 8 専攻科課程の教育活動の状況

評価の視点 8－1 専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教育課程が体系的に編成され、専攻科課程としてふさわしい授業形態、学習指導法等が採用され、適切な研究指導等が行われていること。また、専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）並びに修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、成績評価・単位認定及び修了認定が適切に行われており、有効なものとなっていること。			
観点 8－1－① 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。 【留意点】 ○ 観点 1－2－⑤の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえた授業科目の配置となっているか分析すること。 ○ 本評価書Ⅰ(1)4. において、特例適用専攻科又は J A B E E 認定プログラムについて記載した場合は、その結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の項目について、個別の記入は要しない。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
（根拠理由欄） 本校では、特例適用専攻科の認定を受けており、その際に本観点を満たすことが確認されている。			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえて、適切な授業科目を体系的に配置しているか。	◇カリキュラム一覧表、授業科目系統図等の授業科目配置状況がわかる資料		
観点 8－1－② 準学士課程の教育との連携、及び準学士課程の教育からの発展等を考慮した教育課程となっているか。 【留意点】 ○ 本評価書Ⅰ(1)4. において、特例適用専攻科又は J A B E E 認定プログラムについて記載した場合は、その結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の項目について、個別の記入は要しない。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
（根拠理由欄） 本校では、特例適用専攻科の認定を受けており、その際に本観点を満たすことが確認されている。			

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 専攻科の教育課程は、準学士課程の教育との連携、及び準学士課程の教育からの発展等を考慮しているか。	◇連携及び発展等の考慮状況がわかる資料		
観点 8－1－③ 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導上の工夫がなされているか。			
【留意点】 ○ 本評価書Ⅰ(1)4.において、J A B E E 認定プログラムについて記載した場合は、その結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の各項目について、個別の記入は要しない。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
（根拠理由欄）			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、講義、演習、実験、実習等の適切な授業形態が採用されているか。	◇授業形態の開講状況（バランスを含む。）がわかる資料		
	資料8-1-3-(1)-01 「専攻科の授業形態の開講状況がわかる資料（専攻科課程カリキュラム表）」		
	資料8-1-3-(1)-02 「専攻科の授業形態の開講状況がわかる資料（専攻科課程 開設単位数一覧表）」		
	◆授業形態のバランスが適切であることについて、資料を基に記述する。		
	2 専攻の開設単位の講義，演習，実験実習の割合は以下のとおりである。 ・生産・建設システム工学専攻（開設単位83単位，講義：70％，演習：5％，実験実習：25％） ・電子情報システム工学専攻（開設単位87単位，講義：71％，演習：5％，実験実習：24％） 講義，演習，実験実習がカリキュラム・ポリシーに基づき配置されている。 したがって，教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき，講義，演習，実験，実習等の適切な授業形態が採用されていると判断する。		

(2) 教育内容に応じて行っている、学習指導上の工夫には、どのような工夫があるか。（該当する選択肢にチェック■する。） ■ 教材の工夫 ■ 少人数教育 ■ 対話・討論型授業 ■ フィールド型授業 ☐ 情報機器の活用 ☐ 基礎学力不足の学生に対する配慮 ☐ 一般科目と専門科目との連携 ☐ その他	◇チェックした項目の実施状況がわかる資料		
	資料8-1-3-(2)-01 「学習指導上の工夫がわかる資料（教材の工夫・少人数教育）」	本校では、少人数教育，対話・討論型授業，フィールド型授業を行っている。	
	資料8-1-3-(2)-02 「学習指導上の工夫がわかる資料（対話型・討論型）」		
	資料8-1-3-(2)-03 「学習指導上の工夫がわかる資料（フィールド型）」	フィールド型授業は，専攻科のシステム技術実験2において，島根県からの委託業務（インターンシップ等受入企業改善提案事業）の中で，4～7名の班を編成し，島根県内の企業を訪問し，提示された課題の解決策の提案を行う授業である。	
		◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。	
観点 8－1－④ 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教養教育や研究指導が適切に行われているか。 【留意点】 ○ 教養教育の実施状況や学生の研究指導が、学校教育法上の目的及び学校の教育の目的を達成する上で適切なものであるかどうかを分析すること。 ○ 本評価書Ⅰ(1)4. において、特例適用専攻科について記載した場合は、その結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の項目について、個別の記入は要しない。			
関係法令 （法）第119条第2項			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
（根拠理由欄） 本校では，特例適用専攻科の認定を受けており，その際に本観点を満たすことが確認されている。			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生への教養教育や研究指導を、適切に行っているか。	◇教養教育や研究指導の実施状況がわかる資料		

観点 8－1－⑤ 成績評価・単位認定基準が、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、成績評価・単位認定が適切に実施されているか。			
【留意点】 ○ 本評価書Ⅰ(1)4.において、J A B E E 認定プログラムについて記載した場合は、その評価結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の各項目について、個別の記入は要しない。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
（根拠理由欄）			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 成績評価や単位認定に関する基準を、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、策定しているか。 ■ 策定している	◇成績評価や単位認定に関する規定等の該当箇所		
	資料8-1-5-(1)-01 「成績評価・単位認定がわかる資料（専攻科に関する規則）」	第7条－第10条 専攻科カリキュラムは、各専攻のディプロマ・ポリシーに定めた能力を修学期間に身に付けるように構成している。カリキュラム・ポリシーは、教育課程の編成方針，教育課程の実施方針，成績評価基準からなる。	
(2) 成績評価や単位認定に関する基準に基づき、各授業科目の単位認定等を行っているか。 ■ 行っている	◇成績評価の組織内でのチェック等、成績評価が適切に実施されていることがわかる資料		
	資料8-1-5-(2)-01 「評価がシラバス記載どおり行われていることがわかる資料（専攻科委員会議事要旨）」	専攻科委員会において成績評価，単位認定が行われている。	

(3) 1単位の履修時間が授業時間以外の学修と合わせて45時間である授業科目を配置している場合、授業時間以外の学修についての評価がシラバス記載どおりに行われていることを学校として把握しているか。	◇学校として把握していることがわかる資料		
	資料8-1-5-(3)-01 「評価がシラバス記載どおり行われていることがわかる資料（成績資料収集要領）」	成績資料収集チェックリストの10には、学生の自学自習時間に関係する資料を提出するようになっている。授業時間以外の学修についての評価は、シラバスによって明示されている。授業アンケートには、シラバスに記載された評価が行われたことと自学自習時間についてのいくつかの質問があり、学校として授業時間以外の学修について評価される。専攻科修了時のアンケートによりシラバスが活用されていたかを把握している。	
	資料8-1-5-(3)-02 「評価がシラバス記載どおり行われていることがわかる資料（成績資料一斉点検）」		
	資料8-1-5-(3)-03 「評価がシラバス記載どおり行われていることがわかる資料（成績資料収集チェックリスト）」		
	資料8-1-5-(3)-04 「評価がシラバス記載どおり行われていることがわかる資料（アンケート）」		
(4) 成績評価や単位認定に関する基準を学生に周知しているか。	◇周知を図る取組の内容（学生の手引きへの掲載、ウェブサイトでの明示等。）がわかる資料		
	資料8-1-5-(4)-01 「成績評価や単位認定に関する基準を学生へ周知していることがわかる資料（専攻科履修ガイドブック）」	p.13-p.14 学生全員に配布されるガイドブックによっても成績評価や単位認定に関する基準を学生に周知している。	
(5) (4)について、学生の認知状況を学校として把握しているか。	◇認知状況がわかる資料		
	資料2-3-1-(2)-01 「教員評価を実施していることがわかる資料（授業アンケート）」	授業アンケートには、シラバスに記載された評価が行われたどうかの質問項目がある。また、修了生アンケートによりシラバス、ガイドブック及びガイダンスを通じて成績評価方法や単位認定基準を理解しているか確認を行っている。よって、アンケートにより、学生の認知状況について把握している。	再掲
	資料8-1-5-(5)-01 「学生の認知状況を把握している資料（修了時アンケート）」		
(6) 追試、再試の成績評価方法を定めているか。	◇追試、再試の成績評価の規程等がわかる資料		
	資料8-1-5-(6)-01 「追試、再試の成績評価の規程等がわかる資料（専攻科に関する規則）」	学生全員に配布されるガイドブックによっても追試や再試の説明がなされている。科目ごとのシラバスでは、追試や再試の成績評価方法を示している。	
	資料5-3-1-(6)-02 「追試、再試の成績評価の規程等がわかる資料（実施要項）」	追試や再試の評価方法については、本科の4・5年生に準じて行っており、専攻科については今年度作成予定である。	再掲

(7) 成績評価結果に関する学生からの意見申立の機会があるか。 ■ ある	◇成績評価結果に関する学生からの意見申立の機会の規定等がわかる資料		
	資料8-1-5-(7)-01 「成績評価結果に関する学生からの意見申立の機会の規程等がわかる資料（アンケート）」	教員には、「専攻科における学業成績評価に係る申し合わせ事項」により周知している。周知状況の確認は、授業アンケートにより、「⑧定期試験が返却され、採点に対する疑義を受け付ける機会が確保されていた」との質問がある。アンケートはWeb入力であるので、確保されていない場合は、授業合同WGで担当教員が把握される。なお、来年度より、専攻科履修ガイドブックにも記載し周知する予定である。	
	資料8-1-5-(7)-02 「成績評価結果に関する学生からの意見申立の機会の規程等がわかる資料（シラバス）」		
	資料8-1-5-(7)-03 「成績評価結果に関する学生からの意見申立ての機会の規程等がわかる資料（申し合わせ事項）」		
(8) 成績評価等の客観性、厳格性を担保するため、どのような組織的な措置を行っているか。（該当する選択肢にチェック■する。） ■ 成績評価の妥当性の事後チェック ■ 答案の返却 ■ 模範解答や採点基準の提示 ☐ G P A の進級判定への利用 ☐ 成績分布のガイドラインの設定 ■ 複数年次にわたり同じ試験問題が繰り返されていないことのチェック ■ 試験問題のレベルが適切であることのチェック ☐ その他			
	資料8-1-5-(3)-02 「評価がシラバス記載どおり行われていることがわかる資料（成績資料一斉点検）」		再掲
	資料8-1-5-(3)-03 「評価がシラバス記載どおり行われてことがわかる資料（成績資料収集チェックリスト）」		再掲
	資料8-1-5-(8)-01 「成績評価結果等の客観性、厳格性を担保していることがわかる資料（アンケート）」		
	◆実施状況や成績分布を踏まえて、成績評価や単位認定における基準の客観性・厳格性を担保するための措置が、有効に機能しているかどうかについて、資料を基に記述する。		
	成績資料収集では、提出成績、成績評価詳細、模範解答と配点ができる資料を保管するとともに、採点された答案のPDFファイルが保管される。FD・SD委員会が行う成績資料一斉点検では、教員相互による成績資料の点検がなされ、その結果がFD・SD委員会で管理されており、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置を行っている。 本科と同様に、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な取り組みとして、成績評価資料の一斉点検を行っている。複数年次にわたり同じ試験問題が繰り返されていないことなどのチェックは、成績資料収集チェックリストにより教員に確認している。試験問題のレベルが適切かどうかのチェックは、試験の平均点及び授業アンケートにより確認している。		
	◆その他の項目にチェックした場合は、具体的な内容を記述する。		

観点 8－1－⑥ 修了認定基準が、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、修了認定が適切に実施されているか。			
【留意点】 ○ 本評価書Ⅰ(1)4.において、J A B E E 認定プログラムについて記載した場合は、その評価結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の各項目について、個別の記入は要しない。			
関係法令 (法)第119条第2項			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
(根拠理由欄)			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学則等に、修業年限を 1 年以上と定めているか。	◇学則等の該当箇所がわかる資料		
	資料8-1-6-(1)-01 「修業年限を定めていることがわかる資料（学則）」	第45条 学則では「修業年限は2年とする。ただし、4年を超えて在学することはできない。」とある。	
(2) 修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、修了認定基準を定めているか。	◇定めている該当規程や修了認定基準		
	資料1-2-4-(1)-01 「専攻科課程ディプロマ・ポリシーがわかる資料（学校要覧）」	p.8	再掲
	資料8-1-6-(2)-01 「修了認定基準を定めていることがわかる資料（専攻科に関する規則）」	第14条 専攻科のカリキュラム・ポリシーでは、各専攻のディプロマ・ポリシーに定めた能力を、修学期間に身に付けるように構成し、かつ、修了認定基準を定めている。	
	資料8-1-3-(1)-01 「専攻科の授業形態の開講状況がわかる資料（専攻科課程カリキュラム表）」		再掲
(3) 修了認定基準に基づき、修了認定しているか。	◇関係する委員会等の会議資料		
	資料8-1-6-(3)-01 「修了認定基準に基づき卒業認定していることがわかる資料（学校協議会規則）」	第4条、第6条	
	資料1-3-1-(1)-02 「三つの方針の点検を行う体制がわかる資料（専攻科委員会規則）」	第2条	再掲
	資料8-1-5-(2)-01 「成績評価が適切に行われていることがわかる資料（専攻科委員会議事要旨）」	修了認定基準を判定可能な修得単位一覧を作成し、専攻科委員会にて、修了認定を行っている。	再掲
	資料8-1-6-(3)-02 「修了認定基準に基づき卒業認定していることがわかる資料（専攻科部会議事概要）」		

(4) 修了認定基準を学生に周知しているか。 ■ 周知している	◇周知を図る取組の内容（学生の手引きへの掲載、ウェブサイトでの明示等。） がわかる資料		
	資料8-1-6-(2)-01 「修了認定基準を定めていることがわかる資料（専攻科に関する規則）」	学生全員に配布する専攻科規則（専攻科履修ガイドブック）により周知している。	再掲
(5) (4)について、学生の認知状況を学校として把握しているか。 ■ 把握している	◇学生の認知状況を把握していることがわかる資料		
	資料8-1-5-(5)-01 「学生の認知状況を把握している資料（修了時アンケート）」	修了認定基準の学生の認知状況は修了生アンケートによりシラバス、ガイドブック及びガイダンスを通じて修了認定基準を理解しているか確認を行っている。	再掲
8－1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。 特に専攻科課程の教育課程及び教育方法に関して、準学士課程の5－1及び5－2の内容を参考に、特記すべき個性や特色等があれば、自由に記入すること。			
該当なし			
評価の視点			
8－2 専攻科課程としての入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切に運用されており、適正な数の入学状況であること。			
観点8－2－① 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な入学者選抜方法が採用されており、実際の学生の受入れが適切に実施されているか。			
【留意点】 ○ 合否判定基準については、提示できるものがあれば、提示すること。自己評価書での提示が不可能な場合は、訪問調査時に提示すること。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 検証及び検証結果を改善に役立てる体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇検証の体制に関する資料		
	資料1-3-1-(1)-02 「三つの方針の点検を行う体制がわかる資料（専攻科委員会規則）」	アドミッション・ポリシーに沿った学生を受け入れているかの検証は、上記の資料により、専攻科委員会が行うことになる。	再掲
	◇改善に役立てる体制に関する資料		
(2) (1)の体制の下、実際に入学した学生が、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿っているかどうかの検証を行っているか。 ■ 行っている	◇検証を行っていることがわかる資料		
	資料1-3-1-(1)-02 「三つの方針の点検を行う体制がわかる資料（専攻科委員会規則）」		再掲
	資料8-2-2-(2)-01 「APに沿った学生受入れについての検証等が行われていることがわかる資料」	下記の検証を専攻科委員会において行っている。今後も毎年、専攻科委員会において、次年度入試に向けて検証及び改善を行ってゆく。 ・推薦選抜では、調査書（成績証明書を含む）、推薦書、面接（口頭試問を含む）により、アドミッション・ポリシーを満たしていることを確認している。 ・学力選抜では、調査書（成績証明書を含む）、学力試験、面接により、アドミッション・ポリシーを満たしていることを確認している。面接を免除する場合にも、調査書の「在学中の状況」欄により、専門的技術開発に意欲を有していることを確認している。 ・社会人特別選抜では、調査書（成績証明書を含む）、志望理由書、面接（口頭試問を含む）により、アドミッション・ポリシーを満たしていることを確認している。 ・AO選抜では、調査書（成績証明書を含む）、志望理由書、取り組み報告書、面接審査（プレゼンテーションを含む）により、アドミッション・ポリシーを満たしていることを確認している。	
	資料1-3-1-(2)-02 「三つの方針を点検していることがわかる資料（専攻科委員会）」		再掲

(3) (2)の検証の結果を入学者選抜の改善に役立てているか。 ■ 改善に役立てている			
	資料8-2-2-(3)-01 「APの検証結果を入学者選抜の改善に役立てていることがわかる資料」		
	◆検証の結果に基づいた具体的な改善の実施状況を踏まえて、検証の結果を改善に役立てている状況について、資料を基に記述する。 令和2（2020）年度入試より、数学における問題の難易度と問題数のバランスをより一層考慮し、学力入試における数学の試験時間を90分から60分に変更するとともに、令和3年度入試より、数学の出題分野を「微分積分（微分方程式を含む），線形代数，確率・統計」から「微分積分（微分方程式を含む），線形代数」に変更した。		
観点８－２－③ 実入学者数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況になっていないか。また、その場合には、入学者選抜方法を改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。 【留意点】 ○ （2)の体制の整備は、必ずしもこの取組のためだけの組織を整備することを求めているのではなく、既存の委員会に対応することとなっている場合には、当該委員会に関する規定の所掌において定員と実入学者数との関係の把握と必要な改善のための取組が明示されていることを分析すること。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生定員を専攻ごとに学則等で定めているか。 ■ 定めている	◇学則等の該当箇所		
	資料8-2-3-(1)-01 「学生定員を学則にて定めていることがわかる資料（学則）」	学則第42条 専攻および定員は次のとおりである。 ・生産・建設システム工学専攻 8人 ・電子情報システム工学専攻 12人	

(2) 専攻ごとの入学定員と実入学者数との関係を把握し、改善を図るための体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇体制の整備に係る規程等がわかる資料		
	資料1-3-1-(1)-02 「三つの方針の点検を行う体制がわかる資料（専攻科委員会規則）」		再掲
	資料8-2-3-(2)-01 「専攻ごとの入学定員と実入学者数との関係を把握・改善していることがわかる資料（専攻科委員会議事録）」	専攻ごとの入学定員と実入学者数との関係を把握しているが、問題は起こっていない。 毎年、募集要項作成時に募集定員を含む要項について、審議している。下記の資料（【別紙様式】平均入学定員充足率計算表）より、実入学者は定員を十分満たしている。専攻ごとの入学定員と実入学者数との関係は良好であるので、変更はしていない。つまり、専攻科委員会は、専攻ごとの入学定員と実入学者数との関係を把握し、募集要項の見直しを行っている。したがって、専攻ごとの入学定員と実入学者数との関係を把握し、改善を図るための体制を整備していると判断する。	
(3) 過去 5 年間の専攻ごとの入学定員に対する実入学者数が適正であるか。 ■ 超過又は不足がある	◇【別紙様式】平均入学定員充足率計算表		
(4) 過去 5 年間で、実入学者数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況にあった場合は、改善の取組を行っているか。 ■ 行っていない	◆大幅に超過、又は大幅に不足している状況にあった場合には、該当する専攻について、実入学者数の改善に資する取組や教育環境等の改善により教育等に支障が生じないように取った対応等、実際に行った事例がわかる資料を基に記述する。		
	資料8-2-3-(4)-01 「専攻科の入学者数超過の対応についてわかる資料（平面図）」		
	過去5年間の専攻科の入学定員に対する入学者数の割合が、生産・建設システム工学専攻で1.49倍、電子情報システム工学専攻で1.91倍であるが、専攻科の授業および研究を行うための講義室および実験室、専攻科学生ラボなどは十分に準備されており、教育・研究環境の実態に問題はない。		

8－2 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
該当なし			
評価の視点			
8－3 修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に照らして、学習・教育・研究の成果が認められること。			
観点8－3－① 成績評価・修了認定の結果から判断して、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育・研究の成果が認められるか。			
【留意点】			
○ 学生の成績（修了時のG P A 値等。）や修業年限修了率、単位修得率（登録授業単位数に対する修得単位数の率。）等、成果を総合的に分析すること。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力について、成績評価・修了認定の結果から学習・教育・研究の成果を把握・評価するための体制を整備しているか。	◇体制の整備状況がわかる資料		
	資料1-3-1-(1)-02 「三つの方針の点検を行う体制がわかる資料（専攻科委員会規則）」		再掲
	資料8-1-6-(3)-01 「修了認定基準に基づき卒業認定していることがわかる資料（学校協議会規則）」		再掲
(2) 学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力について、成績評価・修了認定の結果から学習・教育・研究の成果を把握・評価しているか。	◇成績評価・修了認定等に関するデータ・資料		
	資料8-1-5-(2)-01 「成績評価が適切に行われていることがわかる資料（専攻科委員会議事概要）」		再掲
	資料8-3-1-(1)-01 「DPについて学習・教育の成果を把握・評価する体制がわかる資料(学位授与電子申請)」		
	資料8-3-1-(2)-01 「学習・教育・研究の成果を把握・評価していることがわかる資料（工学研究シラバス，専攻科研究発表業績）」	研究については，本科の卒業研究とは異なり，シラバスの到達目標「7.研究結果を学外（学会，研究会など）で発表する。」ことが定められている。	

(3) (2)の結果から学習・教育・研究の成果が認められるか。 ■ 認められる	◇把握・評価の実施状況がわかる資料		
	資料8-1-5-(2)-01 「成績評価が適切に行われていることがわかる資料（専攻科委員会議事概要）」		再掲
	資料8-1-6-(3)-01 「修了認定基準に基づき卒業認定していることがわかる資料（学校協議会規則）」		再掲
	資料8-1-6-(3)-02 「修了認定基準に基づき卒業認定していることがわかる資料（専攻科部会議事概要）」		再掲
	資料8-3-1-(1)-01 「DPについて学習・教育の成果を把握・評価する体制がわかる資料(学位授与電子申請)」		再掲
	◆左記(2)及び上記の資料を踏まえて、学習・教育・研究の成果が認められることについて、資料を基に記述する。 本校では、学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力について、専攻科部会にて修了認定を行っている。その結果、過去5年間の専攻科修了生すべてが学位を取得している。したがって、学習・教育・研究の成果が認められる。		
観点 8－3－② 達成状況に関する学生・修了生・進路先関係者等からの意見の聴取の結果から判断して、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育・研究の成果が認められるか。 【留意点】 ○ (1)の体制の整備が、観点 8－3－①同じ体制で実施されている場合には観点 8－3－①と同じ資料となる。 ○ (2)(3)(4)は、観点 1－1－③で分析している種々の評価結果の一部と同一のものであるため、内容の整合性に留意して分析すること。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力について、学生・修了生・進路先関係者等からの意見聴取の結果に基づいて、学習・教育・研究の成果を把握・評価するための体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇体制の整備状況がわかる資料		
	資料1-3-1-(1)-02 「三つの方針の点検を行う体制がわかる資料（専攻科委員会規則）」		再掲
	資料7-1-1-(1)-02 「DPについて学習・教育の成果を把握・評価する体制がわかる資料(自己点検・評価委員会規則)」	自己点検・評価委員会では、学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力について、学生・修了生・進路先関係者等からの意見聴取（アンケート）を行っている。	再掲

(2) 学生が修了時に身に付けた学力、資質・能力について、修了時の学生に対する意見聴取の結果から学習・教育・研究の成果の把握・評価を行っているか。 ■ 行っている	◇意見聴取の結果に関するデータ・資料		
	資料1-1-3-(1)-03 「データの収集・蓄積状況がわかる資料（専攻科修了時アンケート）」		再掲
	資料7-1-2-(5)-01 「学習・教育の成果を把握・評価していることがわかる資料（自己点検・評価委員会）」	自己点検・評価委員会の分析結果は、公開され、専攻科委員会にフィードバックされる。	再掲
(3) 学生が修了時に身に付けた学力、資質・能力について、修了生（修了直後でない者）に対する意見聴取の結果から学習・教育・研究の成果の把握・評価を行っているか。 ■ 行っている	◇把握・評価の実施状況がわかる資料		
	資料1-1-3-(1)-04 「データの収集・蓄積状況がわかる資料（卒業生アンケート）」		再掲
	資料7-1-2-(5)-01 「学習・教育の成果を把握・評価していることがわかる資料（自己点検・評価委員会）」		再掲
(4) 学生が修了時に身に付けた学力、資質・能力について、進路先関係者等に対する意見聴取の結果から学習・教育・研究の成果の把握・評価を行っているか。 ■ 行っている			
	資料1-1-3-(1)-08 「データの収集・蓄積状況がわかる資料（進路先アンケート）」	例えば、本校卒業生・修了生の仕事に対する平均的な評価（83社）から、非常に満足（49社）、満足（30社）、普通（4社）、不満（0社）、非常に不満（0社）などが得られている。また、教育目標に対する満足度も調査している。「外国語による基礎的なコミュニケーション能力がある」では、回答65社、非常に満足（7社）、満足（9社）、普通（47社）、不満（2社）、非常に不満（0社）などとなっている。	再掲
	資料7-1-2-(5)-01 「学習・教育の成果を把握・評価していることがわかる資料（自己点検・評価委員会）」		再掲
(5) (2)～(4)の評価結果から学習・教育・研究の成果が認められるか。 ■ 認められる			
	資料7-1-2-(5)-01 「学習・教育の成果を把握・評価していることがわかる資料（自己点検・評価委員会）」		再掲
	◆左記(2)～(4)及び上記の資料を踏まえて、学習・教育・研究の成果が認められることについて、資料を基に記述する。		
	自己点検・評価委員会は、学生が修了時に身に付けた学力、資質・能力について、修了時、修了後、進路先等にアンケートを行い、学習・教育の成果が認められるか把握・評価を行っている。アンケート結果、学習・教育の成果が認められる。		

観点8－3－③ 就職や進学といった修了後の進路の状況等の実績から判断して、学習・教育・研究の成果が認められるか。			
【留意点】なし。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学校として把握している最近5年間の就職率及び進学率から判断して、学習・教育・研究の成果が認められるか。	◇【別紙様式】修了者進路実績表	資料より、就職率・進学率はほぼ100％であり、学校として把握している最近5年間の就職率及び進学率から判断して、学習・教育の成果が認められる。	
(2) 学校として把握している就職先や進学先は、各専攻の養成しようとする人材像に適したものとなっているか。	資料8-3-3-(2)-01 「就職先・進路先が各専攻の養成しようとする人材像と一致していることがわかる資料（入学・就職状況・進学状況）」	p.50-p.51	
	◆就職率・進学率や就職先等から、養成しようとする人材像にかなった成果が得られているかどうかについて、資料を基に記述する。		
	最近の修了生の進路先は以下のとおりである。これらの就職先や進学先は、各専攻の養成しようとする人材像に適したものとなっている。 【就職先】 製造業：48％，建設業：9％，情報通信29％，公務9％，サービス業：5％， 【進学先】 大学院：5人		

観点 8－3－④ 修了生の学位取得状況から判断して、学習・教育・研究の成果が認められるか。			
【留意点】 ○ 学位の取得を目的としていない専攻科については、「□学位の取得を目的としていないので、該当しない」の欄をチェックすること。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1)過去5年間の修了生の学位取得の状況から、学習等の成果が認められるか。 ■ 認められる	◇学位取得状況がわかる資料		
	資料8-3-4-(1)-01 「過去5年間の学位取得状況がわかる資料」	平成25年度から平成30年度の間、専攻科修了生と学位取得者は同数で、この間、学位を取得できなかった修了生はいない。	
		したがって、過去5年間の修了生の学位取得の状況から、学習等の成果が認められると判断する。	
8－3 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
該当なし			

基準 8

優れた点

(1) 最近の修了生の進路先は以下のとおりである。製造業：48％，建設業：9％，情報通信29％，公務9％，その他のサービス業：5％。これらの就職先や進学先は，各専攻の養成しようとする人材像に適したものでかつ学生の希望の進路となっている。

(2) 本校では，学生が卒業時に身に付ける学力，資質・能力について，成績評価・修了認定の結果から学習・教育・研究の成果をきちんと評価している。過去5年間における専攻科への入学状況において，志願者数は定員の2.3倍～3.5倍，入学者数は定員の1.5倍～2.0倍をそれぞれ記録しており，かつ過去5年間の学位取得状況から，専攻科修了生すべてが学位を取得している。したがって，学習・教育・研究の成果が認められる。

(3) 本校専攻科での工学研究（必修・16単位）は，本科の卒業研究とは異なり，シラバスの到達目標として，「7.研究結果を学外（学会，研究会など）で発表する」ことが定められている。専攻科生の研究レベルについては，学外での評価も含まれており，質的保証の取り組みがなされている。

	資料8-3-3-(2)-01 「就職先・進路先が各専攻の育成しようとする人材像と一致していることがわかる資料（入学・就職状況・進学状況）」		再掲
	資料8-3-4-(1)-01 「過去5年間の学位取得状況がわかる資料」		再掲
	資料8-3-1-(2)-01 「学習・教育・研究の成果を把握・評価していることがわかる資料（工学研究シラバス，専攻科研究発表業績）」		再掲

改善を要する点

該当なし
